

第5次苫前町総合振興計画

～いつまでも暮らしていける苫前に！～

基本構想

平成28年度 ➡ 令和7年度

後期基本計画

令和3年度 ➡ 令和7年度

令和3年3月

北海道苫前町

「いつまでも暮らしていける苫前に！」 の実現に向けて

近年の地方を取り巻く環境は、殆どの地域で少子高齢化や過疎化が進行するなど、年々厳しさを増しておりますが、AIなどの最新テクノロジーを活用した便利な社会（Society 5.0）や、持続可能な開発目標（SDGs）に関連した施策の展開など、地方自治は新たな局面を迎えています。

更に申し上げれば、人口を増やすことは難題ではありますが、先端技術を使うことにより、地域が50年先100年先更にはその先まで生き残るための土台を築くことができると私は確信をしています。

先の「苫前町総合振興計画・前期基本計画」に基づく令和2年度までの5年間では、子育て・教育環境の充実をはじめ、共生社会の実現、安全・安心に向けた取組や産業振興、中山間地域対策など、住民生活に関わる様々な取組を進め、本町の更なる発展の礎を築いてまいりました。

この度の令和7年度までの「第5次苫前町総合振興計画・後期基本計画」は、スマート農業やスマート水産業などの先端技術や再生可能エネルギーの普及などにより、本町の様々な地域資源やポテンシャルを最大限に活用した持続可能な地域社会を実現するための指針となっています。

町政運営に当たりましては、基本構想に掲げる将来像「いつまでも暮らしていける苫前に！」を合言葉に、町民の皆さまとの対話を重視した開かれた町政の下で、町民と行政が一体となった夢と希望の持てるまちづくりを目指すため、小さな声にも耳を澄まし信頼と安心力を確かなものにしながら、「さらに前へ」向かうことのできる町政運営に全力を傾注して取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見をいただきました町民の皆さま、多大なるご尽力をいただきました苫前町総合振興計画策定委員会の委員の皆さま、更には関係各位に心から感謝とお礼を申し上げます。

令和3年3月

苫前町長 福 士 敦 朗

目 次

【序論】

第1章	基本構想改定と後期基本計画策定の目的	13
第1節	基本構想改定と後期基本計画策定の趣旨	13
第2節	計画策定指針	13
第3節	計画の構成と期間	13
第2章	計画策定の背景	15
第1節	町を取り巻く社会潮流	15
第2節	町の現状	17
第3章	まちづくりの主要課題	27
第1節	町を取り巻く社会潮流と今後のまちづくりの主要課題	27

【基本構想】

第1章	町の将来像	31
第2章	まちづくりの視点	31
第3章	将来人口	32
第4章	まちづくりの目標～主要施策～	34
大綱1	未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくり	35
大綱2	健康で生きがいをもって暮らせるまちづくり	36
大綱3	町民主体の地域コミュニティ豊かなまちづくり	37
大綱4	活気あふれるにぎわいのまちづくり	38
大綱5	利便性の高い快適空間のまちづくり	39
大綱6	安全で安心な暮らしのできるまちづくり	40
大綱7	効率的で質の高い町政運営を進めるまちづくり	41
第5章	土地利用構想	42

【基本計画】

第1章	基本計画について	45
第1節	計画の構成	45
第2節	計画の期間	45
第3節	7つのまちづくりの目標と5つの重点戦略	45
大綱1	未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくり	51
第1節	子育て家庭への支援	52

(1) 育児のためのコミュニティの充実 -----	52
①相談できる場の充実	
②社会の子育て機能の向上の促進	
(2) 経済的支援の拡充 -----	52
①希望する人が子どもを持てる支援	
②乳幼児医療費支給基準の拡充	
③保育料徴収金の改定	
④ひとり親家庭等への自立支援	
(3) 仕事と子育ての両立支援の推進 -----	53
①保育サービスの拡充	
第2節 子どもが健やかに育つ環境の整備 -----	54
(1) 幼児教育・保育・子育て支援の一体的な推進 -----	54
①子育て条例の推進	
②事業計画の推進	
③幼保一元化に向けた検討	
(2) 母子保健・医療の充実 -----	54
①乳幼児健康診査の実施	
②小児救急医療体制の充実	
③発達に遅れや偏りのある子どもの支援	
(3) 充実した子育て環境の形成 -----	55
①地域における子育て支援の促進	
②子どもの居場所の確保	
③児童虐待の防止	
(4) 青少年健全育成の推進 -----	55
①青少年活動の支援	
②社会環境の浄化の促進	
第3節 学校教育の充実 -----	57
(1) 「生きる力」をはぐくむ教育の推進 -----	57
①確かな学力の定着と向上	
②豊かな人間性の育成	
③健やかな体づくり	
④グローバル化への対応	
(2) 良好な教育環境の充実 -----	58
①教育環境の整備と充実	
②教育相談体制の充実	
③教職員の資質能力の向上ときめ細やかな指導の充実	
④特別支援教育の充実	
(3) 地域・家庭・学校の連携 -----	58
①連携体制の推進	
②保育所・認定こども園・小学校連携、小・中学校連携	
③学校に関する情報提供の推進	
④高等学校教育の充実	
(4) 学校の適正規模に向けた取り組み -----	59
①小中学校の適正規模に向けた取り組み	
大綱2 健康で生きがいをもって暮らせるまちづくり -----	61
第1節 健康づくりの推進 -----	62

(1) 健康づくりを行う環境の醸成 -----	62
①意識の啓発	
②健康的な生活習慣の確立	
③地域健康づくりの支援	
(2) スポーツによる健康づくりの推進 -----	63
①スポーツ活動の促進	
②スポーツ活動への参加機会の充実	
(3) 地域保健対策の推進 -----	63
①各種健（検）診の推進	
②保健事業の拡充	
③感染症対策の推進	
(4) 地域医療体制の拡充 -----	63
①地域医療体制の充実	
②苫前厚生クリニック2階の有効活用の検討	
第2節 地域で支える福祉の推進 -----	66
(1) 地域福祉活動の促進 -----	66
①地域福祉計画の策定・推進	
②地域福祉ネットワークの確立	
③福祉活動の担い手の育成	
(2) 人にやさしいまちづくりの推進 -----	67
①ノーマライゼーション理念の普及	
②人にやさしいまちづくり	
(3) 要配慮者の見守り活動の促進 -----	67
①要配慮者の見守り支援体制の充実	
第3節 高齢者福祉の推進 -----	68
(1) 生きがいづくりの推進 -----	68
①各種講座の開催	
②老人クラブ活動の支援	
③シルバー人材センターへの支援	
(2) 介護予防の推進 -----	69
①介護予防・生活支援サービス事業の推進	
②一般介護予防事業の推進	
(3) 生活支援の充実 -----	69
①地域包括支援センターの充実	
②各種介護サービスの推進	
③高齢者の権利擁護	
(4) 地域ケア体制の強化 -----	69
①地域ケア体制の強化	
第4節 障がい者（児）福祉の推進 -----	71
(1) 社会参加の促進と就労支援の推進 -----	71
①社会参加の促進	
②就労支援の充実	
(2) 相談支援の拡充 -----	71
①相談支援事業の推進	
②関係機関との連携	
③介護者支援の強化	
(3) 地域生活支援の拡充 -----	72
①各種福祉サービスの充実	

②権利擁護の推進

第5節	社会保障制度の適正な運用	73
(1)	医療保険制度の適正な運営	73
	①国民健康保険事業の健全化	
	②後期高齢者医療制度の円滑な運営	
	③医療費の抑制	
(2)	介護保険事業の適正化	74
	①介護保険制度の啓発・周知	
	②介護保健事業の充実	
(3)	国民年金制度の周知	74
	①国民年金制度の周知	
(4)	生活自立への支援	74
	①相談体制の充実	
	②生活保護の適正化	
大綱3	町民主体の地域コミュニティ豊かなまちづくり	77
第1節	人権の尊重	78
(1)	啓発・教育活動の推進	78
	①啓発活動の推進	
	②人権教育の推進	
(2)	人権相談体制の充実	78
	①相談体制の充実	
	②各機関との連携の強化	
第2節	男女共同参画社会の推進	80
(1)	男女平等の意識づくりの推進	80
	①固定的役割分担意識の是正	
	②男女平等教育の推進	
(2)	男女共同参画の推進	80
	①男女共同参画の推進	
	②あらゆる分野への男女共同参画	
	③相談・支援体制の充実	
(3)	男女対等な社会づくりの推進	81
	①「ワーク・ライフ・バランス」の実現	
第3節	協働によるまちづくり	82
(1)	町民参画の仕組みづくり	82
	①町民参加機会の拡充	
	②情報提供の充実	
(2)	協働の担い手の育成	83
	①協働の担い手の育成	
(3)	定住・移住の促進とU・Iターン希望者への支援	83
	①定住・移住とU・Iターン希望者への受入れ支援	
第4節	地域コミュニティ・地域間交流の推進	84
(1)	コミュニティ意識の啓発	84
	①コミュニティ意識の高揚	
	②ボランティア活動への支援	

	③地域コミュニティの場としての公共施設の活用	
(2)	町内会活動の活性化の促進	85
	①町内会加入率の向上	
	②町内会活動への支援	
(3)	広域交流の充実	85
	①友好都市との交流促進	
	②ふるさと会との交流促進	
	③国内交流の充実	
(4)	多文化共生の推進	85
	①交流機会の推進	
	②国際的な人材の育成	
第5節	スポーツ・芸術・文化活動の推進	86
(1)	スポーツ活動の充実	86
	①スポーツ活動の推進	
	②指導者・リーダーの発掘・育成	
(2)	芸術・文化活動の充実	86
	①芸術・文化活動の支援	
	②歴史・文化の保存と継承	
(3)	多様な学習機会の提供	87
	①学習内容の充実	
	②学習効果の活用	
	③学習環境の整備	
大綱4	活気あふれるにぎわいのまちづくり	88
第1節	農業の振興	89
(1)	魅力ある産地づくりの推進	89
	①地域農産物のブランド化	
	②地産地消の推進	
	③苦前ブランド・6次産業化の確立	
(2)	農業経営の向上	90
	①スマート農業の確立	
	②経営体の支援	
	③コントラクターや酪農ヘルパーの利用促進	
	④有害鳥獣による被害防止対策	
(3)	担い手の育成と労働力の確保	90
	①担い手の育成	
	②新規就農者の確保	
	③労働力の確保	
(4)	農地の保全・担い手への集積	90
	①優良農地の保全	
	②担い手への農地集積	
	③農業用水の確保	
(5)	町営牧場の効率的な運営	91
	①町営牧場の効率的な管理運営	
第2節	林業の振興	94
(1)	森林の健全な育成	94
	①適正な森林管理の促進	
	②カラマツや間伐材の需要拡大	
	③留萌産トドマツ材の販路拡大	

	④公益的機能の啓発	
(2)	林業経営の安定化（合理化）と担い手の確保	95
	①林業経営の安定化（合理化）	
	②担い手の確保	
第3節	漁業の振興	96
(1)	安定した漁業経営の確立	96
	①生産性・生産者価格の向上	
(2)	漁業生産の拡大	96
	①資源管理体制の確立	
	②つくり育てる漁業の推進	
(3)	生産基盤の整備	97
	①漁港・漁場・漁業関連施設の整備	
(4)	担い手の育成と労働力の確保	97
	①担い手の育成	
	②新規着業者の確保	
	③労働力の確保	
(5)	水産物の消費と販路の拡大	97
	①地産地消の推進と販路の拡大	
(6)	水産加工業の振興	97
	①苫前ブランド・6次産業化の確立	
(7)	漁村地域の活性化	98
	①漁村空間の活性化	
第4節	商業・工業の振興	99
(1)	商工業の活性化	99
	①商工会との連携強化	
	②中小企業の支援	
	③販路の拡大	
	④魅力ある商店街の形成	
	⑤人材の育成	
	⑥苫前ブランド・6次産業化の確立	
(2)	企業誘致の推進	100
	①企業誘致の推進	
第5節	観光の振興	101
(1)	観光振興の取り組み	101
	①苫前町観光ビジョンの推進	
	②インバウンドを含めた観光客の誘致	
	③「シティプロモーション」の活用	
	④とままえらしいイベントの推進	
	⑤おもてなしの推進	
	⑥観光環境と観光振興体制の整備	
第6節	雇用の促進と勤労者支援	103
(1)	雇用安定の促進	103
	①地元雇用の促進	
	②求職活動の支援	
	③助成制度の周知	
	④労働力確保の為に受入れ体制の整備	
(2)	勤労者支援の推進	103

- ①コミュニティビジネスの支援
- ②勤労者福祉の向上

大綱5	利便性の高い快適空間のまちづくり	105
第1節	地域特性に即したまちづくりの推進	106
	(1) 適切な土地利用の推進	106
	①計画的な土地利用	
	(2) 地域の特徴に合ったまちづくりの推進	106
	①協働によるまちづくりの推進	
	②自然環境の保全と調和	
	(3) 景観の保全・活用	107
	①歴史的景観の保全・活用	
	(4) 特色のあるまちなみ景観の形成	107
	①景観形成に関する意識の醸成	
	②公共施設や公的空間の修景・整備	
第2節	道路網の整備	108
	(1) 幹線道路の整備	108
	①広域幹線道路の整備	
	②その他幹線道路の整備	
	(2) 生活道路の整備	108
	①町道の整備	
	②歩道の整備	
	③安全な通学路の確保	
	④計画的な維持修繕と長寿命化の推進	
	(3) 道路環境の整備	109
	①快適な道路環境の整備	
	②人にやさしい道路づくりの推進	
	③除排雪体制の確立	
	④古丹別地区流雪溝の適正管理	
第3節	河川の整備	112
	(1) 河川の整備	112
	①古丹別川水系古丹別川の整備	
	②古丹別川水系の治水対策	
	③普通河川における総合治水と利水対策の推進	
	(2) 身近な親水空間の創出	112
	①親水空間の充実と河川美化活動の促進	
第4節	公共交通の充実	113
	(1) 公共交通機関の充実と環境整備	113
	①バス交通の充実と環境整備	
	②にこにこタクシー運行事業の有効活用	
第5節	情報通信の推進	114
	(1) 地域間の情報格差の是正	114
	①超高速ブロードバンド基盤の整備	
第6節	快適な生活環境	115
	(1) 下水道施設の利用促進と整備	115

	①下水道の長寿命化の推進	
	②下水道事業の健全な運営	
	③個人設置型浄化槽の普及促進	
(2)	簡易水道の充実	1 1 6
	①安定した水資源の確保	
	②水道事業の健全な運営	
(3)	住宅の確保と宅地の造成	1 1 6
	①定住化の促進	
	②公営住宅の整備と適正な維持管理	
第7節	水と緑のネットワークの形成	1 1 8
(1)	公園・緑地の管理充実	1 1 8
	①公園・緑地の管理充実	
	②子どもの遊び場の提供	
(2)	緑化の推進	1 1 8
	①公共施設の緑化推進	
	②緑化活動の推進	
(3)	水辺空間の利用促進	1 1 9
	①河川空間の活用	
大綱6	安全で安心な暮らしのできるまちづくり	1 2 0
第1節	環境の保全・創造	1 2 1
(1)	環境にやさしい生活スタイルの構築	1 2 1
	①省エネ・省資源活動の推進	
	②再生可能エネルギーの普及	
(2)	良好な生活環境の保全・創出	1 2 1
	①不法投棄の未然防止	
	②生活型公害対策の推進	
	③空き家・空き地対策の推進	
(3)	環境汚染の防止	1 2 2
	①公害防止体制の充実	
(4)	風力発電事業の推進	1 2 2
	①風力発電事業の健全な運営	
	②風力発電からの町民還元	
第2節	総合的なごみ・し尿処理の推進	1 2 3
(1)	ごみの減量化・再資源化の推進	1 2 3
	①ごみの排出抑制	
	②再資源化の推進	
(2)	ごみ・し尿処理体制の充実	1 2 3
	①ごみ・し尿の広域処理体制の充実	
第3節	交通安全・防犯体制の充実	1 2 5
(1)	交通安全の推進	1 2 5
	①交通安全教育の推進	
	②交通安全対策の充実	
(2)	防犯体制の充実	1 2 5
	①防犯意識の啓発	
	②自主防犯組織のネットワーク化	
	③防犯設備の整備・充実	

第4節	防災・消防・救急体制の充実	127
	(1) 防災体制の充実	127
	①大規模地震対策	
	②危機管理体制の充実	
	③自主防災組織の育成	
	④要配慮者の支援体制構築	
	⑤災害時における相互支援体制の充実	
	(2) 災害に強いまちづくりの推進	128
	①国土強靱化対策の推進	
	②国土保全対策の推進	
	③防災意識の啓発	
	(3) 消防・救急体制の充実	128
	①消防力の充実	
	②救急体制の充実	
第5節	安全な消費生活の支援	131
	(1) 消費者の自立の支援	131
	①情報提供の充実	
	(2) 消費者相談体制の充実	131
	①消費者相談の周知	
	②関係機関との連携	
大綱7	効率的で質の高い町政運営を進めるまちづくり	132
第1節	行政運営の改革	133
	(1) 健全な行政運営の推進	133
	①計画の適正な進行管理	
	②健全な行政運営の推進	
	(2) 効率的な行政運営	133
	①事務の効率化	
	②適正規模の維持と組織の活性化	
	③長期的・効率的な公共施設の管理	
	(3) サービスの向上	134
	①サービスの質の向上	
	②職員資質の向上	
	③窓口サービスの向上	
第2節	財政運営の改革	136
	(1) 計画的な財政運営	136
	①計画的な財政運営	
	②財源の有効活用	
	(2) 財源の確保	136
	①自主財源の確保	
	②特定財源の活用	
	(3) 財政健全化の推進	137
	①財政健全化比率の公表	
	②財務書類の作成・公表	
第3節	広域行政の推進	138
	(1) 近隣自治体との連携強化	138
	①近隣市町村との連携	
	②近隣市町村の住民との交流	

(2) 広域処理業務の充実 ----- 138
① 広域処理業務の充実

資料 ----- 139

- 1 苫前町民憲章
- 2 第5次苫前町総合振興計画・後期基本計画 策定の体制
- 3 苫前町総合振興計画策定委員会設置要綱
- 4 苫前町総合振興計画策定委員会 委員名簿
- 5 苫前町総合振興計画策定委員会 事務局名簿

序 論

第1章 基本構想改定と後期基本計画策定の目的

第1節 基本構想改定と後期基本計画策定の趣旨

本町は、平成28年度に「第5次苫前町総合振興計画」を策定し、「笑顔が未来に広がる 躍動感あふれるまち」を将来像として、総合的かつ計画的なまちづくりを推進してきました。

前期基本計画策定時にも課題であった少子・高齢化の急速な進行により、国・地方の財政状況は、近年、厳しさが増えています。

また、国全体では企業業績の好調とともに失業率の改善が伝えられる中、実質賃金の伸び悩みや、格差の拡大、子どもの貧困、老後の不安などの社会的な課題に直面しています。一方、東日本大震災に続き、平成27年の関東・東北豪雨や平成28年の熊本地震、平成30年7月の西日本での豪雨により、自然災害への危機管理や地域でのつながりの重要性を再認識することとなりました。

このような中、地方分権が進み、各自治体が独自の取り組みで、少子・高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたり成長力を確保するための施策が求められます。

こうしたことから、新たなキャッチフレーズとして「いつまでも暮らしていける苫前に！」を将来像に掲げ、前期基本計画の進捗・成果と、町民の意見、時代の要請を反映させ、基本構想の改定と後期基本計画の策定を行うものです。

第2節 計画策定指針

1 町民ニーズの把握と反映

前期基本計画における施策と本町の現状課題を整理するとともに、後期基本計画に町民意見を反映させるため、町民との対話、総合振興計画策定委員会での検討及びパブリックコメントを実施します。

2 実効性の高い計画

前期基本計画の検証を行うとともに、まちづくりの重点課題を明確にし、後期基本計画の期間中に優先的・重点的に取り組むべき施策を絞り込み、着実に計画を推進することができる戦略的かつ実効性の高い計画とします。

3 分かりやすい計画

町民と町が課題や目標を共有できる分かりやすい計画とします。

第3節 計画の構成と期間

「第5次苫前町総合振興計画」は、基本構想、基本計画、実施計画により構成されます。

1 基本構想

本町がめざす将来像と、それを実現するための長期的な指針として、将来人口や施策の大綱、また土地利用構想などを定めます。
計画期間は平成28年度から令和7年度までの10年間とします。

2 基本計画

基本構想に定められた将来像を実現するため、施策の大綱に基づき、基本方針と個別の施策を体系的に示します。
計画期間は5年間で、平成28年度から令和2年度までを前期基本計画、令和3年度から令和7年度までを後期基本計画とします。

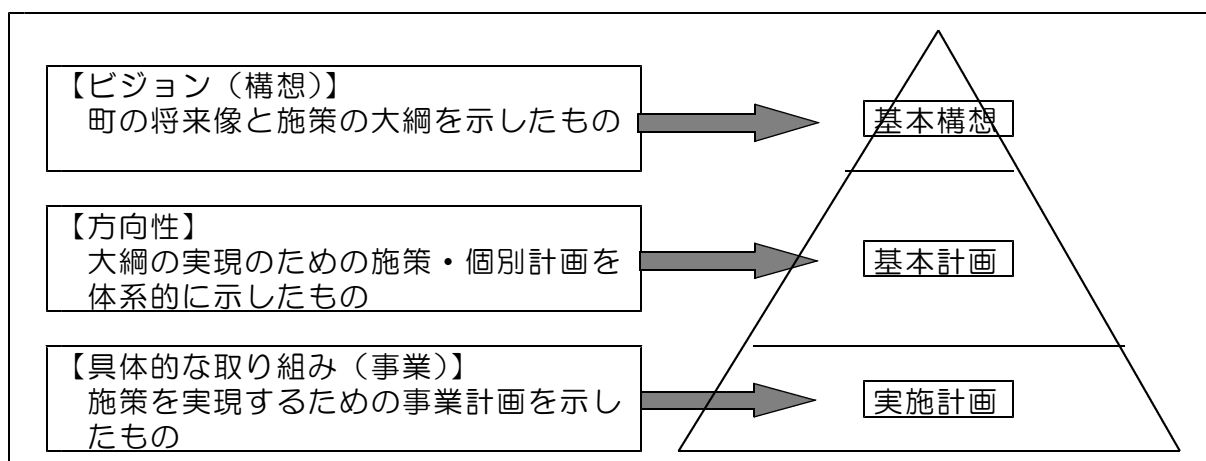
3 実施計画

基本計画で示された施策を実現するための事業計画で、予算編成や行政運営の指針です。
計画期間は5年間で、毎年度更新します。

計画の構成と期間

年度	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
基本構想	←----- 10カ年 -----→									
基本計画	←----- 前期基本計画 -----→					←----- 後期基本計画 -----→				
実施計画	←----- 前期実施計画 -----→					←----- 後期実施計画 -----→				

基本構想・基本計画・実施計画の関係



第2章 計画策定の背景

第1節 町を取り巻く社会潮流

(1) 少子高齢化と人口構造の変化

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口平成29年推計」によれば、日本の総人口は、平成27年の国勢調査において1億2,709万人ですが、以後、長期の人口減少過程に入るとされています。令和22年の1億1,092万人を経て、令和35年には一億人を割って、令和47年には8,808万人になるものと推計されています。

老年人口は、平成27年現在の3,387万人から、令和2年には3,619万人へと増加し、しばらくはゆるやかな増加が続くものの、令和12年に3,716万人となった後、第二次ベビーブーム世代が老年人口に入った後の令和24年に3,935万人でピークを迎え、その後は一貫した減少に転じます。

高齢化率は、平成27年現在の26.6%で4人に1人を上回る状態から、令和18年に33.3%で3人に1人となり、令和47年には38.4%、すなわち2.6人に1人が老年人口となることが予想されています。

(2) 経済を取り巻く社会環境の変化

日本経済は、景気の回復傾向が続き、企業業績の好調とともに、新卒採用率、失業率等は改善していますが、実質賃金や個人消費の伸び悩みが伝えられているとともに、新型コロナウイルスにより地域経済の落ち込みが深刻化しており、業種や地域によっては、企業の倒産・廃業や人員の削減、生産拠点の再編・撤退などがみられます。また、中心市街地や地域商業の衰退が各地で起きています。

人口減少、少子・高齢化の進展により、長期的には、消費の減少、経済規模の縮小や労働力の不足、財政状況の悪化、社会保障費の増大などが懸念されています。

(3) 将来への不安と地域コミュニティの弱体化

社会経済状況が急激に変化する中で、生活をめぐるさまざまな不安の高まりがみられます。

非正規雇用労働者の割合は、昭和59年には15.3%でしたが、平成29年には37.3%となりました。年齢階層別非正規雇用者の割合を見ると15～24歳の若年者では、平成2年に比べ平成26年は20.5%から48.6%まで28.1ポイント上昇して、全年齢階層の中で最大の上昇幅となり、若年の将来不安の原因となっています。

また、所得の格差が拡大し、子どもの貧困や社会的孤立の発生、高齢化による地域活動の衰退（自治会・町内会、消防団への加入・活動の低下など）により、人間関係の希薄化、地域コミュニティの弱体化

が懸念されます。地域活動への支援とともに、ボランティア団体・NPOによる市民活動の活性化が求められています。

〔４〕環境・エネルギー問題

極端な異常気象、海面上昇による島しょ国沿岸の浸水、深刻な干ばつによる食料不足と難民の発生、シカ熱などの感染症の世界的な拡大など、21世紀に入って毎年のように世界各地で気候変動と関連すると思われる事象が発生しており、地球温暖化対策は国際的な大きな課題となっています。平成27年12月の気候変動枠組条約第21回締結国会議で採択されたパリ協定（平成28年11月発効）は、歴史上初めて先進国・途上国の区別なく、温室効果ガス削減に向けて自国の決定する目標を提出し、目標達成に向けた取り組みを実施することなどを規定した公平かつ実効的な枠組みであり、今世紀後半の「脱炭素社会」の実現に向けた転換点となるものです。日本は、令和12年度に26%（平成25年度の比較）の排出削減目標の着実な達成に向け、地球温暖化対策計画に基づき、対策を着実に進めるとしています。更に、東日本大震災による原子力発電所の事故は、エネルギーのあり方について、根本的な問題を提起しました。モノやエネルギーの大量消費・大量廃棄する生活様式の転換を図り、地球にやさしく安全で再生可能なエネルギーの利用を進める取り組みが各地で行われています。

〔５〕様々な脅威の発生と危機管理の必要性

前期基本計画期間内でも、平成27年の関東・東北豪雨、平成28年の熊本地震、平成30年7月の西日本での豪雨などの広域で大規模な災害が各地で発生しています。台風や局地的な集中豪雨、竜巻も頻発しているほか、原子力発電所の事故、近隣国からの武力攻撃の脅威、鳥インフルエンザや新型コロナウイルスなどの感染症の拡大など、科学技術の進歩や国際環境の変化とともに、原因が複雑かつ多様化しています。一人ひとりが防災や安全意識を高めるとともに、地域や行政、民間企業も協力して、これらに備えておくことが必要です。

〔６〕地域の自主性・自立性の向上

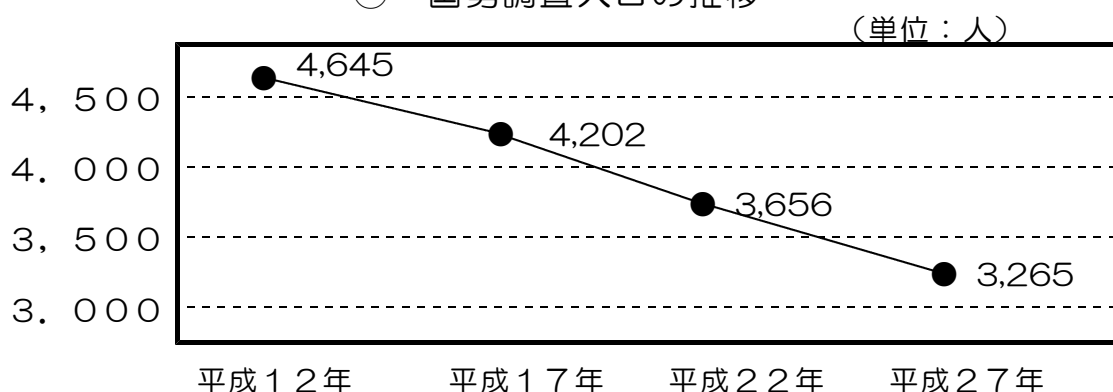
地方分権改革の推進によって地方自治体は、地域政策、条例制定などの決定権限が強まり、役割や責任の範囲が拡大し、自らの判断が重要となっています。人口減少、少子・高齢化が見込まれ、公共施設やインフラが老朽化する中でも、多様化する住民ニーズに応じるため、まちづくりのアイデアを発揮し、ICTの活用や民間活力の利用など、様々な工夫により、行政の効率化・行政サービスの高度化が強く求められています。また、住民一人ひとりの意欲が活かされるよう、行政と連携した協働のまちづくりなど、地方の自主性・自立性を高める必要性が高まっています。

第2節 町の現状

(1) 人口・世帯

- ・国勢調査人口の推移をみると、平成22年から平成27年までに391人の減少となっています。
- ・国勢調査による年齢別人口の推移では、65歳以上の減少（62人減）が最も多く、今後も高齢化が進むことが予想されます。
- ・人口動態をみると、過去10年間で死亡者が出生者を上回っており、自然減（356人減）となっています。また、転出者が転入者を上回っており、社会減（454人減）が続いていますが、近年鈍化傾向となっています。
- ・これらの要因としては、新規学卒者等や高齢化に伴う転出、後継者不足に伴う廃業による転出等が主なものです。

○ 国勢調査人口の推移



○ 国勢調査人口による年齢別人口の推移

(単位：人)

区分	年	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)
世帯数		1,774戸	1,774戸	1,520戸	1,420戸
人口総数		4,645人	4,202人	3,656人	3,265人
男女		2,243 2,402	1,989 2,213	1,710 1,946	1,549 1,716
0～4歳		183	148	105	86
5～9歳		188	164	133	113
10～14歳		221	171	154	134
15～19歳		269	220	175	151
20～24歳		201	147	110	76
25～29歳		252	180	111	104
30～34歳		222	221	147	122
35～39歳		244	226	197	144
40～44歳		240	219	206	198
45～49歳		284	249	200	190
50～54歳		310	282	239	193
55～59歳		332	296	270	218
60～64歳		380	298	272	261
65歳以上		1,319	1,381	1,337	1,275

○ 人口動態

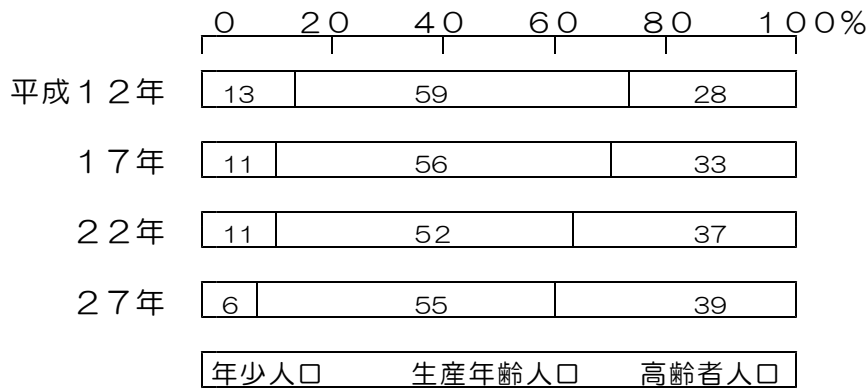
(単位：人)

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
自然動態	出生	15	24	20	24	23	12	23	19	16	14
	死亡	59	42	56	53	59	48	47	58	67	57
社会動態	転入	126	130	108	107	108	102	109	113	112	98
	転出	200	206	174	175	158	121	125	134	153	121

(住基年報：各年度3月末)

- 平成27年の国勢調査における年齢3区分別人口を近隣の町村と比べると、0～14歳の年少人口比率（6％）は、最も低いですが、15～64歳の生産年齢人口比率（55％）は、中間に位置し、また、65歳以上の高齢者人口比率（39％）は、増毛町と羽幌町に次いで高くなっています。

○ 年齢3区分別人口構成比の推移

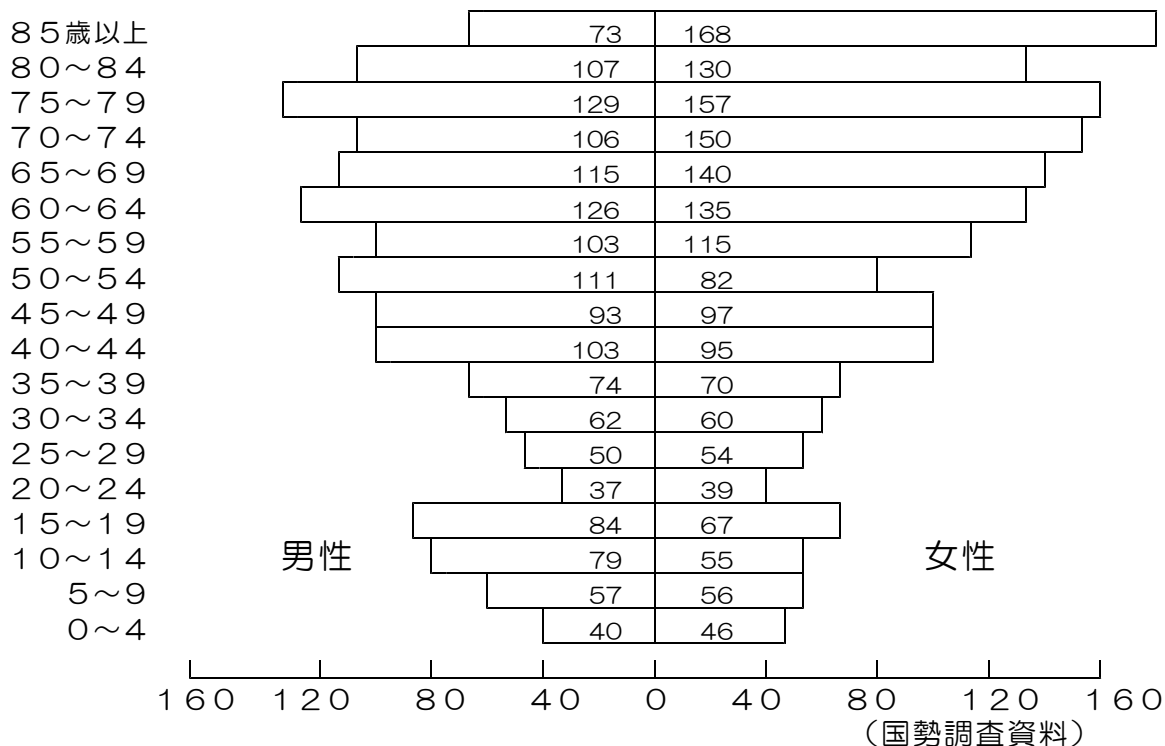


○ 年齢3区分別人口（平成27年）



- 平成27年の苫前町の人口ピラミッドをみると、男性は団塊の世代である60～64歳と75～79歳までの年齢層が多く、また、女性では60～64歳以上の年齢層が全体のピラミッド構成の大部分を占めています。

○ 年齢5歳階級別人口（平成27年）



- 世帯構成の特徴は、留萌振興局管内の市町村と同じ世帯構成であり、なかでも「夫婦のみ」世帯が多く、北海道の24%を上回り30%となっています。

○ 一般世帯の構成比（平成27年）

（単位：％）

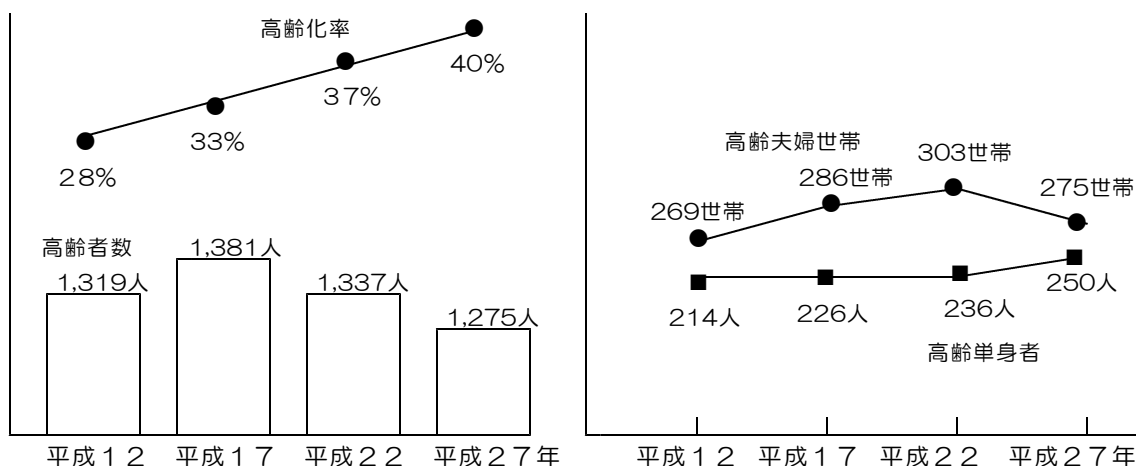
	夫婦のみ	夫婦と子ども	ひとり親と子ども	各世帯以外の世帯	非親族を含む世帯	単独世帯
苫前町	30	19	7	11	0	32
留萌振興局	30	18	7	9	0	34
北海道	24	23	9	6	1	37

（国勢調査資料）

- ・高齢化に伴い、平成12年の国勢調査以降、高齢化率は高い増加率となっており、これは人口減少が進行していくなかで、高齢者数が世帯構成において高い割合となっていますが、平成17年の国勢調査以降においては、減少しています。
- ・一方、高齢夫婦世帯は平成22年の国勢調査を下回りましたが、高齢単身者は、増加しています。

○ 高齢化の推移

○ 高齢夫婦世帯・高齢単身者の推移



(2) 広域流動

- ・平成27年の国勢調査における昼夜間人口比率（昼間人口／夜間人口×100）は100.6%で、天塩町に次いで高い割合となっており、昼間人口と夜間人口の差はみられません。

○ 昼夜間人口比率

（単位：人、%）

	平成22年			平成27年			昼夜間人口比率の差
	常住人口	昼間人口	昼夜間人口比率	常住人口	昼間人口	昼夜間人口比率	
苫前町	3,656	3,658	100.1	3,265	3,283	100.6	0.5
増毛町	5,078	4,883	96.2	4,497	4,295	95.5	△0.7
小平町	3,717	3,592	96.6	3,336	3,257	97.6	1.0
羽幌町	7,964	7,969	100.1	7,327	7,327	100.0	△0.1
初山別村	1,369	1,357	99.1	1,217	1,197	98.4	△0.7
遠別町	3,084	3,036	98.4	2,806	2,770	98.7	0.3
天塩町	3,780	3,902	103.2	3,243	3,337	102.9	△0.3

（国勢調査資料）

- ・平成27年の国勢調査における町外への通勤流出率（通勤流出者／常住地による就業者）は9.1%で、約1割が町外通勤となっています。町外へ通勤者（通勤流出者）は減少に転じていますが、町内で働く人（従業地による就業者）も減少しています。

- 平成27年の国勢調査における町外への通勤者の通勤先は、羽幌町が最も多くなっています。

○ 通勤流出率の推移

(単位：人、%)

	通勤流入者	従業地による就業者	流入率	通勤流出者	常住地による就業者	流出率
平成12年	274	2,505	10.9	201	2,431	8.3
平成17年	178	2,062	8.6	190	2,086	9.1
平成22年	202	1,823	11.1	156	1,792	8.7
平成27年	196	1,690	11.6	150	1,643	9.1

(国勢調査資料)

(3) 就業人口

- 総就業者は各調査時において、年々、減少に転じています。増加していた第3次産業の従業人口も、平成12年をピークに減少に転じています。

○ 産業別就業者数の推移

(単位：人)

	総就業者数	増減数	第1次産業	増減数	第2次産業	増減数	第3次産業	増減数	分類不能
7年	2,686	△220	1,002	△149	732	7	951	△79	1
12年	2,431	△255	873	△129	595	△137	962	11	1
17年	2,086	△345	807	△66	353	△242	924	△38	2
22年	1,792	△294	715	△92	258	△95	815	△109	4
27年	1,643	△149	647	△68	245	△13	751	△64	0

(国勢調査資料)

- 産業3区分別就業者構成比では、第1次産業は減少傾向にあります。また、第2次産業、第3次産業ともに増加に転じています。

○ 産業3区分別就業者構成比の推移

(単位：%)

	第1次産業	第2次産業	第3次産業
平成7	37.3	27.3	35.4
平成12	35.9	24.5	39.6
平成17	38.7	16.9	44.3
平成22	39.9	14.4	45.5
平成27	39.3	14.9	45.7

(国勢調査資料)

- 本町の産業3区分別構成比を近隣の町村と比べると、第1次産業の構成比が最も高く、第3次産業の構成比が最も低くなっています。

○ 産業3区分別就業者構成比の比較（平成27年）

（単位：％）

	第1次産業	第2次産業	第3次産業
苫前町	39.3	14.9	45.7
増毛町	23.2	24.2	52.3
小平町	31.3	14.8	53.4
羽幌町	18.4	13.1	64.1
初山別村	32.4	12.3	54.5
遠別町	29.9	16.0	52.6
天塩町	24.4	16.4	58.8

（国勢調査資料）

（4）農業

- 平成22年から平成27年の間に、総農家数は減少しましたが、第一種兼業と自給的農家は増加しています。

○ 農家数の推移

（単位：戸）

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総農家数	235	210	167	154
販売農家総数	213	185	143	127
専業	63	69	102	85
第一種兼業	122	100	36	40
第二種兼業	28	16	5	2
自給的農家	22	25	24	27

（農林業センサス）

- 販売農家は、担い手の約4割が60歳以上となっています。

○ 農業就業人口〔販売農家〕（平成27年）

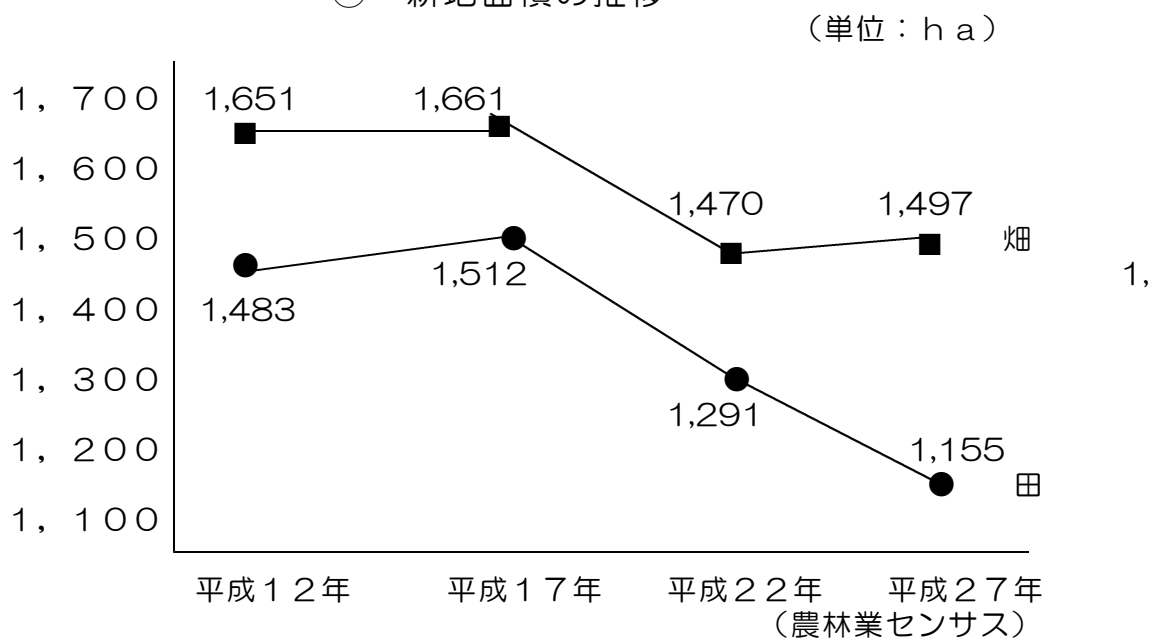
（単位：戸）

	男性	女性	合計
75歳以上	26	20	46
70～74	17	12	29
65～69	16	19	35
60～64	27	15	42
55～59	20	23	43
50～54	15	20	35
45～49	14	7	21
40～44	14	15	29
35～39	7	5	12
30～34	12	9	21
25～29	7	8	15
20～24	2	5	7
15～19	3	3	6
合計	180	161	341

（農林業センサス）

- 経営耕地面積は、平成12年から平成27年の15年間に於いて、総面積で15%弱減少しました。

○ 耕地面積の推移



(5) 漁業

- ・ 漁家数は僅かに減少傾向にありますが「その他の釣漁業」など、新たな漁業に着業する漁家が増加しています。

○ 漁家数の推移

(単位：戸)

	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年
底びき網漁業	4	1	10	10
刺網	16	13	13	23
その他の網漁業	—	7	—	—
その他の釣漁業	—	2	—	8
その他の漁業	34	29	16	32
ほたて養殖漁業	15	15	14	14
その他のほえ縄漁業	—	—	—	3
採藻漁業	—	—	—	7
合計	69	67	53	97

(漁業センサス)

- ・ 漁業就業人口では、約3割が60歳以上となっておりますが、生産年齢人口への引継が進んでいます。

○ 漁業就業人口（平成30年）

(単位：戸)

	男性	女性	合計
75歳以上	5	—	5
70～74	1	—	1
65～69	4	—	4
60～64	14	—	14
55～59	11	—	11
50～54	12	—	12
45～49	7	—	7
40～44	15	—	15
35～39	7	—	7
30～34	8	—	8
25～29	9	—	9
20～24	7	—	7
15～19	3	—	3
合計	103	—	103

(漁業センサス)

- ・ 漁家数の増加にともない、漁船数も増加に転じています。

○ 漁船数の推移

(単位：隻)

	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年
漁船	106	97	64	72

(漁業センサス)

(6) 工業

- 本町の工業の事業所数、従業者数は平成28年をピークに減少しています。また、製造品出荷額は平成28年以降好転の兆しがあり、僅かなら付加価値額は増加傾向にあります。

○ 工業の推移

	事業所数(箇所)	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)	付加価値額(万円)
平成21年	5	56	71,292	31,179
平成22年	5	53	63,996	27,711
平成23年	未調査			
平成24年	6	78	88,451	34,865
平成25年	6	80	86,619	25,982
平成26年	6	62	86,620	30,039
平成27年	未実施			
平成28年	6	89	153,879	19,747
平成29年	5	61	85,523	21,476
平成30年	5	67	101,031	22,933

(工業統計調査)

○ 工業指標

	平成29年	平成25年	増減率
事業所数 (箇所)	5	5	0%
従業者数 (人)	61	67	9.8%
製造品出荷額等(万円)	85,523	101,031	18.1%
付加価値額 (万円)	21,476	22,933	6.8%
付加価値率 (%)	25.1	22.7	△ 9.6%
事業所1箇所当たり			
従業者数 (人)	12.2	13.4	9.8%
出荷額等 (万円)	17,104.6	20,206.2	18.1%
従業者1人当たり			
出荷額等 (万円)	1,402.0	1,507.9	7.6%
付加価値額 (万円)	352.1	342.3	△ 2.8%

(注) 付加価値率は、付加価値額/製造品出荷額等×100 (工業統計調査)

- 雇用の大きな業種は、食料品製造業となっています。

○ 産業分類別の概況 (平成30年)

	事業所数		従業者数		製造品出荷額等		付加価値額	
	箇所	構成比	人	構成比	万円	構成比	万円	構成比
総数	5	100.0	67	100.0	101,031	100.0	22,933	100.0
食料品製造業	3	60.0	49	73.1	X	X	X	X
飲料・たばこ・飼料製造業	1	20.0	11	16.4	X	X	X	X
木材・木製品製造業	1	20.0	7	10.5	X	X	X	X

(工業統計調査)

(7) 商業

- 商業は近年、統計調査の基準が変更されており厳密には比べられませんが、次のとおり考えられます。
- 卸売業については、横ばい傾向であると考えられます。
- 小売業では、事業所の減少に伴い年間販売額が減少傾向にあり、後継者不足による廃業や大型店の立地がこうした結果につながっているものと推測されます。

○ 商業の推移（卸売業）

	事業所数	従業員数	年間販売額（万円）
平成14年	5	18	X
平成16年	4	13	30,732
平成19年	4	13	43,910
平成24年	3	7	35,200
平成26年	4	14	218,593
平成28年	4	12	37,600

（平成26年以前：商業統計調査）

（平成28年：経済センサス活動調査）

○ 商業の推移（小売業）

	事業所数	従業員数	年間販売額（万円）
平成14年	57	186	X
平成16年	49	162	183,716
平成19年	41	142	140,719
平成24年	30	99	98,700
平成26年	28	97	103,080
平成28年	23	78	84,400

（平成26年以前：商業統計調査）

（平成28年：経済センサス活動調査）

第3章 まちづくりの主要課題

第1節 町を取り巻く社会潮流と今後のまちづくりの主要課題

(1) 人口減少と少子・高齢化に対応したまちづくり

本町は、国勢調査ベースで平成27年3, 265人とこれまでの国勢調査のなかで最も低い人口となっています。平成12年からの5年間ごとの減少率は9.5%、13.0%、10.7%と次第に減少率が増えています。

高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）は平成27年の国勢調査では39.1%であり、高齢化率は急速に高まることが予測されます。

そのため、人口減少と少子・高齢化は、地域活動の低下や税収の減少などにつながることから、定住化の促進や子育て支援などの対策が必要です。

(2) 生活を支える基盤や安心・安全への配慮

町民意識において、重要度の高い施策として、農業漁業の基盤強化による生産振興と担い手の確保、苫前ブランド及び6次産業化の推進、高齢者・障がい者福祉対策と医療の拡充、災害に強い安心・安全なまちづくり、子育て支援対策と教育環境の充実など、安全・安心に対する分野や保健・医療・福祉サービスの分野などに対するニーズが高くなっています。

人口減少や財政制約の強まりを踏まえ、町民と行政が協働、連携し、町民が快適に安全で安心して生活できる施策が必要です。

(3) 環境に配慮したまちづくり

環境との共生がまちづくりの大きなテーマとなっていますが、もとより本町では、風力発電をはじめ、農業・漁業生産などを通して環境との調和に努めてきました。

世界的には、異常気象やプラスチック製品をはじめとする廃棄物による海洋汚染など、地球規模での環境問題が深刻化していますが、LED照明や省エネ家電の普及、再生可能エネルギーの価格の低下など、エネルギー問題への取り組みの成果も現れはじめています。

町民一人ひとりが、環境にやさしい生活スタイルへの心がけや地域で再生可能エネルギーの導入を進めるなど、環境にやさしい暮らしの実現の対策が求められます。

(4) 地域の経済力の維持・向上

国の経済は回復基調にあると言われる一方、地域や分野、世代による格差が大きくなってきています。
雇用においては、若年者を中心に非正規雇用者が増加し、また、過労死などの働き方の問題も出てきており、ワーク・ライフ・バランスを確保することが雇用主、働き手の両方の課題となっています。
一方、厳しい国際競争の中で、日本の産業構造は、商業や金融・医療・福祉などの第三次産業が中心となるサービス化が進み、企業や事業所の立地の再編が進んでいます。
こうした中で、魅力あるまちづくりにより、企業が立地したくなる環境の整備や身近な生活関連サービスの創出など、雇用機会の確保に取り組むことが必要です。

(5) 情報化への対応

スマートフォンやSNS(ソーシャル・ネットワーキングサービス)などの普及により、生活や産業などあらゆる分野において、ICTの活用が進み、情報が瞬時に共有できる新しいサービスが提供されています。その一方で、個人情報流出や名誉き損、金融犯罪に巻き込まれる負の側面も出てきています。
情報化の便利さが広く町民に享受されるよう、ICTを積極的かつ効果的に活用していくための能力を高めると同時に、町民、基幹産業などさまざまな活動主体の活性化が望まれます。

(6) 高まる子育て・教育環境の整備の必要性

人口減少の長期的な克服には、出生率の上昇が不可欠ですが、そのためには若い世代が、希望をもって出産・子育てのできる環境が求められています。
また、国際化や情報化が進む中で、子どもたちが将来、自立して生活し、社会で活躍するためには、これまで以上に家庭や学校の教育環境を整えることが求められます。
町全体で、健やかな子育てと生きる力をつける教育を支える仕組みを整備することが必要です。

(7) 地方分権改革と協働の推進

地方分権は、地方の提案に基づき法改正を進める提案募集方式が採用されたように、地方自治体の創意工夫が試される段階になっています。地方自治体は地域の実情に応じて、自らの権限を活用することが求められています。
一方、地域全体での子育ての取り組みや、高齢化・人口減少対策などの課題は、行政だけで解決することは難しくなっています。

こうしたことから、町民の発案やアイデアの活用、また町民、基幹産業など地域のさまざまな活動主体が、行政と連携して力を発揮できるように協働の仕組みづくりの構築が求められます。

用語の解説

ICT：Information and Communication Technologyの略であり「情報通信技術」の意味。IT (Information Technology) とほぼ同義の意味を持つ。国際的にICTが定着していることなどから、日本でもICTがITに代わる言葉として広まりつつある。

NPO：Non-Profit Organizationの略であり「非営利組織」の意味。特に、政府や企業などではできない社会的な問題に、営利を目的とせずに取り組み民間組織（民間非営利団体）をいう。

高齢化率：総人口に占める65歳以上人口の占める割合。

再生可能エネルギー：自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギー。有限でいずれ枯渇する化石燃料などと違い、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生、供給され、地球環境への負荷が少ない。新エネルギー（中小水力・地熱・太陽光・太陽熱・風力・雪氷熱・温度差・バイオマスなど）、大規模水力、波力・海洋温度差熱などのエネルギーをさす。

生産年齢人口：15歳以上65歳未満の人口。

地方分権：従来の中央集権に対し、国と地方自治体の関係を従来の主従の関係から対等・協力の関係に改め、地方自治体の自己決定と自己責任による行政運営を実現すること。

年少人口：15歳未満の人口。

老年人口：65歳以上の人口

ワーク・ライフ・バランス：国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

基本構想

第1章 町の将来像

第5次総合振興計画の将来像は「笑顔が未来に広がる 躍動感あふれるまち」と決めました。

このような中、地方分権が進み、各自治体が独自の取り組みで、少子・高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたり成長力を確保するための施策が求められています。

このことを受け、第5次総合振興計画の大枠を引き継ぐと同時に、町民との対話を重視した夢と希望の持てるまちづくりを進めるために、将来像は「いつまでも暮らしていける苦前に！」と改定しました。

いつまでも暮らしていける苦前に！

第2章 まちづくりの視点

誰もが健康で生きがいをもって暮らせるまちをつくる

子どもから高齢者まで、町民誰もが健康で生きがいをもって暮らせる環境づくりを進めます。

- 生涯にわたり健康で幸せに暮らせるまちづくり
- 地域で安心して暮らせるまちづくり
- 子どもが輝き、人を育てる心豊かなまちづくり

町民が主体となったにぎわいのまちをつくる

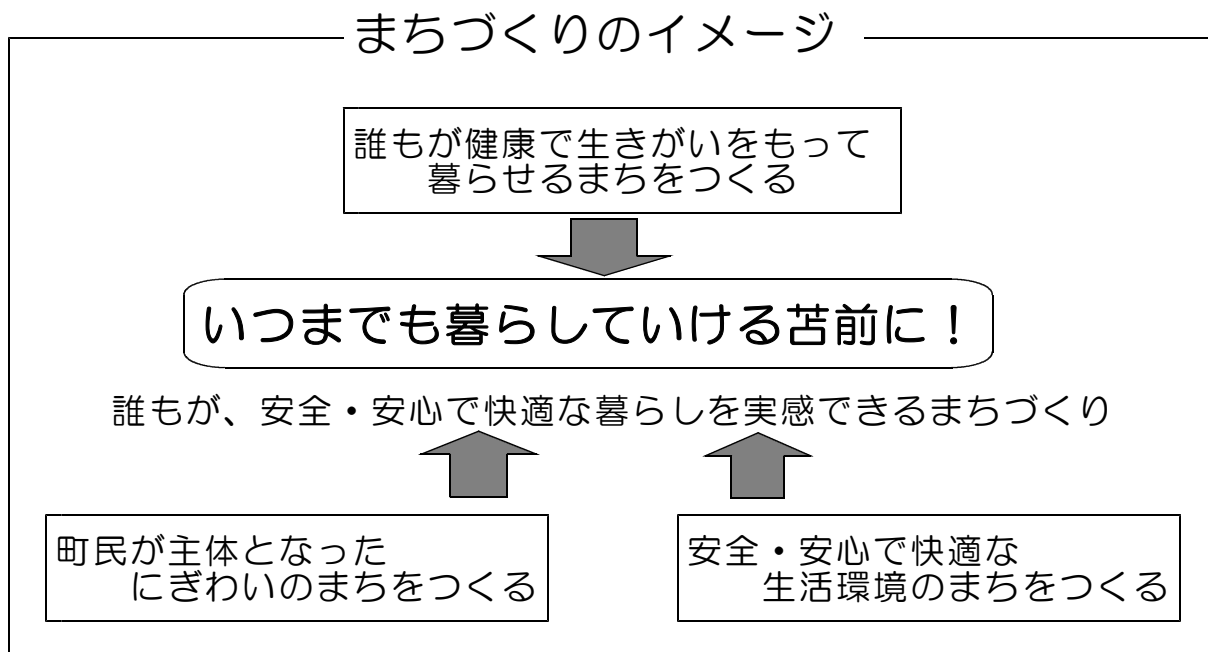
地域コミュニティによる新たな交流や、多様な人材を活かした雇用を図り、活気とにぎわいにあふれたまちづくりを進めます。

- 地域の活性化をめざすまちづくり
- 新たな交流ができるまちづくり
- 高齢者や女性など多様な人材を活かしたまちづくり
- 多様な主体と行政が役割分担した、協働のまちづくり

安全・安心で快適な生活環境のまちをつくる

水と緑にあふれた自然環境のなかで、日常生活から災害時まで、誰もが安全で安心して快適な暮らしのできるまちづくりを進めます。

- 災害に強く、安心して暮らせるまちづくり
- 犯罪や事故の少ない安全なまちづくり
- 環境と共生する快適な居住空間のまちづくり



第3章 将来人口

基本構想目標年度に当たる令和7年度の将来目標人口を第5次総合振興計画策定時の3,000人を改め、2,800人と設定します。

まち・ひと・しごと創生人口ビジョンに基づく推計の結果、本計画の目標年度である令和7年度には2,693人程度になることが予想されますが、地元での雇用機会の促進や住みやすい環境の整備などにより、地域の定着が図られるよう各施策を推進し、目標人口の達成をめざします。

推計人口

(単位：人)

年 区分	実績			推計
	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)
人口総数	3,679	3,258	2,987	2,693
0～4歳	105	91	90	79
5～9歳	136	106	96	83
10～14歳	163	127	100	94
15～19歳	148	138	131	85
20～24歳	99	93	114	73
25～29歳	116	100	89	86
30～34歳	153	122	108	91
35～39歳	192	148	116	111
40～44歳	204	179	136	104
45～49歳	205	194	179	144
50～54歳	236	190	201	200
55～59歳	286	219	185	183
60～64歳	258	263	208	182
65歳以上	1,378	1,288	1,234	1,178

(住民基本台帳：4月1日)

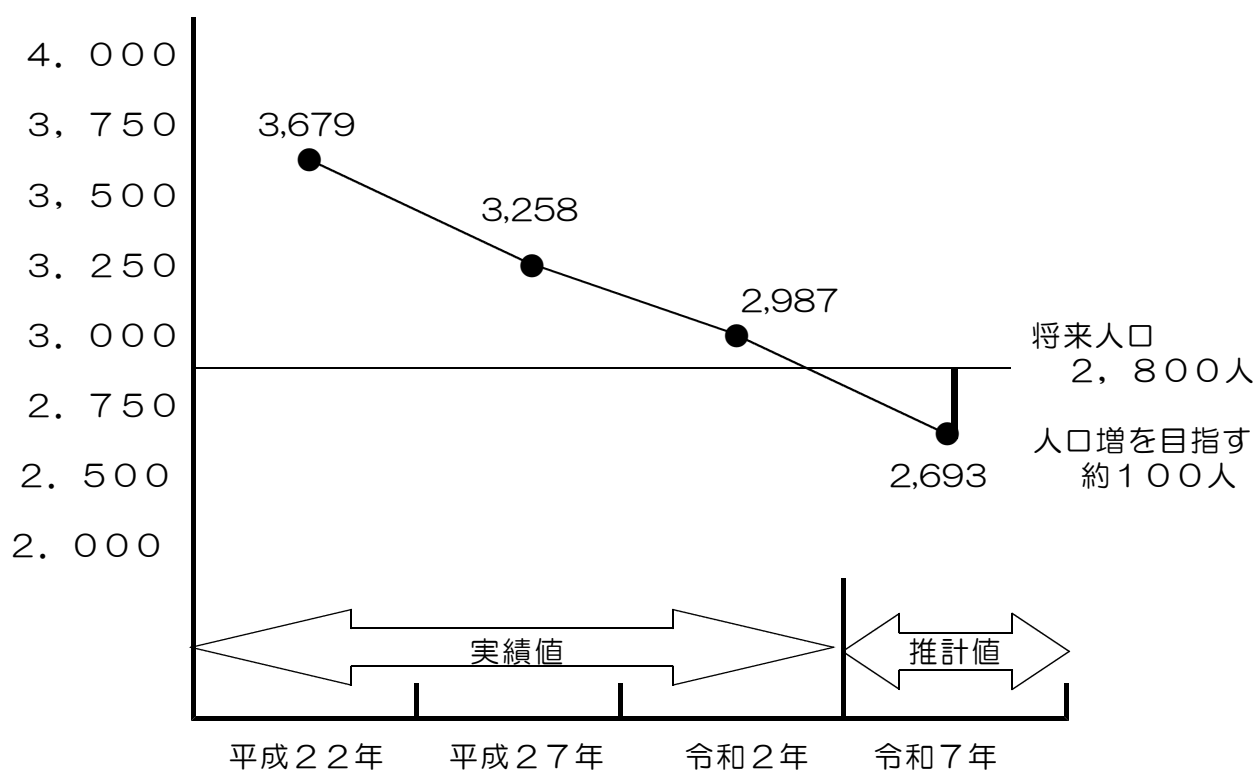
年齢3区分人口及び構成比

(単位：人)

区分	実績			推計
	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)
人口総数	3,679	3,258	2,987	2,693
0～14歳	404	324	286	256
15～64歳	1,897	1,646	1,467	1,259
65歳以上	1,378	1,288	1,234	1,178
構成比	100.0	100.0	100.0	100.0
0～14歳	11.0	9.9	9.6	9.5
15～64歳	51.6	50.5	49.1	46.8
65歳以上	37.4	39.6	41.3	43.7

(住民基本台帳：4月1日)

(単位：人)



第4章 まちづくりの目標 ～主要施策～

町の将来像や将来人口を実現するため、まちづくりの目標を次のとおり定めます。

まちづくりの目標

- 1 未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくり
- 2 健康で生きがいをもって暮らせるまちづくり
- 3 町民主体の地域コミュニティ豊かなまちづくり
- 4 活気あふれるにぎわいのまちづくり
- 5 利便性の高い快適空間のまちづくり
- 6 安全で安心な暮らしのできるまちづくり
- 7 効率的で質の高い町政運営を進めるまちづくり

また、人口減少時代を迎えるなかで、地方創生の考え方を取り入れ、特に重点的に5つの戦略を進めます。

5つの重点戦略

(第2期苫前町まち・ひと・しごと創生総合戦略)

- 1 産業振興による活力ある地域創造戦略
- 2 苫前ブランドを活用した選ばれる地域創造戦略
- 3 子育て世代に選ばれる地域創造戦略
- 4 確かな暮らしを営む地域創造戦略
- 5 健康で活躍する地域創造戦略

大綱 1 未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくり

～子育て支援の施策～

家庭の大切さや地域のなかでの支え合いを基本にしながら、安心して子どもを育てることができるよう、子育てに係る親の精神的、経済的負担の軽減を図り、仕事と育児が両立できる多様な保育の実施に努めます。

平成27年4月に施行された子ども・子育て支援法等に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を一体的に推進し、子どもの健やかな発育と発達を支援します。また、子どもの居場所の充実、児童虐待の防止及び青少年の活動を支援します。

学校では、子どもたちに確かな学力、豊かな人間性、健やかな体をはぐくむための教育を推進します。その推進を図るために、学校施設の整備、就学相談の充実、教職員の資質能力の向上等、学校の教育環境の充実を図ります。また、学校と家庭、地域との連携、地域に開かれた学校づくりに取り組みます。

①子育て家庭への支援

- 育児のためのコミュニティの充実
- 経済的支援の充実
- 仕事と子育ての両立支援の推進

②子どもが健やかに育つ環境の整備

- 幼児教育・保育・子育て支援の一体的な推進
- 母子保健・医療の充実
- 充実した子育て環境の形成
- 青少年健全育成の推進

③学校教育の充実

- 「生きる力」をはぐくむ教育の推進
- 良好な教育環境の充実
- 地域・家庭・学校の連携
- 学校の適正規模に向けた取り組み

大綱 2 健康で生きがいをもって暮らせるまちづくり

～健康・福祉・社会保障の施策～

住み慣れた地域のなかで、高齢者、障がい者、子どもをはじめすべての市民が健康で豊かな暮らしができるよう、互いに助けあい、支え合う福祉のまちづくりを進めます。

心も体も健康で元気に長生きすることができるよう、ライフステージに応じた健康づくり事業や保健サービスの推進を図ります。また、医療ニーズの高度化や救急医療ニーズの増大に対応するため、医療機関と連携し、地域医療体制を充実させます。

急速に進む高齢化社会のなかで、高齢者が生きがいをもって健康で長生きできるように、介護予防のための運動機能低下を防止する事業や健康増進事業、生きがいづくりの充実などに取り組みます。また、介護が必要な高齢者にきめ細やかなサービスが提供できるように、在宅介護サービスの向上と介護施設の充実に努めます。

障がいのある人が、社会の一員として地域で暮らすことができるよう、相談支援や障がいに応じた福祉サービスの拡充に取り組むとともに、社会参加や就労を支援します。

医療保険制度や介護保険制度の健全な運営を図るほか、公的年金（国民年金）制度の正しい理解を促します。また、生活に困窮している市民への適切な支援に努めます。

①健康づくりの推進

- 健康づくりを行う環境の醸成
- スポーツによる健康づくりの推進
- 地域保健対策の推進
- 地域医療体制の拡充

⑤社会保障制度の適正な運用

- 医療保険制度の適正な運営
- 介護保険事業の適正化
- 国民年金制度の周知
- 生活自立への支援

②地域で支える福祉の推進

- 地域福祉活動の促進
- 人にやさしいまちづくりの推進
- 要配慮者の見守り活動の促進

③高齢者福祉の推進

- 生きがいづくりの推進
- 介護予防の推進
- 生活支援の充実
- 地域ケア体制の強化

④障がい者（児）福祉の推進

- 社会参加の促進と就労支援の推進
- 相談支援の拡充
- 地域生活支援の拡充

大綱 3 町民主体の地域コミュニティ豊かなまちづくり

～人権・男女共同・地域コミュニティの施策～

21世紀は「人権の世紀」といわれ、時代の潮流として人権文化の構築が求められています。町民一人ひとりが尊重されるよう、人権尊重についての理解を深めます。

男女の平等はさまざまな法律や制度で保障されていますが、性別による役割分担意識の是正や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実践に向け、取り組みを進めます。

町民と行政の協働のまちづくりに向けては、情報の提供や共有に努め、町民がまちづくりに参画しやすい環境を整えるとともに、町民と行政の意識改革やそれぞれの役割分担を明確にした上で、協働関係を築きます。

健康づくりや生きがいを求める意識が高まるなか、生涯学習やスポーツ活動が活発に展開されるよう仕組みづくりや環境整備を行い、活動が継続的に行われるよう支援します。また、文化・芸術は人生を豊かにすることから、さまざまな文化・芸術に親しむ機会や場の提供に努めるとともに、豊かな地域文化や芸術をはぐくむ活動を支援します。

外国籍住民の活動と定住化が進むなか、お互いの考えや文化・習慣を尊重しあう多文化共生社会を構築します。また、町民一人ひとりが広い視野を持ち、国内・国外を問わず、積極的な交流活動を行うことを支援します。

①人権の尊重

- 啓発・教育活動の推進
- 人権相談体制の充実

②男女共同参画社会の推進

- 男女平等の意識づくりの推進
- 男女共同参画の推進
- 男女対等な社会づくりの推進

③協働によるまちづくり

- 町民参画の仕組みづくり
- 協働の担い手の育成
- 定住・移住の促進とU・Iターン希望者への支援

④地域コミュニティ・地域間交流の推進

- コミュニティ意識の啓発
- 町内会活動の活性化の促進
- 広域交流の充実
- 多文化共生の推進

⑤スポーツ・芸術・文化活動の推進

- スポーツ活動の充実
- 芸術・文化活動の充実
- 多様な学習機会の提供

大綱 4 活気あふれるにぎわいのまちづくり

～産業振興の施策～

農業は、恵み豊かな自然を継承する役割を果たしてきました。農業従事者の高齢化や後継者不足など、多くの課題もありますが、いのちと健康をはぐくむ重要な産業として、安全でおいしい食の生産を基本に、集落の生産組織や担い手の育成に加え、労働力の確保に努め、安定的な生産体制の確立を図ると同時に、GPS等を活用したスマート農業などの新しい技術の導入を推進します。また、町の農産物や加工品のブランド化など、さまざまな取り組みにより魅力ある農業振興を図り、活性化に努めます。

林業については、森林の持つ多様な機能を維持するため、公益性を重視した森林づくりを推進するとともに、良質な森林の育成と林業経営の安定化に努め、地域の特性を活かした森林の多目的利用を促進します。

漁業については、水産資源の持続的な利用と効率的かつ安定的な漁業経営の確立を図るために、地域特性にあった資源管理型漁業の推進と漁港の整備を進めるとともに、ICT等を取り入れたスマート水産業の導入を検討し、担い手の育成や労働力の確保など、漁業経営の改善に向けた支援充実を図ります。

商業については、後継者不足による廃業などにより買い物等の利便性に配慮した対応が求められており、地域コミュニティづくりと結びつけた活気ある商業を育てるとともに、苦前ブランド・6次産業化を確立するため、苦前の付加価値を最大限活用し、意欲ある生産者、事業者の取組を支援します。工業については、既存企業の経営の安定化のための条件を整備し活性化に努め、職住近接をめざした新たな人口増加の受け皿とともに、雇用の場を創出する産業集積を進め、新たな企業誘致を図ります。観光については、故郷とままえの良さを再認識するための観光資源の整備発信に努め、インバウンドを含めた交流人口及び観光客の誘致促進に努めます。

町民が安心して働くことができる、やりがいのある就労の場を確保するとともに、日常の暮らしを支える生活サービスを提供できるよう、コミュニティビジネスへの支援を図ります。

① 農業の振興

- 魅力ある産地づくりの推進
- 農業経営の向上
- 担い手の育成と労働力の確保
- 農地の保全・担い手への集積
- 町営牧場の効率的な運営
- 水産物の消費と販路の拡大
- 水産加工業の振興
- 漁村地域の活性化

② 林業の振興

- 森林の健全な育成
- 林業経営の安定化（合理化）と担い手の確保

④ 商業・工業の振興

- 商工業の活性化
- 企業誘致の推進

⑤ 観光の振興

- 観光振興の取り組み

③ 漁業の振興

- 安定した漁業経営の確立
- 漁業生産の拡大
- 生産基盤の整備
- 担い手の育成と労働力の確保

⑥ 雇用の促進と勤労者支援

- 雇用安定の促進
- 勤労者支援の推進

大綱5 利便性の高い快適空間のまちづくり

～生活基盤整備の施策～

本町は、豊かな水辺、緑空間、農地などの自然資源を有しています。こうした自然や田園風景の保全に努め、本町の風土にふさわしい景観づくりに取り組むとともに、町民の参加を図りながら地域に即したまちづくりを推進します。道路網は、広域的な幹線道路の整備を促進し、町道については計画的な整備と維持管理を行うとともに、長寿命化を図ります。集中豪雨や台風等による被害を防ぐため、古丹別川水系古丹別川の維持・管理・改修に向けた治水対策の整備促進を要望するとともに、町が管理する河川についても、適切な維持・管理に努めます。

町民の足である公共交通は、バス利用者の促進とバス路線の充実に取り組むとともに、町民の暮らしを支える公共交通の確保に努めます。

情報通信の推進にあたっては、超高速ブロードバンド基盤を整備し、地域間の情報格差の是正と地域の活性化を図ります。

町民の誰もが快適さを実感できるよう、生活環境の基礎的な条件である地域の特性に応じた下水処理システムの普及拡大と、水道水の安定供給を図るとともに、宅地造成に必要な用地の確保と長寿命化計画に伴う公営住宅の整備を促進します。

身近に水と緑にふれあうことができる自然環境を、次の世代に引き継いでいくことができるよう、公園・緑地の計画的な整備と、協働による緑化の推進や維持・管理を図ります。

①地域特性に即したまちづくりの推進

- 適切な土地利用の推進
- 地域の特徴に合ったまちづくりの推進
- 景観の保全・活用
- 特色のあるまちなみ景観の形成

②道路網の整備

- 幹線道路の整備
- 生活道路の整備
- 道路環境の整備

⑥快適な生活環境

- 下水道施設の利用促進と整備
- 簡易水道の充実
- 住宅の確保と宅地の造成

③河川の整備

- 河川の整備
- 身近な親水空間の創出

⑦水と緑のネットワークの形成

- 公園・緑地の管理充実
- 緑化の推進
- 水辺空間の利用促進

④公共交通の充実

- バス交通の充実と環境整備

⑤情報通信の推進

- 地域間の情報格差の是正

大綱6 安全で安心な暮らしのできるまちづくり

～生活環境の充実の施策～

地球環境問題への理解を深め、町民と行政が連携を図りながら省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの利用と活用を進めるとともに、風力発電事業については、発生電力の有効活用を含めた環境を重視したまちづくりに努めます。日常生活のなかで発生する騒音・振動・悪臭といった公害や不法投棄の防止など、安全で快適な生活環境の確保を図ります。

ゴミの排出量は、ごみの減量や再資源化により減少傾向にありますが、循環型社会の構築に向け、4R活動によるごみの抑制と有効利用を進めます。また、広域によるごみやし尿処理体制の充実に努めます。

日常の安全・安心を確保するため、交通安全対策の推進や地域ぐるみの防犯体制を構築するとともに、消防・救急体制の強化、火災の予防活動などを推進します。

また、大規模な災害に備えて、災害に強いまちづくり、治水対策を推進するとともに、災害発生時に生命や財産を守ることができるよう、地域防災力の向上、要配慮者の支援など、総合的な防災体制の充実に努めます。

インターネットやスマートフォンの普及により、悪質商法や詐欺事件が横行しています。特に高齢者を狙った被害が増えています。安全な消費生活への支援に向け、消費者被害の未然防止や消費生活相談の充実に取り組みます。

①環境の保全・創造

- 環境にやさしい生活スタイルの構築
- 良好な生活環境の保全・創出
- 環境汚染の防止
- 風力発電事業の推進

②総合的なごみ・し尿処理の推進

- ごみの減量化・再資源化の推進
- ごみ・し尿処理体制の充実

③交通安全・防犯体制の充実

- 交通安全の推進
- 防犯体制の充実

④防災・消防・救急体制の充実

- 防災体制の充実
- 災害に強いまちづくりの推進
- 消防・救急体制の充実

⑤安全な消費生活の支援

- 消費者の自立の支援
- 消費者相談体制の充実

大綱 7 効率的で質の高い町政運営を進めるまちづくり

～行財政運営の充実の施策～

社会経済環境が大きく変化するなかで、多様化、高度化する町民ニーズに素早く対応できるよう行政の総点検を推進し、効率的、効果的な行政運営を進めます。

また、老朽化した公共施設等については、長期的な視点に立った効果的な管理を進めます。

財政については、自立的なまちづくりを推進する上で、欠かすことができない税収の安定化と自主財源の拡充に取り組むとともに、将来にわたる財政の健全性を確保します。

町民の生活や地域の経済活動が広域化しており、日常的な結びつきの強い近隣自治体と連携・協力した広域行政を推進します。

①行政運営の改革

- 健全な行政運営の推進
- 効率的な行政運営
- サービスの向上

②財政運営の改革

- 計画的な財政運営
- 財源の確保
- 財政健全化の推進

③広域行政の推進

- 近隣自治体との連携強化
- 広域処理業務の充実

第5章 土地利用構想

恵まれた自然環境を活かしつつ、秩序あるまちの発展を図るため、次の5地域に区分し、土地利用を図っていきます。

1. 農用地区域

農用地区域については、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法等の適切な運用を図るとともに、農業生産性の向上に直接連動する良質な土づくりを図ります。

また、計画的な土地利用と優良農地を確保するため、基盤整備を促進し土地の有効利用を図ります。

2. 森林地域

森林は、木材生産物の供給としての経済的機能のみならず、国土の保全・水源かん養等広域的機能を有しており、自然環境における循環型生態系の原点との位置付けのもと、計画的に森林づくりを推進するとともに、その機能の高度化を図るため、森林資源の整備拡充に努めます。

3. 市街地地域

市街地については、核家族化の進行等により、今後宅地需要の増大が予測されるため、望ましい居住環境の確保と商店街の形成について十分配慮し、宅地開発に必要な用地の確保を図ります。

工業用地については、農漁村地域としての周辺環境との調和に十分配慮し、工業振興を促進する利便性の高い用地の確保に努めます。

4. 観光レクリエーション地域

本町の豊かな自然を活かすなか、観光レクリエーションの特色あるゾーン化を図るとともに、他の観光資源を活かす計画との整合性を図り、施設の適正配置と管理を促進します。

5. 保全地域

北海道自然環境等保全条例及び苫前町文化財保護条例により、指定されている地域において緑化等の保全に配慮した整備を図ります。

子ども・子育て支援法等：「子ども子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」であり、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された子ども・子育て支援3法と呼ばれる3つの法律のこと。

コミュニティビジネス：地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むものであり、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域おける新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものと期待されている。

再生可能エネルギー：自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギー。有限でいずれ枯渇する化石燃料などと違い、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生、供給され、地球環境への負荷が少ない。新エネルギー（中小水力・地熱・太陽光・風力・雪氷熱・温度差・バイオマスなど）、大規模水力、波力・海洋温度差熱などのエネルギーをさす。

自主財源：地方自治体の財源には、自らの権限で収入しうる財源と、国を経由する財源で自治体の裁量が制限されている財源とがあり、前者を自主財源と呼び、後者を依存財源という。

職住近接：職場と家庭生活を営む住居とが近接していること。

地域生活支援：障がい者等が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として実施される事業。

6次産業化：農林水産物の生産（1次産業）から加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）まで「1×2×3」をまとめて手がける取り組み。

要配慮者：高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方。

4R活動：「不要なものは手に入れない（Refuse）」「できるだけごみを出さない（Reduce）」「使えなくなるまで繰り返し使う（Reuse）」「使えなくなったものは再び資源として活用する（Recycle）」の略。

ワーク・ライフ・バランス：国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

基本計画

第1章 基本計画について

第1節 計画の構成

基本計画は「基本構想」に定めた7つの「まちづくりの目標～主要施策～」について、基本方針と個別の施策を体系的に示したものです。

第2節 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間です。

計画の構成と期間

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
基本構想	← 10力年 →									
基本計画	← 前期基本計画 →					← 後期基本計画 →				

第3節 7つのまちづくりの目標と5つの重点戦略

町の将来像や将来人口の実現を図るため、基本構想に掲げた7つの「まちづくりの目標～主要施策～」に基づく施策項目ごとの取り組みを総合的に推進します。

併せて、今後人口減少社会を迎える中で、地方創生の考え方を取り入れ、基本計画5年間のまちづくりにおいて、重点的に取り組む「5つの重点戦略」を位置付けます。

まちづくりの目標 ～主要施策～

- 1 未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくり
- 2 健康で生きがいをもって暮らせるまちづくり
- 3 町民主体の地域コミュニティ豊かなまちづくり
- 4 活気あふれるにぎわいのまちづくり
- 5 利便性の高い快適空間のまちづくり
- 6 安全で安心な暮らしのできるまちづくり
- 7 効率的で質の高い町政運営を進めるまちづくり

5つの戦略 (第2期苫前町まち・ひと・しごと創生総合戦略)

- 1 産業振興による活力ある地域創造戦略
- 2 苫前ブランドを活用した選ばれる地域創造戦略
- 3 子育て世代に選ばれる地域創造戦略
- 4 確かな暮らしを営む地域創造戦略
- 5 健康で活躍する地域創造戦略

5つの戦略 (第2期苫前町まち・ひと・しごと創生総合戦略)

大綱1 産業振興による活力ある地域創造戦略

ア 産業の育成・支援

- ① 農業の振興施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、「将来にわたって持続的で多様な農業生産」と「魅力ある農村環境の確立」を目指すための施策を推進します。
- ② 活力ある水産業の確立に向けた漁業生産基盤の整備や「つくり育てる漁業」の推進により、漁獲量の確保と漁業経営基盤の安定化を図ります。
- ③ 農業や漁業をはじめとする地場産品の品質向上、地産地消、ブランドの構築、6次産業化を推進し、付加価値を高めるとともに、新たな担い手の確保を推進します。
- ④ 商工業者の支援を通じ、経営と雇用の安定化を図ります。
- ⑤ 企業誘致による雇用創出を図るとともに、雇用創出や人材定着に関する企業への支援策を検討します。
- ⑥ 起業支援対策の充実を図ります。

イ 多様な就労環境の創造

- ① 各産業団体や企業の労働力不足に対応した取組を進めます。
- ② 若年者の雇用促進に向けた支援策を推進します。
- ③ 小・中学生や高校生が地元の産業に触れる機会や企業を知る機会を創出し、地域を支える担い手の育成に努めます。
- ④ 女性の雇用促進に向けた就労支援策を検証し、地元定着と就労機会の創出を図ります。

大綱2 苫前ブランドを活用した選ばれる地域創造戦略

ア 地域ブランドの創造

- ① 本町に関わりを持ってもらうため、ふるさと納税を契機とした交流人口の増加に取り組むとともに、本町の知名度向上等のため、情報発信体制の強化を図ります。
- ② 「観光・交流拠点」、また「住みよいまち」、「子育てをするのに適したまち」も含めた本町の地域ブランドの確立を図り、移住者や定住者の増加につなげます。

イ 地域資源を活かした観光振興

- ① 本町の観光の核である、観光施設や観光資源（食や苫前町の宝）を活用して、交流人口及び関係人口の増加と地域の活性化に向け取り組めます。
- ② 観光・交流機能を拡充するとともに、北海道や近隣自治体と連携し、観光客が楽しめる民間のサービスの増加、充実、滞留時間の延長等、地域経済効果に結びつくよう広域観光体制づくりを推進します。
- ③ 訪日外国人旅行客の受け入れ体制を整備します。

ウ 関係人口の拡大と移住・定住の促進

- ① 苫前町公民館をはじめとする町内の様々な施設を活用し、文化、芸術、商業、スポーツなどのイベントの誘致・開催や訪問者の受け入れを活発に行い、関係人口の拡大を図ります。
- ② 「都市と農漁村の融合」、「職住近接」、「教育・子育ての充実」などの本町の魅力を、子育て世代を中心に効果的に訴求し、移住者やUターン者の増加を図り、まちづくりを担う生産年齢人口の厚みを確保していきます。

大綱3 子育て世代に選ばれる地域創造戦略

ア 結婚サポート

- ① 対象となる世代を対象とした交流機会を提供し、まちを知ることや誰もが気軽に交流したいと思えるような機会を創出し、定住の促進を図るために関係団体と連携し、管内や近隣自治体・産業団体などと連携した取り組みなどについても検討します。

イ 子ども・子育て支援の充実

- ① 子どもを産むまでの支援、産後の健やかな成長を促進する専門的な支援を充実することにより、子育ての負担感や不安の軽減を図り、出産、子育てに希望や期待を持つ家庭を増やします。

- ② 安心して子どもを産み育てることができる環境の充実とサポートする子ども子育て条例を推進します。

ウ 安心して子育てできる環境の充実

- ① 家庭と子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、本町の実情に対応した保育・教育の提供体制を確保し、子どもの健やかな成長を支援します。

エ 特色ある教育による知・徳・体の向上

- ① 子どもたちの学力向上のため、ICT教育等、時代に即した施策や補完的な学習の場など、ニーズを踏まえた施策を講じ、質の高い教育を実現することで、子どもの少ない中でも、進学等の際、不利にならないような取組を行います。
- ② 豊かな自然に恵まれ、農業・漁業や地場産業の特徴を生かし、子供たちの知・徳・体の成長を支援する教育の充実を図ります。

オ きめ細かな支援による平等な学習機会の提供

- ① 落ち着いて学校生活を送ることができる良好な環境の整備に加え、きめ細かな教育の実施により、確かな学力の育成、保持を目指します。また、すべての子どもの心身の成長を育むためのフォーローアップ体制を整備し、学校とコミュニティの連携による多様な学びを支援します。

大綱4 確かな暮らしを営む地域創造戦略

ア 地産地消による持続可能な再生可能エネルギー社会への転換

- ① 風力発電など再生可能エネルギーの普及に向けた取組を関係機関と連携して推進するとともに、省エネ・省資源活動の取組を促進します。
- ② 風力発電事業の健全な運営を維持するとともに、風力発電からの町民還元事業を促進します。

イ 森林資源の利活用の促進

- ① 良質な木材需要の伸長と地域資源である森林の利活用促進を図ります。これにより、これまで整備してきた森林の付加価値を高め、森林整備を促進することにより、林業の振興、豊かな生活環境の創出、教育資源としての活用等を進めます。

- ② 森林環境譲与税の創設に伴い譲与税を適切に活用し、森林所有者が将来にわたり安定した森林整備に取り組めるように支援します。

ウ 防災の推進

- ① 地震・津波や風水害などの自然災害から町民の生命や財産を守り、安心して暮らすことができるよう、地域ぐるみで災害に強いまちづくりを推進するとともに、災害発生時に迅速かつ的確に対応できる体制を構築します。

エ 社会基盤インフラの長寿命化・再構築と公共施設の維持管理の最適化

- ① 老朽化による修繕が必要となる道路や橋梁などの社会基盤インフラの洗い出しを進め、河川整備と併せ危険箇所の早期発見と早期対策を推進します。また、新技術の導入を積極的に行うことで、安全性を確保しながら、維持管理コストの低減を図ります。
- ② 空き家対策の推進に当たり、有効利用可能な空き家については中古住宅の利活用に努めるとともに、町営住宅等の老朽化対策として、公営住宅ストック総合活用計画などに基づき、適正な維持管理と安全安心な住環境の整備促進を図ります。

オ コミュニケーション手段の確保

- ① 高速通信基盤のさらなる拡充や情報システムの利活用を通して、町民生活の向上と地域活性化を進めます。

カ 行政機能の効率化の検討

- ① 行政運営を実現するため、総合振興計画に基づいて、町が実施すべきことを明確にし、多様な主体による協働の下で、戦略的な事業展開を実施します。
- ② 組織の適切な見直し、時代の変化に対応できる職員の能力開発、ICTの業務活用等を不断に実施し、町行政の効果的かつ効率的な運用を図ります。

大綱5 健康で活躍する地域創造戦略

ア 健康寿命の延伸

- ① 町民誰もが健康で生き生きとした生活を送り長生きできるよう、健康増進計画に基づき町民の健康づくりを進めます。そのために、行政組織内の各部署が連携を取り、保健事業や介護予防事業等を効果的・効率的に実施するため、一体的な事業を展開します。
- ② 町民それぞれのライフステージに合った（各世代の課題に沿った）健康増進事業を展開します。

イ 住み慣れた地域で安心して生活できる基盤の整備

- ① 介護保険サービスや医療・保健と介護の連携、地域住民や事業者の協力の下、住み慣れた地域でできる限り自分らしく暮らし続けることのできる仕組みの実現を目指します。
- ② 団塊の世代が後期高齢者となる2025年以降に備えた地域体制の構築を図ります。

ウ 地域を守るコミュニティの活性化

- ① 地域活動への理解を深め、参加を促進することにより、町民全般に地域コミュニティへの参加の意味の理解浸透を図ります。これにより、身近な生活環境を守り、魅力あるものに磨き上げていくため、地域の中で協力する関係づくりを促進します。

7つのまちづくりの目標

大綱 1	未来を担う子どもたちが健やかに育つ まちづくり ～子育て支援の施策～
------	------------------------------------------

第1節 子育て家庭への支援

第2節 子どもが健やかに育つ環境の整備

第3節 学校教育の充実

第1節 子育て家庭への支援

町の現状と課題

家庭や地域における子育て機能が低下するなか、安心して子どもを産み育てられるよう、子どもの成長過程に必要な子育て情報や学習機会の提供、相談体制の整備など、各家庭の子育てを支援していく必要があります。また、少子化対策を進めていくためにも子どもを育てやすい環境が求められています。

本町では地域子育て支援センターを中心に、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に努めるとともに、高校修了までの医療費無料化や保育料の無償化を行い、子育て家庭の経済的負担の軽減を図っています。

また、働き方や生活スタイルの変化により、核家族化や共働き世帯が増加傾向にあり、子育てと仕事の両立を支援する必要があります。

基本方針

各家庭の子育てに対する悩みや不安が解消され、安心して子どもを産み育てることができるよう、子育てに関する町民ニーズの多様化に応じるさまざまな支援を実施します。

基本計画

(1) 育児のためのコミュニティの充実

①相談できる場の充実

地域子育て支援センターを拠点として、子育てについて相談できる場の充実を図ります。

また、子育てが楽しくなるよう、子どもを持つ親同士が気軽に話し合える機会や、世代間交流の機会充実を図るとともに、子育てに関する情報提供に努めます。

②社会の子育て機能の向上の促進

子育て支援に地域社会全体で取り組むため、養育家庭訪問など各種事業の実施や講習会の開催、民生委員・児童委員との連携、子育てサークル支援などを実施します。

(2) 経済的支援の拡充

①希望する人が子どもを持てる支援

安心して子どもを産む支援づくりを重層的に取り組みます。

②乳幼児医療費支給基準の拡充

乳幼児医療費支給基準を拡充（高校生まで医療費無料化）し、子どもを産み育てることに伴う経済的負担の軽減を図ります。

③保育料徴収金の改定

国の幼児教育無償化の取り組みに加え、町単独施策により3歳未満児の保育料についても無償にし、子どもが健やかに育つよう経済的負担の軽減を図ります。

④ひとり親家庭等への自立支援

ひとり親家庭等に対し、医療費をはじめとする経済的な生活支援に加え、就労支援や相談機能の拡充により自立を促進します。

(3) 仕事と子育ての両立支援の推進

①保育サービスの拡充

地域の実情について十分考慮しながら、学童保育の実施を促進するとともに、乳幼児保育や延長保育、一時預かり、障がい児保育など多様な保育サービスの受入について検討します。

用語の解説

地域子育て支援センター：子育て支援のための地域の総合的な拠点。無料相談や関係機関の紹介、子育てサークルの活動支援などを行う。

民生委員・児童委員：民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱している民間奉仕者。住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談・助言・援助、社会福祉事業者又は社会福祉活動者との連携・活動支援、福祉事務所その他関係行政機関への協力などを職務とする。児童福祉法による児童委員を兼務している。児童委員は、児童の生活環境の改善・福祉・保健など、児童福祉に関する援助・指導を行う民間奉仕者。

第2節 子どもが健やかに育つ環境の整備

町の現状と課題

未来を担う子どもたちが健やかに育つためには、妊娠期や出産期、乳幼児期、児童期などにおける母子保健活動の充実や適切な医療確保を図る必要があります。

本町では、子育て中の親を支援するため、学童保育の実施や放課後児童の見守り事業に取り組み、地域・世代間交流の機会を促進しています。

平成27年4月に施行された子ども・子育て支援法等に基づき、認定こども園、保育所を通じた共通の施設型給付と地域の実情にあった子ども・子育て支援の充実を図ります。

また、安心して子どもを産み育てることができる環境の充実とサポート体制の実行を担保する「子ども子育て条例」を推進します。

基本方針

安心して子どもを産み、健やかに育てられるよう母子の保健・医療を充実します。また、子育て環境の充実や子どもを取り巻く環境の整備などに取り組みます。

基本計画

(1) 幼児教育・保育・子育て支援の一体的な推進

①子育て条例の推進

安心して子どもを産み育てることができる環境の充実とサポート体制の実行を担保する子ども子育て条例を推進します。

②事業計画の推進

地域ニーズを的確に把握し、地域の実情に応じて策定した子ども・子育て支援事業計画の推進に取り組みます。

③幼保一元化に向けた検討

関係機関との連携・調整により認定こども園の導入に向けた検討を行います。

(2) 母子保健・医療の充実

①乳幼児健康診査の実施

妊娠期から健康情報の普及・啓発、妊婦や乳幼児の健康診査、相談の実施により、病気の早期発見を図ります。

②小児救急医療体制の充実

近隣関係医療機関などと連携し、夜間診療や休日診療などの小児救急医療体制の充実を図ります。

③発達に遅れや偏りのある子どもの支援

発達に遅れや偏りがある子どもの早期発見・支援とともに、親の支援を行います。

(3) 充実した子育て環境の形成

①地域における子育て支援の促進

放課後に保護者が不在である家庭の児童を見守る事業を推進します。また、有資格者や子育て経験者による一時預かりを行う民間グループを支援します。

②子どもの居場所の確保

子どもが身近で安全に遊べるよう、乳幼児期・児童期などに応じた公園や広場などの場所の確保に努めます。また、放課後や週末の子どもたちの活動拠点となるよう、公民館の事業を推進します。

③児童虐待の防止

要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関による情報の共有化を図り、児童虐待の未然防止に向けた体制の拡充に努めます。

(4) 青少年健全育成の推進

①青少年活動の支援

青少年がふれあいながら育つことができるよう、子ども会やスポーツ少年団、ジュニアリーダーなどの青少年の健全育成に関わる活動を支援します。

②社会環境の浄化の促進

飲酒や喫煙の防止、薬物乱用の防止など、警察などの関係機関と連携し、青少年の問題行動の早期発見や未然防止に努め、犯罪防止活動を促進します。

用語の解説

子ども・子育て支援法等：「子ども子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」であり、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された子ども・子育て支援3法と呼ばれる3つの法律のこと。

* 次ページに続く

用語の解説

要保護児童対策地域協議会：虐待や非行などさまざまな問題を抱えた児童の早期発見と適切な保護を目的として、市町村などが児童福祉法に基づいて設置する協議会。

認定こども園：幼稚園、保育園（所）等のうち、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を備える施設で、都道府県知事が「認定こども園」として認定した施設をいう。

○ 保育施設の設置状況

名称	区分	設置者	設置年月	入所定員	職員数	
					保育士	その他
認定苫前こども園		社会福祉法人苫前福祉会	S35・5	45	9	4
古丹別保育所		社会福祉法人古丹別福祉会	S38・4	35	8	4
計				80	17	8

(令和2年4月1日現在)

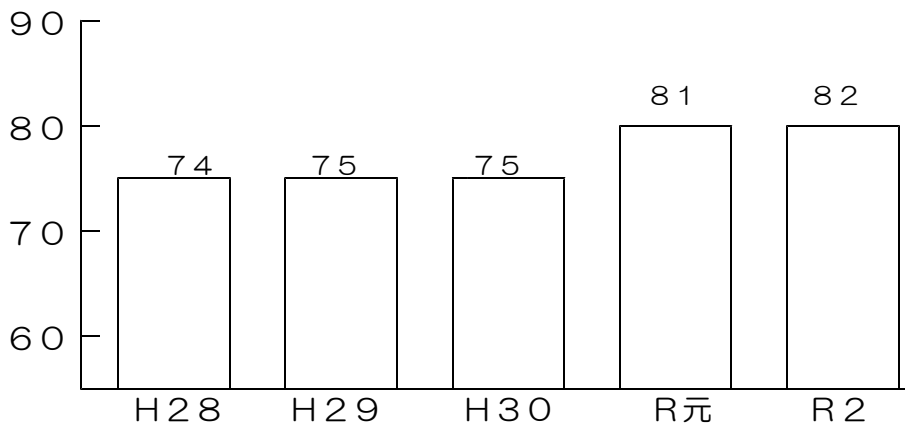
* 認定苫前こども園移行年月：H29年4月

○ こども園及び保育所の概況

	園児数						
	総数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
H28年	74	0	7	14	14	15	24
H29年	75	0	12	11	22	15	15
H30年	75	2	10	13	12	24	14
R元年	81	1	13	17	14	14	22
R2年	82	1	11	21	19	16	14

(各年4月1日現在)

○ 園児数の推移



第3節 学校教育の充実

町の現状と課題

学校教育の現場においては、児童生徒の学ぶ意欲や学力、体力の低下、規範意識の希薄化など多くの課題が指摘されているところです。

本町では、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体を重視する「生きる力」をはぐくむ教育を推進し、創意工夫を図った特色ある教育活動を展開しています。今後も、学校・地域の実情に基づいて教育の質の更なる向上を図るとともに、伝統と文化を尊重し、グローバル化に対応する教育や技術革新に対応する教育にも取り組んでいく必要があります。

また、学校施設について、中・長期的視点に立った小学校校舎の耐震化を行い、教育環境の整備を図りました。一方、中学校においては計画的な修繕や改修を行いながら、良好な教育環境に努める必要があります。

近年は、地域社会全体で学校教育を支えることが求められており、本町においても地域と連携した取り組みが行われています。地域・家庭・学校が連携し「開かれた学校」づくりを更に推進していく必要があります。

全国的な少子化の傾向と同様に、本町においても児童生徒の減少は避けられず、ますます学校の小規模化が進むことが予想されることから、小規模校の維持に向けた適正規模を考えていくことが重要な課題となっています。

基本方針

確かな学力、豊かな人間性、健やかな体を重視した知・徳・体の調和の取れた「生きる力」をはぐくむ教育の推進と、苫前商業高等学校の存続を視野に入れた地域に根ざした特色ある学校づくりを推進します。また、公立学校配置計画（中学校）に基づく方針を進めます。

基本計画

（1）「生きる力」をはぐくむ教育の推進

① 確かな学力の定着と向上

基礎的、基本的な知識や技能の定着を図るとともに、思考力や判断力、表現力など確かな学力を備えた児童生徒を育成します。

② 豊かな人間性の育成

他人を思いやる心や美しいものに感動する心といった豊かな人間性をはぐくむため、道徳教育の更なる充実を図るとともに、社会体験・自然体験など児童生徒の発達段階や特性を考慮した教育活動を推進します。

③健やかな体づくり

運動に親しむ環境や能力を育てるとともに、心身ともに健全な生活を実践することができるよう、学校保健の充実を図ります。
また、安全・安心な学校給食の提供に努めるとともに、食育の推進や栄養指導による望ましい食習慣の形成を図ります。

④グローバル化への対応

グローバル化の進展に対応する力を育むため、英語をはじめとした外国語教育や技術革新に対応する教育を進めます。

(2) 良好な教育環境の充実

①教育環境の整備と充実

安全・安心な学校づくりのため、学校施設の中・長期的な改修計画を作成し、また効果的な学習環境づくりのため、設備、備品の整備などを計画的に実施し、教育環境の計画的な整備を図ります。

②教育相談体制の充実

いじめや不登校、進路指導、障がいのある児童生徒の就学など、児童生徒や保護者が抱える不安を解消するため、教育相談体制を充実します。

③教職員の資質能力の向上ときめ細やかな指導の充実

学習形態や指導体制の工夫・改善をめざして、教職員の研修を充実させ、その資質能力の向上に努めます。
教育支援員を活用した指導（ティームティーチング等）の充実を図り、児童生徒一人ひとりにあったきめ細かい教育活動を展開します。

④特別支援教育の充実

障がいのあるすべての児童生徒の教育の一層の充実を図るために特別支援教育を推進し、子どもたちが、安心して学校生活を送れるよう教育環境を充実します。

(3) 地域・家庭・学校の連携

①連携体制の推進

「地域の子どもは地域で育てる」という意識の醸成やその体制づくりを図るため、コミュニティ・スクールを推進し、地域でどのような子どもを育てるか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民と共有し、地域と一体となって子どもをはぐくみます。
学校応援団の組織づくりなど、学校と家庭、地域によるさまざまな形での連携を推進します。

②保育所・認定こども園・小学校連携、小・中学校連携

保育所・認定こども園・小学校の連携及び小中学校の連携の一層の充実を図り、子どもたち同士やそれぞれの教職員が関わりをもつことによって、幼児教育から小学校教育、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を推進します。

③学校に関する情報提供の推進

「開かれた学校」をめざし、学校評価の結果や教育目標、教育課程、教育活動の状況などの情報を保護者や地域住民に対して積極的に提供するとともに、公開授業や学校行事への参加を呼びかけます。

④高等学校教育の充実

特色ある学校づくりなど、高校の維持充実を図るため関係機関に要望するとともに、地域に開かれた学校づくりを推進できるよう支援します。

(4) 学校の適正規模に向けた取り組み

①小中学校の適正規模に向けた取り組み

地域的な特性への配慮と子供たちにとって望ましい教育環境という観点から、公立学校配置計画検討委員会から「苫前町内の中学校に関する事項」の諮問について答申を受け、苫前町教育委員会会議、苫前町総合教育会議で町の方針を決定したので、次のとおり進めます。

- ＝古丹別中学校は閉校し、苫前中学校に統合する。
- ＝統合の時期は令和5年4月とする。

用語の解説

チームティーチング：複数の教師が授業を進める形態。例えば、1つの学級に2人の教員を配置し、1人の教員が全体を指導している間に、もう1人の教員が机間授業を行うなどの方法がある。

学校応援団：埼玉県教育委員会の施策で、学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織をいう。また、各市町村や地域での同様な取り組みも含まれる。

認定こども園：幼稚園、保育園（所）等のうち、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を備える施設で、都道府県知事が「認定こども園」として認定した施設をいう。

○ 小学校の概況（学校数：2校）

（単位：人）

	学級数	児童数			教員数			教員1人あたりの児童数
		総数	男	女	総数	男	女	
H28年	17	140	75	65	28	17	11	5.00
H29年	17	133	66	67	29	15	14	4.59
H30年	17	128	63	65	28	14	14	4.57
R元年	18	125	58	67	29	15	14	4.31
R2年	17	131	63	68	30	16	14	4.37

（学校基本調査：各年5月1日現在）

○ 中学校の概況（学校数：2校）

（単位：人）

	学級数	生徒数			教員数			教員1人あたりの生徒数
		総数	男	女	総数	男	女	
H28年	8	79	46	33	28	18	10	2.82
H29年	7	85	48	37	25	16	9	3.40
H30年	7	74	38	36	25	18	7	2.96
R元年	6	62	34	28	23	16	7	2.70
R2年	7	55	32	23	24	16	8	2.29

（学校基本調査：各年5月1日現在）

○ 高等学校の概況（学校数：1校）

（単位：人）

	学級数	生徒数			教員数			教員1人あたりの生徒数
		総数	男	女	総数	男	女	
R2年	3	30	20	10	12	7	5	2.50

（各年5月1日現在）

7つのまちづくりの目標

大綱 2	健康で生きがいをもって暮らせる まちづくり ～健康・福祉・社会保障の施策～
------	---------------------------------------------

- 第1節 健康づくりの推進
- 第2節 地域で支える福祉の推進
- 第3節 高齢者福祉の推進
- 第4節 障がい者（児）福祉の推進
- 第5節 社会保障制度の適正な運用

第1節 健康づくりの推進

町の現状と課題

社会環境や食生活の変化などにより、心身の健康を阻害する要因が増えています。死亡原因でも悪性新生物や心疾患、脳血管疾患といった生活習慣病が約6割を占めています。生活習慣の改善は、栄養や運動、休養などバランスのとれた日常生活を送ることが大切であり、子どもの頃から食や生活リズムの乱れが将来の生活習慣病につながっていると言われています。

町は、各種健（検）診のほか母子保健事業、健康増進事業、精神保健事業などを行い、それぞれの年代に応じた健康づくりを推進しています。今後は町民一人ひとりの生活習慣改善に対する意識を高め、定期的に健（検）診を受診する機会を構築するとともに、町民の健康状態の把握に努め、疾病を早期発見することが重要となっています。また、こころの健康づくり対策や、スポーツを楽しむながら健康づくりを行える環境を整備していく必要があります。

地域医療については、町内各医療機関などが連携して地域医療の整備に取り組む必要があるとともに、苫前厚生クリニック2階を健康づくり拠点としての有効活用に向けた検討が求められています。

基本方針

町民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち「自分の健康は自分でつくるもの」を基本とし、それぞれの年代に応じた健康づくりや保健サービスを充実します。

基本計画

（1）健康づくりを行う環境の醸成

①意識の啓発

「自分の健康は自分でつくるもの」という意識を持ち、生活の質の向上をめざした健康づくりが進められるよう、さまざまな啓発活動や相談事業を実施します。また、こころの健康づくりや高齢者の介護予防に努めます。

②健康的な生活習慣の確立

幼児期から望ましい食生活習慣の定着を図るため、栄養士などによる食育を推進し、健康的な生活習慣の確立をめざします。

③地域健康づくりの支援

町民が自主的に健康づくりを行えるよう、食生活改善推進員など地域で健康づくりを推進する活動への支援に努め、健康づくりが行える環境の充実を図ります。

(2) スポーツによる健康づくりの推進

①スポーツ活動の促進

町民の年齢や適正に応じたスポーツ活動を充実し、幅広い年齢層が参加できる活動を促進します。

②スポーツ活動への参加機会の充実

日ごろスポーツ活動をしていない人も気軽に参加できるよう、参加機会の拡充に努めます。

(3) 地域保健対策の推進

①各種健（検）診の推進

各種健（検）診の受診機会の拡大を図るため、関係機関と連携しながら受診しやすい環境づくりに努めます。また、健（検）診後の保健指導の充実を図ります。

②保健事業の拡充

医療・福祉との連携がとれた保健事業を展開し、また子どもから高齢者までの保健事業を行うことができるよう、保健事業の強化を図ります。

③感染症対策の推進

各種予防接種や結核健診の普及を図るとともに、感染症予防知識の啓発活動に努めます。

(4) 地域医療体制の拡充

①地域医療体制の充実

町民がいつでも適切な医療サービスを受けることができるよう、広域的な医療機関との連携を図りながら、地域の医療体制の確保と医療環境の整備拡充を図ります。

②苫前厚生クリニック2階の有効活用の検討

苫前厚生クリニック2階の有効活用について、北海道厚生連との協議を行いつつ、住民ニーズと地域福祉のバランスを図りながら、高齢化社会に対応した施設のあり方を検討します。

用語の解説

悪性新生物：悪性腫瘍（しゅよう）のこと。増殖力が強く、周囲の組織を破壊・浸潤して全身に転移し、生体に致命的な害を与える腫瘍。

○ 医療施設の現況

(単位：人)

区 分	職 員 数		診 療 科 目	病 床 所 有 数
	医 師	看 護 師 等		
苫前厚生クリニック	常 勤 1 非常勤 1	3	内科、皮膚科派遣	—
苫前クリニック	1	2	内科、外科、小児科	—
苫前歯科診療所	1	歯科衛生士 常 勤 2 非常勤 1	歯科	—
古丹別歯科診療所	1	歯科助手 常 勤 2 非常勤 1	歯科（苫前と兼務）	—

(令和2年4月1日現在)

○ 主な死因別死亡者数の推移

(単位：人)

	総 数	悪性新生物	脳血管疾患	心疾患	肺 炎	その他
H26年	67	20	6	6	2	13
H27年	56	21	4	8	3	9
H28年	59	20	8	8	1	5

○ 各種健（検）診の受診者数

(単位：人・受診率%)

	結核健診	がん検診					
		胃がん		子宮がん		乳がん	
H27年	20	197	6.5	67	15.0	92	22.1
H28年	26	169	10.6	62	13.7	78	22.5
H29年	15	180	9.5	68	14.0	79	21.9
H30年	7	148	9.6	69	15.5	79	22.6
R 元年	12	148	9.2	61	14.9	75	23.9

	がん検診			
	肺がん		大腸がん	
H27年	237	7.8	248	8.5
H28年	225	6.6	234	7.2
H29年	225	7.8	244	8.9
H30年	201	6.9	213	7.6
R 元年	202	8.0	208	8.1

○ 予防接種状況

(単位：人)

	四種混合 1期と追加	二種混合 2期	BCG	麻疹風疹混合 1期と2期	高齢者イン フルエンザ	ヒブ 1-4回
H27年	59	27	15	41	728	46
H28年	80	35	23	39	704	72
H29年	96	19	22	43	714	93
H30年	66	14	15	40	720	70
R 元年	69	24	18	40	687	62

	小児用肺炎球菌 1-4回	子宮頸がん予防 1-3回	水痘	B型肝炎 初回・追加	日本脳炎 第1期初回・追加、第2期
H27年	46	0	19	—	29
H28年	73	0	22	30	79
H29年	92	0	26	69	88
H30年	68	3	36	48	81
R 元年	64	0	34	49	87

第2節 地域で支える福祉の推進

町の現状と課題

核家族化や共働き世帯の増加、扶養意識の変化に伴って家庭や地域で支え合う機能が低下し、福祉ニーズがより高まっています。また、福祉サービスだけでは対応しきれないさまざまな生活課題が増えています。

本町では、地域福祉の担い手として重要な役割を持つ苫前町社会福祉協議会が行っているボランティア活動の支援など、地域住民が主体となる福祉活動やノーマライゼーション理念の普及のための啓発活動について積極的な支援を行い、連携の強化に努めています。

誰もが地域で安心して暮らし続けられるよう社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉団体やボランティア団体、町内会との連携を深め、地域ぐるみの支援体制を確立していく必要があります。地域における高齢者・障がい者（児）福祉、医療や保健分野、生活関連分野が連携を密にした包括的なサービスの提供が必要となっています。

基本方針

住み慣れた地域において高齢者、障がい者、子どもなどすべての町民が健康でともに支え合いながら生きる地域ぐるみの福祉体制の確立をめざします。

基本計画

（1）地域福祉活動の促進

①地域福祉計画の策定・推進

社会福祉事業の健全な発展や地域での福祉サービスの適切な利用、地域福祉活動への町民参加を促進するため、本町の特色を生かした「地域福祉計画」を策定し、計画を推進します。

②地域福祉ネットワークの確立

ともに支え合う地域社会を実現するため、社会福祉協議会を中心に、民生委員・児童委員、福祉関係団体やボランティア団体、町内会などとの連携を図り、地域の課題解決に向け、日常的な協力体制の構築と活動支援に努めます。

③福祉活動の担い手の育成

関係機関と連携し、各種福祉活動に自主的・主体的に参加する地域での福祉活動の担い手となるボランティアの育成・支援に努めます。

(2) 人にやさしいまちづくりの推進

① ノーマライゼーション理念の普及

子どもや障がいのある人、高齢者など、支援を必要とする人への理解を促すとともに、福祉に関する学習機会などを通じて、ノーマライゼーション理念の普及による福祉意識の向上を一層進めます。

② 人にやさしいまちづくり

ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、すべての人が暮らしやすいまちづくり、ものづくり、環境づくりに取り組みます。

(3) 要配慮者の見守り活動の促進

① 要配慮者の見守り支援体制の充実

高齢者、障がい者など、災害時に自力で避難することが困難な要配慮者が、日常から安心して暮らせるよう、地域での見守り体制の確保に努めます。

用語の解説

社会福祉協議会：地域社会において、福祉関係者や住民が主体となり、地域の実情に応じて住民の福祉を増進することを目的とする社会福祉法上の社会福祉法人。会員制により運営される。

ノーマライゼーション：障がい者や高齢者など、社会的に不利益を負いやすい人々を特別視するのではなく、地域社会のなかで他の人々と同じように生活することができ、ともに生きる社会こそ普通（ノーマル）であり、本来あるべき姿であるという考え方。

民生委員・児童委員：民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱している民間奉仕者。住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談・助言・援助、社会福祉事業者又は社会福祉活動者との連携・活動支援、福祉事務所その他関係行政機関への協力などを職務とする。児童福祉法による児童委員を兼務している。児童委員は、児童の生活環境の改善・福祉・保健など、児童福祉に関する援助・指導を行う民間奉仕者。

地域福祉計画：高齢者、児童、障がい者などの分野ごとではなく、地域で行政と住民が一体となって支え合う総合的な地域福祉を取り組む計画。

ユニバーサルデザイン：まちづくりや商品のデザインなどについて、能力あるいは障がいの程度にかかわらず、すべての人々が利用しやすいデザインを最初から取り入れる手法。

要配慮者：高齢者、障がい者、乳幼児等の防災意識において特に配慮を要する方。

第3節 高齢者福祉の推進

町の現状と課題

本町では、少子高齢化が進んでおり、平成31年3月31日現在の高齢化率は42.02%で、町民の2.38人に1人は高齢者となっている状況です。年少人口と生産年齢人口は一貫して減少することが予想されており、それに伴い、高齢化率は増加していくことが見込まれています。また、核家族化などにより、一人暮らし高齢者や高齢者世帯、寝たきり高齢者、認知症高齢者など、支援が必要な高齢者は増えることが見込まれます。

今後は要介護状態になることを予防し、健康を維持する施策の推進と高齢者自身の健康づくりや生きがいづくりへの取り組みを支援していく必要があります。また、地域住民や関係団体が連携して高齢者を見守り、支える仕組みを地域につくる必要があります。

一方、介護を必要とする人が適切な介護サービスを受けられるよう、高齢者のニーズに応じた介護サービスの充実が必要であると同時に、高齢者施設の新設に向けた検討が求められています。

基本方針

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、社会参加の機会を充実するとともに、支援を必要とする高齢者の生活を支援します。また、介護サービスを必要とする高齢者に必要なサービスが提供されるよう、適切な介護サービス提供の確保と持続可能な介護保険制度の構築をめざします。

また、一生このまちで暮らしたいと望んでいただけるよう、高齢者施設の新設について検討を進めます。

基本計画

(1) 生きがいづくりの推進

① 各種講座の開催

公民館などで、各種講座を開催し、高齢者が自主的に学習できる機会の提供に努めます。

② 老人クラブ活動の支援

老人クラブの活動育成を図るための補助を行い、今後も、高齢者が気軽に参加し、魅力ある老人クラブ活動が展開できるよう支援します。

③ シルバー人材センターへの支援

高齢者が持つ豊かな経験と能力を活かせるよう、シルバー人材センターとの連携を深め、就業機会の拡充を図ります。また、シルバー人材センターの適正な運営が図られるよう支援します。

(2) 介護予防の推進

① 介護予防・生活支援サービス事業の推進

要支援者等の多様な生活支援ニーズに対して、切れ目のない総合的な支援として、介護予防、生活支援、ケアマネジメントなどのサービスを提供します。

② 一般介護予防事業の推進

すべての高齢者を対象に、介護予防に関する普及・啓発や、地域における自主的な介護予防事業の育成・支援を行います。

(3) 生活支援の充実

① 地域包括支援センターの充実

介護を必要とする高齢者や、介護を行っている家族が抱えるさまざまな問題を解決するため、地域包括支援センターの機能及び相談支援の充実を図ります。

② 各種介護サービスの推進

要支援・要介護状態になっても住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう、利用者の介護ニーズに応じた各種介護サービスの提供や積極的な情報提供に努めます。

また、一生このまちで暮らしたいと望んでいただけるよう、高齢者施設の新設について検討を進めます。

③ 高齢者の権利擁護

高齢者の権利を守るため、成年後見制度の普及・啓発に努めます。また、高齢者虐待の防止や早期発見に努め、迅速な対応を図ります。

(4) 地域ケア体制の強化

① 地域ケア体制の強化

地域包括支援センターや関係機関と連携し、地域ケア会議の開催や高齢者虐待などの対応に努めます。また、地域住民とともに、地域のなかで見守り、ともに支え合う地域ケアの体制を強化します。

用語の解説

高齢化率：総人口における65歳以上人口の割合。

年少人口：15歳未満の人口。

生産年齢人口：15歳以上65歳未満の人口。

シルバー人材センター：厚生労働省令で定める基準に基づき都道府県により指定された公益法人。定年退職者等の希望に応じ、臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し、提供する業務を行う。

用語の解説

要支援（認定）：介護認定審査会の審査の結果、要介護状態となるおそれがあると判断されること。

要介護（認定）：介護認定審査会の審査の結果、要介護状態にあると判定されること。

地域包括支援センター：介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上や福祉の増進、虐待防止、介護予防ケアマネジメントなどを総合的に行う機関で各市区町村に設置されている。

成年後見制度：財産管理や介護・福祉サービスの契約、遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害に遭うおそれがある、認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者など判断能力の十分でない人を保護し支援する制度。

地域ケア会議：高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進める手法をいい、地域包括支援センター等が主催し、医療、介護等の多職種が協働して個別課題の解決を図るとともに、共有された地域課題の解決に取り組む。

○ 介護サービス施設

福祉サービス事業名	設置者	設置年月	入所通所定員	職員
特別養護老人ホーム 苫前幸寿園	社会福祉法人 苫前幸寿会	S 6 2・4	50人 (ショートステイ7人)	35
苫前町 デイサービスセンター	社会福祉法人 苫前幸寿会	H 6・3	24人/日	5
苫前町生きがい デイサービスセンター	苫前町	H 1 2・3	15人/日	4
苫前町 ヘルパーステーション	社会福祉法人 苫前町社会福 祉協議会	H 1 4・4	—	4
羽幌地区 訪問看護ステーション	(社)北海道 総合在宅ケア 事業団	H 1 2・4	—	12
グループホーム優芽	(株)大地	H 2 5・4	18人	18
苫前幸寿会 ケアプランセンター	社会福祉法人 苫前幸寿会	R 元・5	—	2
訪問介護事業所 なごみ	合同会社 なごみ	R 2・3	—	3
居宅介護支援事業所 なごみ	合同会社 なごみ	R 2・3	—	1

(令和2年4月1日現在)

第4節 障がい者（児）福祉の推進

町の現状と課題

急速な高齢化が進むなか、障がい者数は高齢化の進展とともに精神障がいを筆頭に増加傾向にあり、障がいの重度化や家族形態の変化、高齢の介護者の増加など、障がい者を取り巻く環境が変化してきています。

国においては、障がい者に係る制度改革が進められており、障害者総合支援法が施行されたことに伴い、障がい者支援全般の一層の充実が求められています。

町内には、身体・知的・精神いずれかの障がいのある町民が、令和2年3月31日現在で257人暮らしており、近年は増加の傾向にあります。本町では「苫前町障がい者福祉計画」を策定し、引き続き障がい者及び障がい児へのサービス提供を行っています。

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送るには、一人ひとりのニーズに応じた地域生活支援の充実を図るとともに、同居する家族の高齢化などにより家庭の介護機能の低下に配慮した介護に携わる家庭への支援が必要となっています。また、障がい者が自立し、地域生活を楽しめるよう、就労の場の確保やスポーツ・文化活動の参加機会の拡大などが必要となっています。

基本方針

障がい者が地域のなかで支えられながら自立して生きることができるよう、社会参加を促進し、福祉サービスを充実させます。

基本計画

（1）社会参加の促進と就労支援の推進

①社会参加の促進

障がい者スポーツや文化活動に参加しやすいよう、サークル活動を支援するとともに、サークルや団体との連携を促進します。

②就労支援の充実

障がい者が障がいの程度や能力に応じて就労に結びつくよう、福祉施設やハローワークと連携し、一人ひとりの状況に応じた支援に努めます。

（2）相談支援の拡充

①相談支援事業の推進

障がい者の福祉に関するさまざまな問題について、相談に応じられるよう相談支援事業の充実を図ります。

②関係機関との連携

関係機関のネットワークを構築することで地域の課題を把握し、調整する機能を拡充します。

③介護者支援の強化

介護者の健康と暮らしを支える仕組みを構築するとともに、介護者同士が交流できる機会を確保します。

(3) 地域生活支援の拡充

①各種福祉サービスの充実

障がい者が住み慣れた地域で暮らせるよう、各種福祉サービスの拡大や環境の整備を図ります。

②権利擁護の推進

障がい者への虐待の防止、虐待発生時の迅速な対応に努めるとともに、判断能力が不十分な人が不利益を被ることのないよう成年後見制度の利用を支援します。

用語の解説

障害者総合支援法：平成25年4月1日に施行された障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害者自立支援法を改正したもの。

地域生活支援：障がい者等が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として実施される事業。

成年後見制度：財産管理や介護・福祉サービスの契約、遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害に遭うおそれがある、認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者など判断能力の十分でない人を保護し支援する制度。

第5節 社会保障制度の適正な運用

町の現状と課題

社会保障制度は、安心のセーフティネットです。国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度、国民年金の共助の仕組みがあり、経済的な側面から援助を行う制度として生活保護の公的扶助があります。

本町の国民健康保険は、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となる道域化が始まり、制度の安定的運営を図り、市町村と道が協同し事業を実施しています。また、本町では、被保険者数の減少傾向が続く中、一人当たりの医療費支出は伸び続けており、医療費の適正化が課題となっています。国民健康保険財政健全化をめざし、医療費支出抑制のための保健事業やレセプト点検の強化、国民健康保険税率の改正、保険税の収納率の向上に努めています。

介護保険は「苫前町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、保険給付の円滑な実施と地域支援事業を推進しています。

国民年金は、老後の生活の支えとして大きな役割を果たしています。制度の適正な運営が行えるよう正しい理解を求めていく必要があります。

また、景気はゆるやかな回復が続いているとされているものの、低所得者や生活困窮者が増加傾向にあることから、生活に関する相談件数とともに自立が困難な世帯が増加しています。生活の安定と自立に向けた問題解決に適切な機関の利用案内を行っています。

基本方針

すべての町民が、健康で文化的な生活が送れるよう、社会保障制度の周知と適正な運用に努めます。

基本計画

(1) 医療保険制度の適正な運営

①国民健康保険事業の健全化

医療費通知やレセプト点検、保健事業、ジェネリック医薬品に関する情報提供などにより、医療費の適正化を推進します。また、国民健康保険税の収納率の向上に努めます。

②後期高齢者医療制度の円滑な運営

北海道後期高齢者医療広域連合と連携し、後期高齢者医療制度の円滑な運営を図ります。

③医療費の抑制

生活習慣病や疾病の早期発見・早期治療や発病予防のため、特定健康診査など各種健（検）診の受診率の向上や特定保健指導や健康相談の参加率の向上を図り、医療費の抑制に努めます。

(2) 介護保険事業の適正化

①介護保険制度の啓発・周知

介護保険制度に関する啓発や周知を図ります。

②介護保険事業の充実

介護サービスの利用意向や高齢者の実態を踏まえて、介護保険事業計画を見直し、保険給付の円滑な実施と地域支援事業の充実を図ります。

(3) 国民年金制度の周知

①国民年金制度の周知

国民年金制度を正しく理解してもらうため、制度の啓発や周知を図ります。

(4) 生活自立への支援

①相談体制の充実

民生委員・児童委員をはじめ関係機関と連携し、生活に困窮している町民の相談体制の充実に努めます。

②生活保護の適正化

生活相談、就労支援などを通して生活の安定と自立ができるよう、関係機関と連携し、相談・指導体制の充実を図ります。

用語の解説

レセプト：医療費の請求書。医療機関が、健康保険組合や市町村などの保険者に提出する診療報酬明細書の通称。

ジェネリック医薬品：特許期間が満了した先発医薬品について、その特許の内容を利用して製造された、同じ有効成分・効果を持つ医薬品のこと。

特定健康診査：メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した、生活習慣病予防のための健診をいう。

特定保健指導：生活習慣病予防健診や特定健康診査の結果から、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）のリスクが高いと判断された40歳以上の方へ、保健師などが生活習慣改善のアドバイス等を行うもの。

用語の解説

民生委員・児童委員：民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱している民間奉仕者。住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談・助言・援助、社会福祉事業者又は社会福祉活動者との連携・活動支援、福祉事務所その他関係行政機関への協力などを職務とする。児童福祉法による児童委員を兼務している。児童委員は、児童の生活環境の改善・福祉・保健など、児童福祉に関する援助・指導を行う民間奉仕者。

○ 国民健康保険の加入状況

(単位：世帯・人・%)

	世帯数	人口	加入世帯数	加入割合	被保険者数	加入割合
H27年	1,598	3,349	540	33.8	989	29.5
H28年	1,578	3,261	521	33.0	978	30.0
H29年	1,554	3,208	493	31.7	905	28.2
H30年	1,530	3,134	472	30.8	868	27.7
R元年	1,488	2,987	433	29.1	799	26.7

* R元年については、R2・2月末現在の数値

(年報)

○ 国民健康保険の給付状況及び保険税調定額

(単位：件・円)

	給付状況		保険税調定額	
	件数	金額	一世帯当たり	1人当たり
H27年	13,811	244,096,895	286,278	156,309
H28年	13,585	239,205,942	288,881	153,893
H29年	12,969	236,298,688	273,517	148,999
H30年	12,899	247,861,238	225,502	122,623
R元年	11,967	236,352,411	227,244	123,150

* R元年については、R2・2月末現在の数値

(年報)

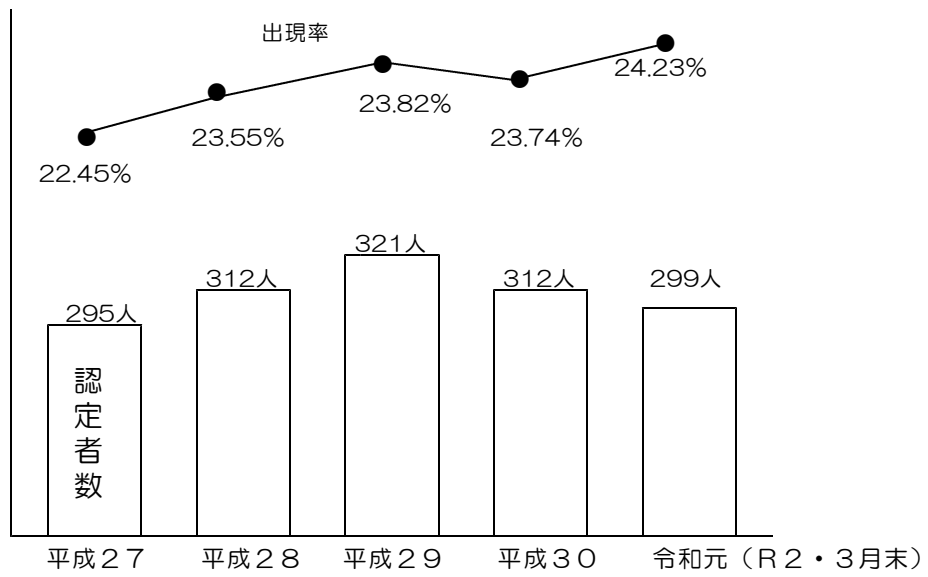
○ 生活保護の状況

	世帯数	人数
H28年	27	38
H29年	25	35
H30年	24	33
R元年	26	34
R2年	24	33

(単位：世帯・人)

(各年4月1日現在)

○ 介護保険認定者の推移（第1号被保険者）



7つのまちづくりの目標

大綱3	町民主体の地域コミュニティ豊かな まちづくり ～人権・男女共同・地域コミュニティ の施策～
-----	------------------------------------------------------------

第1節 人権の尊重

第2節 男女共同参画社会の推進

第3節 協働によるまちづくり

第4節 地域コミュニティ・地域間交流の推進

第5節 スポーツ・芸術・文化活動の推進

第1節 人権の尊重

町の現状と課題

21世紀は人権の世紀といわれ、国際社会において「人権尊重」が大きな潮流となっています。町は町民一人ひとりが人権を尊重し、真の豊かさを実感できる「差別のない明るい社会」の実現をめざしています。

その結果、差別意識や偏見は徐々に解消されつつありますが、配偶者やパートナーに対する暴力（DV）、児童・高齢者に対する虐待、情報化社会の進展に伴ったインターネットを使ったいじめなど、さまざまな人権問題が残っていると推測されます。

こうした問題を解決するには、あらゆる人権問題に対して正しく理解するための一層の啓発活動が必要となっています。地域や家庭、学校での人権啓発の取り組みや人権擁護委員と連携した人権相談の充実、人権尊重の視点に立った取り組みを実行し、人権侵害が起こらない社会の仕組みをつくっていく必要があります。

基本方針

関係機関と連携しながらさまざまな人権問題に対する取り組みを総合的に推進します。

基本計画

(1) 啓発・教育活動の推進

①啓発活動の推進

地域や家庭、学校などさまざまな場において、人権を尊重する意識や他者への思いやりの心を学ぶことができるよう情報提供や啓発活動に努めます。

②人権教育の推進

人権セミナーなどあらゆる機会を通じて人権教育を推進します。また、学校における人権教育を充実し、児童生徒、教師がいじめや体罰について考える機会、防止するための取り組みに努めます。

(2) 人権相談体制の充実

①相談体制の充実

人権に関するさまざまな問題に應じるため、相談体制を強化するとともに、相談しやすい環境づくりに取り組みます。

②各機関との連携の強化

人権問題はさまざまな分野で横断的に存在することから、関係機関との連携を強化し、問題の解決に努めます。

用語の解説

DV：ドメスティック・バイオレンス。配偶者や恋人など親密な関係にある、又は、あった者から振るわれる暴力。

人権擁護委員：法務大臣が委嘱し、地域のなかで人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護していく活動を行う者のこと。

第2節 男女共同参画社会の推進

町の現状と課題

女性の活躍が広がる一方で「男は仕事、女は家庭」という（固定的役割分担意識）は十分に解決されておらず、是正に向けた取り組みが必要となっています。

共働き世帯も増えていますが、働く女性の育児や介護などの負担感は大きく、長時間労働が当たり前となっている男性の働き方の見直しや育児や介護への参加など、男性も含めたそれぞれの生活の実情にあわせたワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現が求められています。

町は男女共同参画社会実現に向けた施策として、啓発活動や法制度の周知などを図る一方、配偶者・パートナーからの暴力（DV）をはじめ、女性の抱える悩みや問題に対する相談を受け付けるなど、相談・支援体制の強化に努めています。

基本方針

地域・家庭・学校・職場といった、社会のあらゆる分野において、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる、いきいきと活動できる社会の実現に努めます。

基本計画

（1）男女平等の意識づくりの推進

① 固定的役割分担意識の是正

固定的な性別役割分担意識を是正するため、啓発活動や情報提供、学習機会の提供を図ります。

② 男女平等教育の推進

幼児期から教育や学習を進めるため、保育士や教職員への研修を図ります。

（2）男女共同参画の推進

① 男女共同参画の推進

男女共同参画に関するさまざまな問題を解決するために、啓発活動や環境整備、町政運営などの女性参画を推進します。

② あらゆる分野への男女共同参画

男女が対等な立場で、社会のあらゆる分野の活動に参画できるまちづくりを進めます。

③相談・支援体制の充実

女性の人権に関するさまざまな問題に應じるため、関係機関と連携を図り、相談・支援体制の充実に取り組みます。

(3) 男女対等な社会づくりの推進

①「ワーク・ライフ・バランス」の実現

仕事、家庭生活、地域生活それぞれに應じて多様な生き方や選択ができるよう「ワーク・ライフ・バランス」(仕事と生活の調和)を推進します。

用語の解説

ワーク・ライフ・バランス：国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に應じて多様な生き方が選択・実現できること。

DV：ドメスティック・バイオレンス。配偶者や恋人など親密な関係にある、又は、あった者から振るわれる暴力。

第3節 協働によるまちづくり

町の現状と課題

地方分権が進展するなか、これまで行政に依存しがちであった公共サービスを、町民と行政が互いの役割を果たしながら、協働してまちづくりを推進していくことが必要となっています。

町においては「自らが行う住民自治」を基本に真に求められる自治のあるべき姿として「まちづくり基本条例」を制定し、より町民が参画しやすい体制づくりに努めてまいりましたが、町民間や地域によって参画意識に差があることから、一層の意識啓発やより参加しやすい環境づくりが求められています。

このことから、まちづくりへの町民の参画意識を高め、意欲ある町民の知恵と力を結集したボランティアや地域づくり団体の活動を支援し、町民と行政が一体となってまちづくりに取り組む協働体制をつくりあげる必要があります。

こうした活動を盛んにしていくためには、町民と行政お互いの役割を明らかにしながら、情報の共有化を図り、幅広い町民の参画を促すような施策を実施し、協働によるまちづくりを進める必要があります。

また、定住対策として、全町各地域において人口減少が進んでおり、これらの地域を担う人材の確保やコミュニティ活動、更には商店街への影響など、大きな問題となっています。このように、人口減少は産業や福祉、生活環境全般において影響を及ぼすため、人口の推移又は増加を視野に入れた施策が必要となっています。

基本方針

町民と行政が相互理解を深めながら、町民参画の機会や協働でまちづくりを推進する仕組みづくりや場づくりに努めるとともに「第2期苦前町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく、人口減少の克服と地方創生の推進を図ります。

基本計画

(1) 町民参画の仕組みづくり

① 町民参加機会の拡充

政策形成過程への町民参加を促進するため、公募委員の登用や町民意見反映手続制度（パブリックコメント）など、多様な参加機会の創出に努め、情報の共有化を図ります。

また、住民のだれもが自らまちづくりについて考え、議論できる場や機会（まちづくり懇談会など）を設け、町民参加のまちづくりを推進します。

② 情報提供の充実

これまでの広報誌を更に充実させるとともに、既存の情報発信ツール（ホームページ）を活用するとともに、新たな広報ツールやPR方法を検討することで、より効果的な手法を用いて情報発信を行います。

(2) 協働の担い手の育成

①協働の担い手の育成

町民や団体などが主体となった公益活動や町民提案型まちづくり事業に対して支援を行い、協働の担い手として育成します。

(3) 定住・移住の促進とU・Iターン希望者への支援

①定住・移住とU・Iターン希望者への受入れ支援

子どもを産み育てやすく、住宅環境の整備や雇用の場の確保に努め、定住等に伴う就労支援と受入体制の整備や移住情報の発信、さらには移住相談窓口を設置するなど「第2期苫前町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、定住や移住に加え、U・Iターン希望者への支援に取り組みます。

用語の解説

地方分権：従来の中央集権に対し、国と地方自治体の関係を従来の主従の関係から対等・協力の関係に改め、地方自治体の自己決定と自己責任による行政運営を実現すること。

公募委員：公共機関ないし社会的に組織された法人・団体において設置された審議機関・諮問機関において一般から公募され、委嘱された委員をいう。

町民意見反映手続制度：町が重要な施策などを立案する際、その案と関係資料を町民に公表し、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する町の考え方を公表する制度

第2期苫前町まち・ひと・しごと創生総合戦略：人口減少の克服に向けたビジョンの実現並びに数値目標の達成に向け、地方が自主的かつ主体的に夢を持って前向きに取り組むことを国が支援する市町村計画のこと。計画期間＝令和3年度～令和7年度（5カ年間）

第4節 地域コミュニティ・地域間交流の推進

町の現状と課題

これまで、地域のコミュニティ機能を担ってきた町内会などの組織は、価値観の多様化や少子高齢化の進展により、加入率の低下、コミュニティ活動の停滞、また、担い手不足などの問題が生じてきています。

一方、地域のコミュニティは、地域の防災対応力に密接な関係を持つものであり、これまで以上に地域のつながりの必要性が求められています。

地域の活性化は、今後のまちづくりには必要不可欠であり、町内会活動を通じてコミュニティの促進に努めるとともに、地域間交流を積極的に推進します。

また、外国籍住民が増加していることから、地域社会での多文化共生を推進する必要があります。

基本方針

地域の活性化を図るため、町内会加入率の向上に努めるとともに、町内活動の支援や活動環境の充実に努めます。また、地域間交流はもとより、多文化の共生を目指した交流機会の創出に努めます。

基本計画

(1) コミュニティ意識の啓発

① コミュニティ意識の高揚

コミュニティ活動への自主的な参加を促進するため、意識啓発のための情報提供に努めます。

また、活動拠点の整備・充実に努めるなど、コミュニティ活動への支援に努めます。

② ボランティア活動への支援

地域社会に問題意識を持ち、その解決に向け自主的に行動を起こすことができるよう、ボランティア活動の普及と啓発に努めます。

また、ボランティア活動に気軽に参加できるよう、情報収集などの支援に努めます。

③ 地域コミュニティの場としての公共施設の活用

苫前地区コミュニティセンターでのサロン事業は、世代間を超えた事業を実施することにより、地域で不足がちなコミュニティの場を提供し、町の活性化を図ります。

(2) 町内会活動の活性化の促進

①町内会加入率の向上

地域住民間のコミュニティの促進を図るため、町内会加入率の向上に努めます。

②町内会活動への支援

町内会が主催するイベントを支援し、地域住民主体の地域づくりを促進し、地域の活性化を図ります。

(3) 広域交流の充実

①友好都市との交流促進

旧三重県長島町とは友好町提携を行ってきましたが、市町村合併により桑名市となりました。引き続き桑名市との物産展交流や人的・文化的交流を積極的に推進します。

②ふるさと会との交流促進

苫前町出身者で組織されている「ふるさと会」との情報交換を密にし、町の振興を図ります。

③国内交流の充実

地域資源を活用した他の自治体との交流を推進し、さまざまな分野ごとの交流機会の充実を図ります。

(4) 多文化共生の推進

①交流機会の推進

多文化共生をめざし、異なる文化や習慣への偏見をなくすため国籍を超えた交流を深める機会の創出に努めます。

②国際的な人材の育成

グローバル化に応じた国際的な人材を育成するため地域、学校、多国籍住民などが協力して異文化を学ぶ取り組みを進めます。

用語の解説

サロン事業：子どもから高齢者まであらゆる世代が居心地が良いと思える「居場所」を提供し、利用者同士が交流することで地域コミュニティの活性化を目的とした事業のこと。

地域資源：特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能な物と捉え、人的・人文的な資源をも含む広義の総称。

第5節 スポーツ・芸術・文化活動の推進

町の現状と課題

少子・高齢化やグローバル化など、社会・経済情勢の大きな転換期にあるなか、町民一人ひとりが生涯を通じて学習に取り組むことの重要性が高まっています。町民の学習に対するニーズは多様化・高度化しており、学習や活動の場の充実が求められています。

町民の健康志向は高まっているものの、競技スポーツなどでは人口減少に伴い団体活動の運動機会が減少しており、子どもから高齢者まで、それぞれの年齢や体力に応じたスポーツやレクリエーションを生涯楽しみながら、体を動かす機会の創出が求められています。

芸術・文化活動の拠点となる公民館などでは、さまざまな学習講座を開設し、継続的な学習機会を提供しています。今後の町民ニーズに応じた学習メニューの整備とともに、学んだ成果が適切に評価され、実際にまちづくりや子どもの育成などに活用できる仕組みをつくることも必要です。

基本方針

町民一人ひとりが生涯にわたり学習できる環境を整えるとともに、学んだ成果をまちづくりに活かす仕組みづくりを進めます。また、芸術や文化に親しむ機会の提供や、町民の自主的な活動を支援します。

子どもから高齢者まですべての世代が心身ともに健康で暮らすことができるよう、スポーツに親しむ機会の創出に努めます。

基本計画

(1) スポーツ活動の充実

①スポーツ活動の推進

体育協会やスポーツ推進委員が協力して、町民のニーズに応じたスポーツ教室やイベントを開催し、スポーツを通じた町民の交流や、健康増進の推進に努めます。

②指導者・リーダーの発掘・育成

スポーツ少年団やスポーツ団体等の活動を活発にするため、指導者、リーダーの発掘・育成に努めます。

(2) 芸術・文化活動の充実

①芸術・文化活動の支援

文化協会などの各種団体への活動支援により、町民誰もが気軽に芸術や文化に親しむ機会を充実します。

②歴史・文化の保存と継承

町内に残る文化財の歴史的価値を見出し後世へ残すため、資料の調査・研究を進め、文化財の保護を進めます。

(3) 多様な学習機会の提供

①学習内容の充実

学習機会の拡充とともに、町民の学習ニーズに応じた学習内容の充実を図ります。

②学習効果の活用

生涯学習をまちづくりや子どもの育成などに活用できるよう、機会の提供に努めます。

③学習環境の整備

公民館などの文化施設、B & G海洋センターなどのスポーツ施設の機能を適切に維持するとともに、より多くの町民が利用できるよう、各種施設の充実と有効利用に努めます。

また、専門的な知識や技能を有する地域人材などを活用することにより、学習環境の支援体制の充実を図ります。

7つのまちづくりの目標

大綱4	活気あふれるにぎわいのまちづくり ～産業振興の施策～
-----	-------------------------------

第1節 農業の振興

第2節 林業の振興

第3節 漁業の振興

第4節 商業・工業の振興

第5節 観光の振興

第6節 雇用の促進と勤労者支援

第1節 農業の振興

町の現状と課題

本町の農業は、産業として住民の生活に根付いており、自然環境の保全、地域社会の維持などの役割を担っています。しかし、農産物価格の低迷など農業をめぐる環境は厳しさを増しています。加えて担い手の高齢化、後継者不足などにより農業就業者は減少が続いています。

農業が魅力ある産業として定着するためには、農業経営基盤の安定化や若い担い手の育成及び農業者の規模拡大などによる労働力不足が課題となっています。

一方、食の安全・安心を求める消費者からは、地産地消、環境に配慮した農業などに対する関心が高まっており、質の高い農産物が求められています。本町では、こうした声に応え、クリーン農業を基本とした栽培技術の向上によって、以前より取り組んできたYES! cleanへの登録はもとより、さらに規制の厳しい特別栽培農産物にも取り組むなど、より付加価値を高めた農産物の出荷、また、貯蔵・集出荷などの流通体系の整備に取り組んでいます。

このような特色ある取り組みを推進することにより、地域農産物のブランド化が図られ、消費者が求める魅力ある産地となることにつながります。

基本方針

生産性の向上や農畜産物の付加価値化、GPS等を活用したスマート農業を含めた技術の高度化による安定した農業経営の確立をはじめ、農業の生産基盤の整備を進め、農地の保全に努めるとともに、担い手・団体の育成や農畜産物の消費拡大に加え、農産物や加工品のブランド化を推進し、農村地域の活性化を図ります。

基本計画

(1) 魅力ある産地づくりの推進

① 地域農産物のブランド化

地域の特産品となるような水稻・蔬菜・畑作などの農産物の普及に努め、苫前ブランドの推奨に努めます。

② 地産地消の推進

消費者ニーズに対応できるよう、多様な作付体系の維持や安全・安心な農産物の生産を支援します。

また、地元での直販機会の推進、学校給食での利用拡大などを図ります。

③ 苫前ブランド・6次産業化の確立

農産物をさまざまに加工し、苫前の付加価値付を最大限に活用し、意欲ある生産者・事業者の取り組みを支援します。

(2) 農業経営の向上

①スマート農業の確立

自動操舵の可能なトラクター、田植機、自動換気システムやドローン等、様々なICTを活用した農業機械、施設を導入しているが、これらのより安定的で効率的な運用を図るため、インフラの整備は必要不可欠なものであることから、通信設備の整備や農地の区画整理、大規模化を推進します。

②経営体の支援

農地の効率的な利用を促進するため、集落営農の取り組みや農業生産法人の設立を推進するとともに、経営の改善と生産性の向上を促進します。

③コントラクターや酪農ヘルパーの利用促進

コントラクターや酪農ヘルパーの利用を促進し、作業の効率化と負担軽減を図り、農業経営の安定化に向け取り組みます。

④有害鳥獣による被害防止対策

エゾシカ等による農作物への被害が増大していることから、被害防止のため、有害鳥獣の駆除強化に努めるほか、農地への侵入を防ぐ電気柵の設置を進めます。

(3) 担い手の育成と労働力の確保

①担い手の育成

認定農業者を中心にしながら営農に意欲を持つ青年や女性、定年退職者など、広範な担い手の育成に努めます。

②新規就農者の確保

昨今は、農業を継承する者も多く、既存の農業者の規模拡大意欲も強いことから、農地の受け皿が乏しく、町外からの新規就農者については、今のところ積極的には求めていません。

しかしながら、今後、高齢化、少子化から遊休農地や耕作放棄地の発生が懸念されてきた場合に備え、新規就農希望者の技術取得や農業法人の雇用の推進を図ります。

③労働力の確保

農業繁忙期における労働力を確保するため、人材派遣などの体制づくりを促進します。

(4) 農地の保全・担い手への集積

①優良農地の保全

秩序ある緑豊かな環境や景観を維持するため、基盤整備のほか、違反農地転用の是正指導などにより、優良農地の保全に努めます。

また、農業振興地域整備計画に基づき、農用地区域の優良農地については、農地の整備や農作業受委託により集約化を促進します。

②担い手への農地集積

農業経営の効率化や遊休農地の発生防止のため、農地中間管理事業等の各種事業を有効に活用しながら、地域の担い手へ農地の集積を推進します。

③農業用水の確保

本町の農業用水における重要な水源地である苫前ダムは、管理機器類などを整備し、農業用水の安定的な確保を図ります。

(5) 町営牧場の効率的な運営

①町営牧場の効率的な管理運営

非生産部門である育成牛について、上平共同利用模範牧場へ預託できる環境をより強化するとともに、町営牧場の効率的な管理運営を促進します。

用語の解説

地産地消：地域で採れた農産物をその地域内で消費すること。

6次産業化：農林水産物の生産（1次産業）から加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）まで「1×2×3」をまとめて手がける取り組み。

スマート農業：ロボット技術を活用した農作業の効率化・省力化やコスト削減を実現しようとする新たな農業のこと。

ICT：Information and Communication Technologyの略であり「情報通信技術」の略。IT（Information Technology）とほぼ同義の意味を持つ。国際的にICTが定着していることなどから、日本でもICTがITに代わる言葉として広まりつつある。

集落営農：集落を単位として、農業生産工程の全部又は一部について共同して行う営農活動、又はそのような活動を行う組織のこと。

農業生産法人：農地の所有権や賃借権が認められる農業法人。農地法に定める一定の要件を満たす農事組合法人・株式譲渡制度のある株式会社・合名会社・合資会社・合同会社の5種がある。

コントラクター：農業経営の規模拡大や複合化、労働負担の軽減のため、農作物の収穫や耕起などの農作業を請け負う組織のこと。

酪農ヘルパー：休日の確保など酪農の労働環境改善のため、酪農家に代わり搾乳や飼料給与などの作業を行うヘルパー要員を、農業者などによる組織から派遣する制度のこと。

用語の解説

認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づく市町村の認定を受けた、プロの農業経営者として頑張っていこうとする農業者をいう。農業の中心的な担い手として育成するため、町を始め関係機関は支援措置を講じることとされた。

農業振興地域整備計画：農業振興地域の整備に関する法律に基づき土地区分や農業上の用途区分など農業振興地域について市町村が定めたもの。

○ 主要農作物作付面積及び収穫高

作物別	作付面積 (ha)	収穫高 (t)
水稲	786.7	61,494 俵
小麦	266.0	832
ばれいしょ	4.0	67
大豆	367.0	8,609 俵
小豆	84.0	3,426 俵
いんげん豆	—	—
てんさい	60.0	4,336
かぼちゃ	122.0	1,159
スイートコーン	30.0	166
メロン	32.0	750
アスパラ		
ミニトマト	4.0	188

(令和元年度苫前町農協資料)

○ 主要農作物作付面積及び収穫高

総数		千円	
農業粗生産額	耕種	米	924,027
		麦類	39,054
		雑穀・豆類	266,696
		いも類	4,688
		野菜	242,564
		工芸農作物	436,463
		種苗・苗木、その他	
		計	1,913,492
	畜産	肉用牛	166,232
		乳用牛(生乳)	990,331
		豚(豚肉)	
		その他	
	計		1,156,563

(令和元年度苫前町農協資料)

○ 農家、農用地、家畜等

区 分		令和2年4月1日現在	
農 家 数	総 数	125 戸	
	専 業	123	
	兼業	1 種	2
		2 種	—
農 用 地 面 積	経面 営 耕 作 地 積	田	1,705 ha
		畑	1,732
		樹園地	—
		計	3,437
	家 畜 頭 数	乳 牛	2,129 頭
	肉 牛	—	
	豚	—	
	馬	—	
	にわとり	—	
	めん羊	—	
経 営 規 模 別 農 家 数	総 数	125 戸	
	0.1ha～ 0.99ha	3	
	1.0 ～ 2.99	4	
	3.0 ～ 4.99	4	
	5.0 ～ 9.99	25	
	10.0 ～19.99	46	
	20.0 ～29.99	24	
	30.0ha以上	19	
例外規定	—		

(令和2年苫前町農協資料)

○ 販売乳量 (1月～12月)

平成26年	8,610 t
平成27年	8,751
平成28年	8,934
平成29年	8,873
平成30年	9,598
令和 元年	10,511

(令和元年度苫前町農協資料)

第2節 林業の振興

町の現状と課題

森林は、木材生産機能を有するとともに、水源かん養、国土や自然環境の保全などの多様な公益的機能を有していますが、輸入材との競合に伴う国産材の価格の低迷による林業の採算性の低下などから、私有林においては、間伐などの適切な施業が十分に行われていない現状にあります。

そのため、森林の公益的機能の啓発に努めるとともに、森林の健全な育成と林業の活性化に取り組む必要があります。

基本方針

森林の健全な育成を促進するとともに、林業経営の安定化（合理化）と担い手の育成に努めます。

また、森林環境譲与税の創設に伴い譲与税を適切に活用し、森林所有者が将来にわたり安定した森林整備に取り組めるよう関係機関と連携を図りながら、森林整備を推進します。

基本計画

（1）森林の健全な育成

①適正な森林管理の促進

造林事業や保育事業などの促進により、森林の適正な管理を促進するとともに、施業の効率化を図るため作業道などの整備を推進します。

②カラマツや間伐材の需要拡大

北海道や管内の自治体と連携し、カラマツなどの地場産材のPR活動を促進するとともに、公共事業における積極的な活用に努めます。

③留萌産トドマツ材の販路拡大

管内市町村や林業関係者と連携し、管内産トドマツ材の海外輸出を目指した販路拡大に努めます。

④公益的機能の啓発

町民や児童生徒が森林の持つ公益的機能に理解を深めるため、植樹祭などの開催を促進します。

(2) 林業経営の安定化（合理化）と担い手の確保

① 林業経営の安定化（合理化）

林業経営の共同施業化を促進し、小規模森林所有者の負担軽減化に努め、林業経営の担い手である森林組合の受託体制の強化、合理化を促進します。

② 担い手の確保

森林整備担い手支援センターなどとの連携によるU・Iターン希望者などへの情報提供や技術研修の開催に努め、就業環境の向上を図ります。

○ 森林面積及び蓄積

区 分	森林面積 (h a)					森林蓄積 (千m ³)		
	計	天然林	人工林	無立木地	その他	計	針葉樹	広葉樹
町有林	91975	661.28	207.86	34.25	16.36	44,924	30,703	14,221
私有林	5,684.88	3,454.81	1,833.77	373.71	22.59	736,744	387,661	349,083

(令和元年度末)

第3節 漁業の振興

町の現状と課題

本町の水産業は、沿岸漁業を主としており、カレイ・タコ・ウニ・ナマコ、更には沖合漁業のエビ、海面養殖業のホタテなど、四季折々の漁獲があります。今後も、漁場環境の保全や水産資源の適正管理を図り、資源の維持・増大に努め、漁業の振興を図っていく必要があります。

漁業就業者数は減少し高齢化が進行していることから、ICT等のスマート水産業による漁労作業の効率化や生産価格の向上などにより、漁業を魅力ある職種とし、担い手の育成をはじめ新規着業者や繁忙期における労働力の確保に努めるとともに、漁業協同組合の経営基盤の強化を図っていく必要があります。

水産加工業は、主原料となるタコやニシンの漁獲の低迷や海外からの低価格製品の流入など、取り巻く環境が厳しさを増すなかで、原料の安定確保や消費者ニーズに対応した製品開発に努めているほか、食品衛生管理対策の充実が求められています。

漁港については、マリナビジョンモデル地域の指定を受けた苫前漁港の整備が計画的に進められているとともに、力屋漁港では港内の静穏度を高める工事が促進されています。

基本方針

生産性や生産者価格の向上による安定した漁業経営の確立をはじめ、漁業生産の拡大や漁港・漁場など生産基盤の整備に努めるとともに、担い手や漁業団体の育成、水産物の消費者や販路の拡大、水産加工業の振興を図ります。

なかでも、ナマコ養殖事業については、各関係機関と連携を図り資源の増大を図るとともに、生産の拠点となる漁港整備については、重要であることから漁業活動の効率化と安全性の向上を図った漁港整備を継続します。

基本計画

(1) 安定した漁業経営の確立

① 生産性・生産者価格の向上

漁労作業の効率化や生産コストの削減に加え、協業化や法人化を促進し、経営規模の拡大に努めるとともに、消費者・加工業者のニーズに対応した漁獲物の簡易加工を促進し、高品質で安全・安心な水産物の供給をめざしたブランドの確立を図ります。

(2) 漁業生産の拡大

① 資源管理体制の確立

豊かな水産資源を維持していくため、漁獲制限による資源管理に努めるとともに、関係機関との連携により密漁監視体制を強化します。

②つくり育てる漁業の推進

養殖施設や種苗生産施設の整備を進めるとともに、ナマコ・ウニ・ハタハタ・ヒラメ・サケ・ニシンなどの種苗放流を促進するほか、養殖技術について各関係機関と連携を図りながら研究開発に努めます。

(3) 生産基盤の整備

①漁港・漁場・漁業関連施設の整備

苫前漁港は、国直轄の第3種漁港として外来船や避難漁船への対応、災害時の流通機能の確保等、強靱な漁港整備を推進します。第1種漁港の力屋漁港は、港内の静穏度を高めるために外防波堤の延伸工事を行い漁港としての機能確保に努めます。

沿岸漁業の生産基盤となる魚礁の設置や増殖場の造成を促進します

(4) 担い手の育成と労働力の確保

①担い手の育成

小型船舶の資格取得や研修事業に伴う支援制度を構築するなど、担い手の育成に努めます。

②新規着業者の確保

新規着業希望者に、ホームページなどを活用した情報提供を進めるとともに、相談窓口を開設するほか、技術取得などを支援する受入体制の整備を図ります。

③労働力の確保

漁業繁忙期における労働力を確保するため、人材派遣などの体制づくりを促進します。

(5) 水産物の消費と販路の拡大

①地産地消の推進と販路の拡大

宿泊施設や飲食店との連携によるイベントの開催や地元水産物を活用したメニュー開発などを促進するとともに、ホタテガイなど東アジア地域など海外への販路拡大を推進します。

(6) 水産加工業の振興

①苫前ブランド・6次産業化の確立

苫前ブランドの形成をめざし、豊かな水産資源や水産加工業の集積など、地域の優位性を活かした新製品開発や販路拡大を促進します。消費者ニーズに対応した技術開発と製品の高付加価値化を支援します。

(7) 漁村地域の活性化

① 漁村空間の活性化

漁業への理解を深め、地域イベントの開催や体験学習など、交流機会の充実に努めるとともに、漁村地域の魅力の発信による定住化を促進するほか、生活環境の向上を図り、活力ある漁村空間の創出に努めます。

○ 漁獲高の推移

(単位 数量：トン・金額：千円)

漁獲別	平成28年		平成29年		平成30年		令和元年	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
にしん	22	5,250	11	2,664	19	5,027	44	6,907
さけ	10	3,848	15	9,331	7	2,992	11	3,772
ひらめ	16	14,310	5	4,521	11	8,855	13	9,564
かれい類	457	122,591	364	84,183	327	69,061	441	86,153
ほっけ	15	3,064	5	911	20	1,726	25	1,414
かすべ	37	29,816	36	29,253	75	48,524	59	37,955
えび	122	260,889	129	248,286	105	234,845	121	256,132
たら	46	11,761	62	12,941	135	17,832	161	24,413
かじか	46	7,685	71	6,526	31	4,617	38	5,149
いか	113	87,187	463	280,848	829	505,980	17	11,026
たこ	231	94,003	358	141,255	289	160,266	231	109,246
ほたて	4,469	1,509,475	3,333	1,167,927	3,191	1,070,793	3,532	1,146,103
なまこ	41	134,026	39	173,513	30	156,131	30	148,297
こんぶ	1	2,078	2	6,450	3	7,639	1	2,730
うに	3	3,222	5	5,023	3	3,012	6	4,913
その他	55	14,122	72	12,100	66	10,812	62	11,421
計	5,684	2,303,327	4,970	2,185,732	5,141	2,308,112	4,792	1,865,195

(各年12月末現在)

○ 漁船数 (動力船)

区分	隻
0～ 3t未満	50
3～ 5t未満	19
5～ 10t未満	17
10～ 20t未満	3
20～ 30t未満	—
30～ 50t未満	—
50～100t未満	—
100t以上	1
合計	90

(令和元年12月末現在)

○ 経営体系

区分	経営体数
個人	45
会社	11
共同経営	—
計	56

(令和元年12月末現在)

第4節 商業・工業の振興

町の現状と課題

商業は、近隣市町における沿道型での大型商業施設の立地が進むことで、消費の流出が拡大し、小売業の動向は、店舗数、従業者数及び年間商品販売額ともに減少しており、商店経営者の高齢化や景気の低迷なども加わることで、古くからの個人商店を中心にした小規模店舗の経営は大変厳しい状況にあります。が、地域にある小売店舗は、地域住民にとって日常生活やコミュニティ形成において大きな役割を果たしており、今後の高齢化社会にとって、ますます重要性は高まっています。

工業については、町内には食料品（水産加工業）、木材・木製品などを生産する事業所が立地し、貴重な雇用の場となっているとともに、地域経済を支える主要な産業となっています。しかし、景気の低迷により、事業所数は横ばいで推移しているものの製造業出荷額は減少傾向にあります。

今後も地場製品の付加価値向上に向けた製造業の育成強化に努めるとともに、企業の誘致に向けた積極的な働きかけが必要となっています。

基本方針

地域の商業者が、消費者ニーズを的確に把握し、地域特性を活かした商業振興を図ることができるよう支援します。工業については、生産性の向上や経営基盤の強化を図り、雇用の拡大や税収の増大をめざし、新たな企業誘致に取り組みます。

基本計画

（1）商工業の活性化

①商工会との連携強化

商工業活性化のため、その推進母体である商工会への支援や情報提供など連携を強化します。

また、国の認定に基づく経営発達支援計画の商工会との共同策定により、小規模事業者支援を計画的に推進します。

②中小企業の支援

中小企業の経営基盤強化のため、商工会による経営指導、各種支援制度の普及などを通して経営の安定化を支援します。

③販路の拡大

訪問販売やインターネット販売など販売方法導入を検討し、販路の拡大を図ります。

④魅力ある商店街の形成

空き地や空き店舗の利活用や店舗の開設に伴う支援を推進するとともに、地域と連携したイベントの開催を促進し、地域特性を活かした魅力ある商店街の形成に努めます。

⑤人材の育成

意欲ある企業や起業家への支援に努めるとともに、後継者の育成を促進します。

⑥苦前ブランド・6次産業化の確立

農業・漁業・商工業の連携により、農水産物をさまざまに加工し、付加価値を付けて販売まで行えるよう、農商工連携を含めた6次産業化の推進に努めるとともに、観光施設や各種イベント、インターネットなどを活用した特産品PRに努め、販路拡大を支援します。

(2) 企業誘致の推進

①企業誘致の推進

新規企業が立地しやすい環境を整えるなど、企業立地の推進を図ります。

○ 商業の状況

(単位：件・人・百万円)

業種別	商店数	従業員数	年間商品販売額
一般卸売業	4	12	376
各種商品小売業	—	—	—
織物・衣類・身のまわり品小売業	2	4	X
飲食料品小売業	6	34	451
機械器具小売業	2	3	X
無店舗小売業	—	—	—
その他小売業	13	37	351
合計	27	90	1,220

(平成28年経済センサス活動)

○ 工業の状況

(単位：件・人・万円)

業種別	事業所数	従業員数	製造品出荷額
食料品製造業	3	46	X
食料・たばこ・飼料製造業	1	8	X
木材・木製品製造業	1	7	X
輸送用機械器具製造業	—	—	—
合計	5	61	85,523

(平成29年工業統計調査)

第5節 観光の振興

町の現状と課題

観光は、宿泊、運輸、飲食・小売、その他のサービス業、更には製造業や農林水産業など幅広い産業に波及する裾野の広い総合産業として、本町の経済を支えており、町民と行政が一体となって観光振興に取り組んでいます。

自然や歴史、文化、食など本町の優れた資源をさらに磨き上げ、新たな魅力を発掘していくことにより、苦前ブランドを確立し発信していくことが求められています。

観光宣伝や観光案内については、あらゆる機会を通じて誘致宣伝に努め、町民のおもてなし意識の高揚を図り、インバウンドを含めた交流人口及び観光客の誘致促進を図る必要があります。

観光資源については、風力発電や温泉宿泊施設「とままえ温泉ふわっと」を拠点とした交流促進ゾーンの推進が図られ、四季を通じた多彩なイベントが開催されていますが、観光客の満足度を高め、地域に波及効果をもたらされる質の高い滞在型観光メニューの充実が求められています。

基本方針

観光プロモーションの推進など誘致宣伝活動の強化を図るとともに、「風のまち」としての観光客の受入体制や観光資源の充実に加え、総合的な観光振興ビジョンの推進に努めます。

基本計画

(1) 観光振興の取り組み

① 苦前町観光ビジョンの推進

観光施設や観光資源（食や苦前町の宝）を活用した集客の流れの創出と、地域ブランドの再構築と戦略的な発信を行うために策定した苦前町観光ビジョンを推進します。

② インバウンドを含めた観光客の誘致

故郷とままえの良さを再認識するための観光資源の整備及び情報発信に努め、インバウンドを含めた交流人口及び観光客の誘致促進に努めます。

③ 「シティプロモーション」の活用

本町が持つ地域資源を有効活用し、管内各市町村と連携を図りながら、町のPR活動を積極的に行います。

④ とままえらしいイベントの推進

地域の特色を生かしたイベントを通じ、町民や観光客の満足度の向上に取り組みます。

⑤おもてなしの推進

町民による「おもてなし」意識の向上を図り「住んでよし、訪れてよし」の地域づくりに取り組みます。

⑥観光環境と観光振興体制の整備

観光案内標識の整備など、観光受入環境の整備を推進します。特に、道の駅指定を含めた温泉宿泊施設「とままえ温泉ふわっと」を拠点とした交流促進ゾーン施設の整備・管理運営を行い、特産品を含む観光資源の情報発信拠点として、観光施設の整備・機能充実を図ります。また、観光関連産業の振興を促進するとともに、観光協会の活動支援、連携の充実を図ります。

用語の解説

シティプロモーション：地域を持続的に発展させるため、地域の魅力を創出し、地域内外に効果的に訴求し、それにより、人材・物財・資金・情報などの資源を地域内部に活用可能としていくこと。

地域資源：特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能な物と捉え、人的・人文的な資源をも含むさまざまなものの総称。

○ 観光施設入込数

(単位：人)

観光施設	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ホワイトビーチ	6,749	5,880	4,768	3,474
オートキャンプ場	3,970	4,190	3,484	4,371
とままえ温泉ふわっと	156,705	151,578	160,519	160,210
ななかまどの館	4,909	3,851	2,396	2,116

第6節 雇用の促進と勤労者支援

町の現状と課題

雇用環境は、グローバル化や産業構造の変遷などにより大きく変化しています。近年は企業の海外進出や非正規労働者の増加により、雇用形態や賃金体系など雇用情勢は厳しく、こうした中、労働力世代の定住化を促進するためにも、雇用確保に向けた取り組みが求められています。

本町では、企業誘致などにより雇用の場の確保・拡充に取り組んでいますが、町内就業の向上に向け、ハローワークなどと連携した雇用情報の提供に努めていく必要があります。また、出産・育児を伴う女性が継続して働くことのできる労働環境を醸成するとともに、子育てを終えた女性や退職を迎えた団塊世代の働く場の確保に向けた取り組みも求められています。

基本方針

雇用機会を確保し、地元雇用の促進を図るとともに、若年層や女性などへの就業支援に努めるとともに、町雇用対策協議会を通じて、農業及び漁業をはじめ商工業も含めた労働力の確保に向けた受入体制の整備を推進します。

基本計画

(1) 雇用安定の促進

① 地元雇用の促進

新たな企業の誘致や既存企業の育成を図り、地元での雇用機会の確保に努めます。

② 求職活動の支援

求人と求職がうまく結びつくよう関係機関や企業との連携を強化し、求人情報の提供や安定した雇用機会の確保に努めます。

③ 助成制度の周知

企業に対し、若年者などの雇用に関する助成制度の周知を図ります。

④ 労働力確保のための受入れ体制の整備

農業及び漁業における労働力の確保に向けた外国人研修生等の受入れ支援策を促進します。

(2) 勤労者支援の推進

① コミュニティビジネスの支援

地域住民が主体となって、地域の抱える課題も併せて解決していくコミュニティビジネスなどの起業を支援します。

②勤労者福祉の向上

生活に活力を与え、また、余暇時間の有効利用を図るため、ワーク・ライフ・バランスや生涯学習などに関する情報の提供に努めます。

用語の解説

コミュニティビジネス：地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むものであり、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域おける新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものと期待されている。

ワーク・ライフ・バランス：国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

7つのまちづくりの目標

大綱5	利便性の高い快適空間のまちづくり ～生活基盤整備の施策～
-----	---------------------------------

- 第1節 地域の特性に即したまちづくりの推進
- 第2節 道路網の整備
- 第3節 河川の整備
- 第4節 公共交通の充実
- 第5節 情報通信の推進
- 第6節 快適な生活環境
- 第7節 水と緑のネットワークの形成

第1節 地域特性に即したまちづくりの推進

町の現状と課題

本町の土地利用状況は、水田が最も多く、次いで宅地、畑の順となっています。農業の担い手の高齢化や後継者不足などにより、農業就業者の減少が危惧されます。

地域特性に即したまちづくりの推進にあたっては、身近な自然の積極的な保全や減少してきている自然の修復・創造を促進するとともに、自然と親しむ条件づくりや自然と調和した環境づくりを促進するほか「より良い環境を未来に引き継ぐ環境重視型社会を創造する」ことが重要となっています。

地域の気候や風土、歴史、文化など、人々の生活のなかで共有し創られてきた景観は自分たちが守り、創り上げるということが町民と行政の責務となった景観法が施行され、景観の重要性はますます高まっています。

基本方針

限られた資源である土地は、町民の生活や生産の基盤であることから、長期的視野に立って自然環境の調和のとれた土地利用を進めます。併せて、苫前町らしい、地域の特色を活かした景観の保全・活用や特色あるまちなみ景観の形成に努めます。

基本計画

(1) 適切な土地利用の推進

① 計画的な土地利用

土地利用構想に基づき、地域住民の理解を得ながら計画的な土地利用を図ります。

また、将来を見据えたまちづくりを推進するに当たり、周辺環境との調和、基盤整備状況などに配慮し、産業の活性化に資する新たな土地利用を進めていきます。

(2) 地域の特徴に合ったまちづくりの推進

① 協働によるまちづくりの推進

地域住民が主体となり、行政と協働・連携して地域ごとの歴史や特性を活かしたまちづくりを進めます。

② 自然環境の保全と調和

本町の特徴である自然環境を活かすため、保全と調和に努めるとともに、生活利便性の向上を図ったまちづくりを進めます。

(3) 景観の保全・活用

①歴史的景観の保全・活用

地域の歴史を感じさせる建造物を文化財として保存するとともに、地域の特色あるまちなみ景観や田園景観の形成を図るため、景観法などを活用し、地域資源として次世代に引き継いでいきます。

(4) 特色のあるまちなみ景観の形成

①景観形成に関する意識の醸成

景観形成の重要性や必要性など景観形成に関する町民意識の醸成に努めます。

②公共施設や公的空間の修景・整備

公共施設の整備にあたっては、今後も周辺の景観と調和した施設整備を図ります。

用語の解説

地域資源：特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能な物と捉え、人的・人文的な資源をも含むさまざまなものの総称。

第2節 道路網の整備

町の現状と課題

国道2路線が都市活動を円滑にするために欠かせない幹線道路となっており、現在整備が続いている国道239号霧立防災事業と国道232号強靱化（防災・交通安全等）対策事業は、早期完成に向けて整備促進を要望しています。

生活道路は地域住民が日常生活を送る上で重要な役割を果たしていることから、老朽化対策も含め客観的に状況を把握した上で安全で快適な道路環境の維持に努めていく必要があります。

基本方針

より安全で快適な道路を利用できるように、国・道道については、整備促進を要望し、町道については、幹線道路の整備を図ります。また、生活道路や橋りょうの適切な維持修繕に努めます。

基本計画

（1）幹線道路の整備

①広域幹線道路の整備

本町の骨格となる広域幹線道路の整備として、国道239号霧立防災事業の整備促進を国に積極的に要望し、町の活性化を図るため、早期完成に向けた働きかけをします。また、留萌地域の特殊な厳しい気象事情（越波・吹雪等）を勘案した国道232号強靱化（防災・交通安全等）対策事業についても、早期完成に向けて国に強く要望します。

②その他幹線道路の整備

道道未整備箇所（道道苫前小平線・道道上遠別霧立線）の早期整備に向けて北海道に要望するとともに、町内の交通の利便性の向上を図るため、歩道の整備や適切な維持管理を北海道に要望します。

（2）生活道路の整備

①町道の整備

狭あいな生活道路の拡幅促進や老朽化した舗装、道路側溝を整備し、主要路線の現状を把握した上で計画的な整備に努めます。

②歩道の整備

歩行者が安全に通行できるように、歩道の整備に努めます。

③安全な通学路の確保

児童生徒が安全に通行できるよう、道路の状況を把握し、歩行者、自転車などの交通安全の確保に努めます。

④計画的な維持修繕と長寿命化の推進

道路については、現状を把握した上で計画的、継続的な維持修繕を行います。また、橋りょうについても、計画的かつ適正な維持管理に努めるとともに長寿命化を図ります。

(3) 道路環境の整備

①快適な道路環境の整備

街路樹や側溝、街灯などの適正な維持管理や美化を推進し、快適な道路環境を確保します。

②人にやさしい道路づくりの推進

道路の整備や修繕に際しては、ユニバーサルデザインの視点に立った人にやさしい道路整備に努めます。

③除排雪体制の確立

冬期間における児童生徒や高齢者の歩行などに支障のないよう、迅速かつきめ細かな除排雪を進め、住民が安全で安心して利用できる交通の確保を図ります。地吹雪や圧雪アイスバーンなど、本町特有の道路状況に対し、安全で迅速な対応に努めます。

④古丹別地区流雪溝の適正管理

古丹別地区流雪溝利用者の高齢化や空家に伴う投雪作業の増加など、供用開始の年数を経過することにより多くの課題があることから、沿線利用者による流雪溝管理運営協議会と連携し、その解決に努めます。

○ 道路の現況（その1）

（単位：m、％）

区分	路線名	実延長	改良済		舗装済	
			延長	改良率	延長	舗装率
国道	一般国道232号線	16,376	16,376	100	16,376	100
	一般国道239号線	45,976	45,976	100	45,976	100
	小計（2路線）	62,352	62,352	100	62,352	100
道道	苫前小平線	18,734	17,386	92.8	17,386	92.8
	羽幌古丹別（停）線	7,434	7,434	100	7,434	100
	苫前停車場線	550	550	100	550	100
	苫前港線	750	750	100	750	100
	霧立小平線	5,883	5,883	100	5,883	100
	上遠別霧立線	1,890	1,890	100	59	3.1
	力屋九重線	7,072	7,072	100	7,072	100
	小川古丹別線	9,120	8,720	95.6	8,720	95.6
小計（8路線）	51,433	49,685	96.6	47,854	93.0	
町道	1級（17路線）	26,877	20,300	75.5	20,298	75.5
	2級（24路線）	40,571	23,900	58.9	25,492	62.8
	その他（203路線）	152,850	92,853	60.7	77,834	50.9
	小計（244路線）	220,298	137,053	62.2	123,624	56.1
合計（254路線）	334,083	249,090	74.6	233,830	70.0	

（令和2年3月31日現在）

○ 道路の現況（その2）

（単位：橋）

区分	路線名	橋りょう		
		永久橋	木橋	計
国道	一般国道232号線	10	0	10
	一般国道239号線	27	0	27
	小計（2路線）	37	0	37
道道	苫前小平線	13	0	13
	羽幌古丹別（停）線	4	0	4
	苫前停車場線	0	0	0
	苫前港線	0	0	0
	霧立小平線	4	0	4
	上遠別霧立線	1	0	1
	力屋九重線	0	0	0
	小川古丹別線	2	0	2
小計（8路線）	24	0	24	
町道	1級（17路線）	9	0	9
	2級（24路線）	14	0	14
	その他（203路線）	30	0	30
	小計（244路線）	53	0	53
合計（254路線）	114	0	114	

（令和2年3月31日現在）

○ 道路の現況（その3）

（単位：km、%）

区 分	路線延長	内除雪延長	除雪率
平成29年度	220.2	92.5	42.0
平成30年度	220.2	92.6	42.0
令和元年度	220.2	92.2	41.8

（3月31日現在）

用語の解説

ユニバーサルデザイン：まちづくりや商品のデザインなどについて、能力あるいは障がいの程度にかかわらず、すべての人々が利用しやすいデザインを最初から取り入れる方法。

第3節 河川の整備

町の現状と課題

二級河川の古丹別川水系には、二級河川古丹別川、三毛別川、チエボツナイ川の3河川があるほか、多数の普通河川があります。

古丹別川の水利用は農業用水や水道用水に加え、消流雪用水など多様に利用されており、なかでも支川三毛別川では河川空間を利用したパークゴルフ場を設置し、住民の憩いの場として利用されています。

特に、古丹別川水系古丹別川については、近年の集中豪雨などによる浸水被害が頻発に発生していることから、治水対策を目的とした整備が進められています。

基本方針

集中豪雨や台風等による被害を防ぐため、古丹別川水系古丹別川の維持・管理・改修に向けた治水対策の整備促進を要望するとともに、町が管理する河川についても、適切な維持・管理に努めます。

また、町民が自然と親しめるよう、身近な河川空間の創出に努めます。

基本計画

(1) 河川の整備

①古丹別川水系古丹別川の整備

北海道が事業主体となり実施している古丹別川河川改修工事は、国の計画変更が認められたことから、遊水池を含めた新たな豪雨災害対策を推進します。

②古丹別川水系の治水対策

関係機関と連携し、樋門、排水工などの水路設備の整備・改修と適正な維持・管理に努めます。

③普通河川における総合治水と利水対策の推進

町が管理する普通河川などについては、町民の生命と財産を守るため、適切な水の管理が行えるよう、総合治水（効率的な維持・管理・改良）と利水対策を推進します。

(2) 身近な親水空間の創出

①親水空間の充実と河川美化活動の促進

町民が自然と親しみふれあえるパークゴルフ場や子どもたちが水辺の自然を学ぶ場の適切な維持・管理に努めるとともに、町民と協働による河川美化活動を促進し、親水空間の創出と充実を図ります。

第4節 公共交通の充実

町の現状と課題

公共交通機関である生活路線バスとにこにこタクシー運行事業は、町民の生活の足として欠かせないものであり、大きな役割を担っています。しかしながら、人口減少や財政事情に加えコロナ禍の影響を踏まえ、公共交通体系のあり方を幅広く検討する必要があります。

基本方針

町民の日常生活を支えるバス交通とにこにこタクシー運行事業を使いやすく安定したものとして維持・確保を図るとともに、町民の暮らしを支える公共交通をめざすものであります。

基本計画

(1) 公共交通機関の充実と環境整備

① バス交通の充実と環境整備

利用者ニーズを踏まえたより効率的・効果的なバス交通の充実をめざすとともに、誰もが快適に利用できるバス交通の環境の充実を図ります。

② にこにこタクシー運行事業の有効活用

にこにこタクシーの利用促進に向けて有効活用を図ります。

第5節 情報通信の推進

町の現状と課題

インターネットの普及など情報通信技術の急速な発展は、日常生活において、地域や時間の枠にとらわれず、様々なサービスを楽しむことができる社会をもたらしました。

本町においても、民間事業者の参入で高速通信環境が整備されたことにより、低価格で高速な情報通信サービスが受けられるようになりましたが、一部地域ではまだ利用できないところなどが残されています。

基本方針

第5世代移動通信システム（5G）、IoTなどの無線環境を導入する前提である光回線など超高速な情報通信ニーズに対応するため、国の事業を活用し、民設民営方式で光通信サービス提供の実現に向けた取り組みを行います。

基本計画

（1）地域間の情報格差の是正

①超高速ブロードバンド基盤の整備

地域に超高速ブロードバンド基盤を整備し、地域間の情報格差の是正と地域の活性化を図ります。

第6節 快適な生活環境

町の現状と課題

本町の生活排水処理は、公共下水道と合併処理浄化槽の2つの方法で汚水を処理しています。公共下水道は、平成30年度に汚水管管きよ整備は完了しています。今後、ストックマネジメント業務において、4年間の施設管理計画を策定し、機能維持を前提とした計画的な改修を進めるとともに、接続率向上対策を継続して取り組みます。

苫前・古丹別市街地以外の地域における合併処理浄化槽の設置を継続し、全町の生活排水処理に関する地域間格差の解消をめざす必要があります。

簡易水道については、水質の保全と安定的な供給を最優先事項として捉え、水源の確保や水道施設の適正な維持管理を推進し、有収率の向上に努める必要があります。

公営住宅は、適切な管理戸数を維持しながら高齢者や単身者対応等の住民ニーズに即した団地形成が求められているとともに、良好な居住環境を維持するため、適切な建替や改修が必要となっています。

住宅環境の整備にあたり、子育て世帯や単身世帯に配慮した市街地における未利用地の利活用など、地域の課題に対応した多様な住宅・宅地施策の充実が求められています。

基本方針

快適で清潔な生活環境が確保されるよう汚水処理を推進し、水環境の保全を図ります。また、安定した給水に努めます。

長寿命化計画に基づく適正な公営住宅の整備を推進し、地域課題に対応した住宅・宅地支援施策の充実を図ります。

基本計画

(1) 下水道施設の利用促進と整備

① 下水道の長寿命化の推進

施設管理計画に基づき適正な維持管理を図り、長寿命化に努めます。

② 下水道事業の健全な運営

生活衛生環境の向上と下水道事業の安定化のため、未接続世帯への啓発活動を進めるとともに、受益者支援制度の充実を図ります。

また、下水道使用料金の適正化を図り、下水道事業の健全化に努めます。

③ 個人設置型浄化槽の普及促進

公共下水道区域以外の地域については、個人設置型浄化槽への取り替えを促進します。

(2) 簡易水道の充実

①安定した水資源の確保

水質の保全と安定的な供給を最優先事項として捉え、苫前地区における臨海配水施設の更新を進めるとともに、古丹別地区浄水場など耐震改修を考慮した計画を策定し、簡易水道施設におけるインフラ整備を計画的に進めます。

②水道事業の健全な運営

水道料金の適正化に努め、健全な事業経営を維持するとともに、節水の意識を高めるための啓発活動を引き続き行います。

(3) 住宅の確保と宅地の造成

①定住化の促進

民間賃貸住宅の建設促進や宅地分譲などを誘導するとともに、定住促進を図る支援施策を拡充します。

②公営住宅の整備と適正な維持管理

公営住宅長寿命化計画に基づき、住宅の再配置と適正な維持管理に努めるとともに、長寿命化を図ります。

用語の解説

合併処理浄化槽：し尿と生活雑排水（台所や風呂などからの排水）をあわせて処理する浄化槽のこと。

公共下水道：下水道法では、公共下水道を「主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの」と定義している。

○ 公共下水道の状況

区 分	全体計画	認可区域（苫前地区）	認可区域（古丹別地区）	
			古丹別第1	古丹別第2
施工年度	平成10年度	平成10年度	平成19年度	平成24年度
計画区域面積	131ha	74ha	43ha	14ha
計画処理人口	2,250人	1,170人	820人	260人
排除方式	分流式	分流式	分流式	分流式
管渠延長(汚水)	33,394m	19,714m	10,352m	3,328m
マンホールポンプ場	9箇所	5箇所	3箇所	1箇所
処 理 場				
処理方式		嫌気好気ろ床法	接触酸化法	接触酸化法
計画能力	1,145m ³ /日	790m ³ /日	270m ³ /日	85m ³ /日
敷地面積	110.8R	80.0R	24.8R	6.0R

（令和2年3月31日現在）

○ 水道の状況

施設名	給水区域人口	計画給水人口	現在給水人口	普及率（%）	
	A（人）	B（人）	C（人）	C/A	C/B
	2,987人	4,300人	2,956人	98.9	68.7
苫前町 簡易水道	年間給水量	1日平均給水量		1人1日平均給水量	
	372,995m ³	1,018m ³		344.3ℓ	
	1日最大給水量	1人1日最大給水量		1人最大計画給水量	
	1,174m ³	397.1ℓ		465.1ℓ	

（令和2年3月31日現在）

○ 住宅の状況

（単位：戸）

持ち家	公営住宅	貸家アパート	給与住宅	間借	寄宿その他	計
1,010	228	69	81	6	15	1,409

（平成27年国勢調査）

○ 公営住宅の状況

（単位：戸）

区 分	種 類	苫 前	古丹別	計
公営住宅	一般世帯向け	86	98	184
	高齢者向け	14	10	24
特定公共 賃貸住宅	中堅所得者向け	4	—	4
	単身勤労者向け	30	4	34
道 営 住 宅		36	—	36
計		170	112	282

（令和2年3月31日現在）

第7節 水と緑のネットワークの形成

町の現状と課題

本町は町の中心部を包み込むように二級河川古丹別川が流れ、水田地帯には管理された用排水路があります。緑ヶ丘公園や河川敷に整備された施設とあわせて、各公共施設拠点とを結ぶ水と緑のネットワークが形成されています。

既存の公園の適正な維持管理に努めるとともに、一部河川敷では町民による自主事業が展開され、町民の交流の場となっています。

河川は多様な生物の生息・成育の場であるとともに町民にとっても憩いややすらぎの場でもあります。

こうした水と緑の豊かな環境は、ますます貴重なものとなっており、かけがえのない地域環境として次世代に引き継いでいく必要があります。

基本方針

水と緑の豊かな環境は本町が誇れる特徴の一つであり、こうした環境を町民が身近に感じる暮らしが送れるよう、公園・緑地の整備充実とともに町民や地域と協働した管理体制を充実します。

基本計画

(1) 公園・緑地の管理充実

①公園・緑地の管理充実

町民や地域が中心となった花植えや環境美化の取り組みを促進するなど、地域と協働し、公園・緑地の管理充実を図ります。既存公園については、適正な維持管理に努め、利便性の向上を図ります。

②子どもの遊び場の提供

子どもたちが身近で安全に遊ぶことができるよう、遊び場の充実と適正な維持管理を進めます。

(2) 緑化の推進

①公共施設の緑化推進

公共施設については、緑化と適正な維持管理を推進します。また、道路の緑化と適正な維持管理を推進し快適な道路環境を提供します。

②緑化活動の推進

町民や地域による花いっぱい運動などの支援、住宅敷地の緑化や生け垣の整備など地域緑化を促進し、生活に彩りを創造するまちづくりを推進します。

(3) 水辺空間の利用促進

①河川空間の活用

水辺もあり自然に近いフィールドがある水辺の楽校を利用し、自然体験教室などの提供を行います。また、河川敷を利用してパークゴルフを楽しむことができるよう、町民の健康づくりや憩いの場の提供に努めます。

用語の解説

花いっぱい運動：花の普及と環境美化のための運動。道路の路肩を利用した花の植栽や、ガーデニングに地域全体で取り組むなど、花にまつわるさまざまな活動を行う。

7つのまちづくりの目標

大綱6	安全で安心な暮らしのできるまちづくり ～生活環境の充実の施策～
-----	------------------------------------

- 第1節 環境の保全・創造
- 第2節 総合的なごみ・し尿処理の推進
- 第3節 交通安全・防犯体制の充実
- 第4節 防災・消防・救急体制の充実
- 第5節 安全な消費生活の支援

第1節 環境の保全・創造

町の現状と課題

地球温暖化現象は、異常気象をもたらすとともに、生態系などに深刻な影響を与えることが懸念され、わが国においても地球温暖化防止活動の推進が図られています。そのようななか、本町では「苫前町地球温暖化対策実施計画」を策定し、二酸化炭素排出量の削減に向け取り組んでいます。

特に平成23年3月11日の東日本大震災による原発事故により、わが国のエネルギー政策は大きな転換を迫られており、太陽光や風力、バイオマスなど再生可能エネルギーに大きな期待が寄せられているなか、本町においては、いち早く風力発電事業に取り組み地球環境問題に貢献しています。

健康で安心して暮らせる生活環境を維持するため、良好な環境を阻害することのないよう努めるとともに公害、空き家などの発生防止、解消に向けた取り組みを進めています。

基本方針

再生可能エネルギーである風力発電事業の健全な運営を促進するとともに、快適な生活環境を維持するため、行政・町民・団体・事業者が一体となって環境保全・創造に努めます。

基本計画

(1) 環境にやさしい生活スタイルの構築

①省エネ・省資源活動の推進

冷暖房の適正な温度設定など省エネ・省資源活動について、行政が率先することで、町民や事業者の取り組みを促進します。また、環境に関する学習機会を提供するとともに、公共交通の利用を奨励します。

②再生可能エネルギーの普及

風力発電など再生可能エネルギーの普及に向けた取り組みを関係機関と連携して推進します。

(2) 良好な生活環境の保全・創出

①不法投棄の未然防止

不法投棄対策として関係機関と連携し、パトロールの強化に加え、看板や監視カメラを設置するなど、不法に投棄されにくい対応策や環境の構築に努めます。

②生活型公害対策の推進

近隣の騒音などの生活型公害のトラブル防止や生き物の飼育マナーの向上など、共に快適な生活を送ることができるよう、意識啓発を推進します。

③空き家・空き地対策の推進

空き家などの所有者などに対し、周辺的生活環境への悪影響を防止し、適切な管理が図れるよう対策を推進します。

(3) 環境汚染の防止

①公害防止体制の充実

公害を未然に防止するため、関係機関と連携を図りながら、事業所などの対して立入検査や指導を行うとともに、町民の意識啓発を図ります。

行政がアイドリング・ストップなどについて率先することで、町民や事業所の取り組みを促進します。また、野外焼却については、監視強化と防止対策を推進します。

(4) 風力発電事業の推進

①風力発電事業の健全な運営

効率的な施設整備と適正管理に努め、健全な事業経営を維持します。

②風力発電からの町民還元

風力発電事業による収益からの町民還元（町民の生活に役立てていただけるよう）に向けた施策を実施します。

用語の解説

苫前町地球温暖化対策実施計画：地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、職員が自ら地球温暖化をもたらす行動を改善することにより、町民や事業所の模範となって地球環境への負荷を軽減していくことを目的とした計画。

再生可能エネルギー：自然の恵みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギー。有限でいずれ枯渇する化石燃料などと違い、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生、供給され、地球環境への負荷が少ない。新エネルギー（中小水力・地熱・太陽光・太陽熱・風力・雪氷熱・温度差・バイオマスなど）、大規模水力、波力・海洋温度差熱などのエネルギーをさす。

アイドリング・ストップ：大気汚染や温暖化の防止のため、駐停車時に自動車のエンジンを止めること。

第2節 総合的なごみ・し尿処理の推進

町の現状と課題

地球規模での環境保全意識の高まりのなかで、町民一人ひとりの最も身近な取り組みとして、ごみの減量やリサイクルがあります。

家庭系ごみの収集量は、近年増加傾向にあります。そのために分別収集の徹底によるごみの減量化や資源化に努める必要があります。

基本方針

ごみの減量化・再資源化に向け、行政・町民・事業者が一体となって取り組みを推進する一方、排出されたごみやし尿の適正処理や体制の充実を図ります。

基本計画

(1) ごみの減量化・再資源化の推進

①ごみの排出抑制

行政・町民・事業者が一体となって4R活動を推進し、ごみの排出抑制を図ります。また、生ごみの堆肥化を促進します。

②再資源化の推進

ごみの再資源化に向けて分別収集の徹底を図るとともに、事業者に対しても意識啓発などを通じてリサイクル活動を促進します。

(2) ごみ・し尿処理体制の充実

①ごみ・し尿の広域処理体制の充実

ごみ・し尿を効率的に処理するため、羽幌町外2町村衛生施設組合による広域処理体制の充実を促進します。

用語の解説

4R活動：「不要なものは手に入れない（Refuse）」「できるだけごみを出さない（Reduce）」「使えなくなるまで繰り返し使う（Reuse）」「使えなくなったものは再び資源として活用する（Recycle）」の略。

羽幌町外2町村衛生施設組合：苫前町、羽幌町、初山別村で構成される一部事務組合。し尿やじん芥処理に加え、火葬業務に関する事務を行っている。

○ ごみ・し尿処理の状況

(単位：人、t)

区 分	ご み	し 尿
処理計画人口	2,987	745
処 理 人 口	2,987	1,308
年間総収集量	792	1,409

(令和2年3月31日現在)

第3節 交通安全・防犯体制の充実

町の現状と課題

全国的な傾向として、高齢者や子どもなどの交通弱者が事故の当事者となるケースが増加しており、高齢者が安心して外出することができる環境や、子どもが安全に通学できる環境づくりを確立するため、地域が一体となって交通安全意識の高揚を図り、交通事故防止に向けた取り組みが求められています。

本町は、警察や関係機関との連携のもと自主防犯活動団体の活動に対する支援を行い、地域防犯の向上に努めています。全国的な傾向として犯罪が多様化、複雑化していることから、防犯に対する町民の意識向上を図っていく必要があります。町民の防犯意識の啓発や町内の防犯パトロール「子ども110番の家」などを実施するとともに、防犯対策の充実を図っています。

基本方針

交通安全意識の向上を図るとともに、関係機関・関係団体と連携し、地域の交通事情を踏まえた交通安全施設の整備を進めます。

町民が安心して暮らせるよう、地域の防犯力の向上に努めます。

基本計画

(1) 交通安全の推進

①交通安全教育の推進

交通安全指導員や交通安全関係団体と連携した交通安全運動により、子どもや高齢者を主な対象とした交通安全教育を推進します。

②交通安全対策の充実

地元の要望を踏まえ、交通安全施設の整備・改善を図ります。

(2) 防犯体制の充実

①防犯意識の啓発

犯罪に対する知識の普及や意識の啓発を図るため、関係機関や関係団体と連携し、防犯教育や広報活動を行います。

②自主防犯組織のネットワーク化

自主防犯活動団体の活動を支援するとともに、ネットワーク化により防犯活動の活性化を図ります。また、子どもを犯罪から守るため「子ども110番の家」の拡大を図ります。

③防犯設備の整備・充実

暗い場所や夜間に危険な場所など、犯罪が発生しやすい場所をなくすため、防犯灯などの整備・拡充を図ります。また、警察官による町内パトロールの強化を図ります。

用語の解説

子ども110番の家：子どもたちが犯罪等の被害に遭いそうになった場合に駆け込み、助けを求めることができるように「子ども110番の家」の表示板を掲げて一時的な保護や警察等への連絡などを行う緊急避難場所のこと。市町村、PTA等から委嘱された地域のボランティアで運営される。

○ 交通事故発生状況（人身事故）

区 分	発生状況（件）	死者（人）	傷者（人）
平成27年	4	0	8
平成28年	2	1	1
平成29年	3	0	9
平成30年	1	0	1
令和 元年	1	0	1

第4節 防災・消防・救急体制の充実

町の現状と課題

近年、全国各地で大規模な自然災害が発生しており、町民の生命、身体及び財産の危機を改めて認識させるものとなり、引き続き防災訓練や啓発活動などを通じて町民一人ひとりの防災意識の向上を図るとともに、関係機関との連携に努めていくことが必要となっています。

「苫前町津波避難計画及び地域防災計画」は必要に応じ改定しましたが、災害の大規模化・激甚化を踏まえ、継続的な見直しが求められています。

本町では、町民の生命・財産を守るため、自主防災組織への活動支援や地域での防災訓練、職員危機管理マニュアルを策定するなど災害発生に備えています。また、要配慮者世帯の状況把握や見守り体制の整備に努めています。

国土保全対策については、水害・土砂災害や海岸の浸食に対応すべく関係機関と連携し整備を行っています。

消防・救急活動については、北留萌消防組合による広域かつ効率的な消防・救急体制を構築し、消防力の強化を図るとともに、火災予防・防災知識の普及を図っています。

基本方針

地震・津波や風水害などの自然災害から町民の生命や財産を守り、安心して暮らすことができるよう、地域ぐるみで災害に強いまちづくりを推進するとともに、災害発生時に迅速かつ的確に対応できる体制を構築します。

基本計画

(1) 防災体制の充実

①大規模地震対策

災害時の庁舎施設の機能確保を図るとともに、災害用備蓄の充実、生活基盤となる公共建築物の耐震化を促進します。

②危機管理体制の充実

非常時における職員の対応能力の向上のため、職員危機管理マニュアルの着実な運用（防災タイムライン）や情報収集体制の強化、危機管理に関する調査研究に努めるとともに、意識の高揚を図ります。

③自主防災組織の育成

地域防災力の向上のため、自主防災組織の育成と組織率の向上に努めます。

④要配慮者の支援体制構築

地域内の一人暮らしの高齢者・障がい者の把握に努め、要配慮者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を構築します。

⑤災害時における相互支援体制の充実

災害時の応急・復旧体制を強化するため、事業者から食料や物資の供給を受けることができるよう、災害協定を締結するとともに、他自治体との相互支援体制の構築に努めます。

(2) 災害に強いまちづくりの推進

①国土強靱化対策の推進

平常時から人命を保護し、社会経済への影響を最小限にとどめ、迅速な回復を図るため、国土強靱化地域計画に基づく本町の強靱化に取り組めます。

②国土保全対策の推進

大規模な水害・土砂災害や海岸浸食の発生を防ぐため、国や北海道による河川改修や海岸高潮対策などと一体となった整備に取り組めます。

③防災意識の啓発

町民や事業所の防災意識の向上を図るため、広報や地震・洪水ハザードマップの全世帯配付によるPRや防災訓練などを充実します。

(3) 消防・救急体制の充実

①消防力の充実

消防組合による消防・救急業務の充実を図ります。また、地域の防災活動に重要な役割を担う消防団員の確保に努めます。

②救急体制の充実

救急搬送体制の強化や救急救命士の確保、町内外の医療機関との連携強化を図るとともに、町民に対する応急措置方法の普及を推進し、救命率の向上に努めます。

用語の解説

津波避難計画：津波災害から町民の生命と身体の安全を確保するため、津波による浸水程度や避難情報を事前に提供し、災害発生時の避難や普段からの備えの強化を促すことを目的とした計画。

地域防災計画：災害対策基本法に基づき、地域に係る災害に関し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした計画。

自主防災組織：地域住民が災害から自分たちの地域は自分たちで守ろうとする連帯感と住民の隣人相互扶助の精神に基づく、町内会単位の住民による防災組織のことをいう。

用語の解説

職員危機管理マニュアル：災害が発生する恐れのあるときや発生したときに町が適切な対応ができるよう、町職員がとるべき行動や、庁内の体制、関係機関との連携について定めたもの。

要配慮者：高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方。

災害協定：災害が起きたときのためにあらかじめ関係機関と協定を交わし、応急対策、物資支援などの協力を確保するためのもの。

洪水ハザードマップ：ハザードマップとは、災害予測図のことで、地震、火山の噴火、津波といった自然災害の及ぶ範囲を予測した地図のこと。洪水ハザードマップは、洪水の被害予測図をいう。

北留萌消防組合：苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、幌延町で構成される一部事務組合。消防や救急に関する事務を行っている。

救急救命士：救急救命士法に基づき「厚生労働大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命措置を行うことを業とする者（第2条）」のこと。救急救命士の資格を有する救急隊員（消防機関の救急業務に従事する）は、医師の指示の下、一般の救急隊員にはできない高度な救急救命措置を行うことが可能である。

○ 火災発生状況

区 分	出火件数	(死) 傷者	罹災世帯	罹災棟数	被 害 額
平成27年	4件	0人	3世帯	3棟	477千円
平成28年	0	0	0	0	0
平成29年	1	0	0 *	1	1,510
平成30年	2	0	1	1	670
令和 元年	1	1	1	1	4,608

(北留萌消防組合資料)

* 倉庫火災のため、世帯数は0カウント

○ 消防組織及び装備

本 部	北留萌消防組合（昭和48年4月1日設立） 苫前町消防団（団長1名・副団長2名）								
	ポンプ車	タンク車	小型動力 ポンプ	小型動力 ポンプ付 積載車	救急車	連絡車	無線施設	防火水槽	消火栓
苫前本団 （3名）									
苫前支署 （6名）	1	1	1			1	9	48	29
苫前分団 （36名）			2	2			2		
古丹別支署 （10名）	1	1	1		1	1	10	14	36
古丹別分団 （37名）	1		1				1		
支署職員 （16名）	3	2	5	2	1	2	22	62	65
消防団員 （76名）									

北留萌消防組合（令和2年3月31日現在）

第5節 安全な消費生活の支援

町の現状と課題

消費生活においては、自己責任の部分が多いため、製造者からの提供をもとに、的確に判断できる消費者知識の向上が求められています。インターネットやスマートフォンの普及により、さまざまな商品やサービスの入手が容易となった反面、悪質商法や詐欺事件が発生しています。

このような状況に対応するため、本町では消費者講座の開催や情報提供を図るとともに、消費生活相談を積極的に行っています。

特に多い高齢者被害に加え、成人年齢の引き下げに伴う若年者などに対する教育、啓発や被害防止の取り組みを行うことが国からも求められています。

基本方針

消費生活の安定向上をめざし、消費者の意識を啓発するとともに、関係機関との連携により相談体制の充実を図ります。

基本計画

(1) 消費者の自立の支援

① 情報提供の充実

悪質商法や詐欺事件など、多様な年代に対して消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、消費者教育を推進します。また、町広報紙やホームページなどを活用し、商品知識など情報提供に努めます。

(2) 消費者相談体制の充実

① 消費者相談の周知

消費生活トラブルの早期解決を促進するため、消費者相談の周知に努めます。

② 関係機関との連携

北海道消費生活センターなど関係機関と連携し、消費生活相談体制の強化や消費生活トラブルなどに関する最新情報の提供などに努めます。

用語の解説

消費生活センター：消費生活の問題やトラブルにおいて、消費者への助言や業者側との交渉を行うほか、役所の担当部局や関係機関を紹介する。

7つのまちづくりの目標

大綱 7	効率的で質の高い町政運営を進める まちづくり ～行財政運営の充実の施策～
------	--------------------------------------------

- 第1節 行政運営の改革
- 第2節 財政運営の改革
- 第3節 広域行政の推進

第1節 行政運営の改革

町の現状と課題

厳しい財政事情や町民ニーズの複雑・多様化が進むなか、安定した行政運営を図り、更なる歳入の確保、歳出の削減を図るため、限られた予算の中から、最小の経費で最大の効果を挙げ、町民が満足できる行政サービスを効率的・効果的に提供していくことが求められています。

「苫前町公共施設等管理計画」に基づき、長期の視点に立った効率的な道路・橋・水道・下水道などのインフラ、学校、公民館、庁舎などの公共施設を管理していきます。

今後とも、町民の期待と信頼に応えることができるよう行政運営全般にわたり厳しい視点で総点検を行い、積極的な改革を更に推進していく必要があります。

基本方針

町を民間企業に例え、更なる経営改革として職員が、町民に可能な限り多くの行政サービスを提供することをめざします。

苫前町公共施設等管理計画に基づき、長期的な視点に立った効果的な公共施設等の管理をしていきます。

基本計画

(1) 健全な行政運営の推進

① 計画の適正な進行管理

総合振興計画における政策や施策の目標を明確にし、施策の進捗状況を把握し、進行管理を徹底します。また、町民ニーズや事業の進捗状況に応じて、柔軟に計画の見直しを行います。

② 健全な行政運営の推進

過去に策定した財政健全化プランを踏まえ、協働の推進、効率的な行政運営などを進めます。

また、事務事業全般にわたり、民間委託等を含めた総点検を実施し、行政改革の推進に努めます。

(2) 効率的な行政運営

① 事務の効率化

ICTの活用による業務改善や事務の効率化を図ります。

②適正規模の維持と組織の活性化

少数精鋭をめざした定数管理を行い、行政需要に応じた組織・機構の再編と柔軟な運用、適正な人員の配置に努めます。また、職員が意欲とやりがいを持ち、その持てる能力を最大限に発揮できる人材の育成に努めます。

③長期的・効率的な公共施設の管理

苫前町公共施設等管理計画に基づき、長期的な視点に立った効果的な公共施設等の管理をしていきます。

(3) サービスの向上

①サービスの質の向上

多様化する市民ニーズに適切に対応するとともに、挨拶や声かけを励行し、住民目線に沿った職場づくりを推進します。また、市民が満足できるサービスの効率的かつ効果的な提供に努め、市民満足度の向上を図ります。

②職員資質の向上

多様化する事務・事業に対応できるよう、自己啓発・自己学習の促進、活力を生み出す職場環境づくり、納得性の高い能力・実績重視の人事評価、意識改革につながる職員研修の実施などにより職員の資質向上を図ります。

③窓口サービスの向上

誰もが快適にサービスを受けられる行政運営をめざし、サービスを提供する場や時間の拡大について検討します。また、インターネットによる情報提供の充実や行政手続きのオンライン化を検討します。

用語の解説

苫前町公共施設等総合管理計画：本町が所有する公共施設等の管理や利活用に関する基本的な方向性を定める計画。

財政健全化プラン：安定した財政基盤の構築をめざすことを目的とし、取り組むべき課題を整理し、抜本的な財政改革を推進するための計画のこと。

行政改革：財政の健全化を進めながらサービスを向上させるため、地方公共団体の事務・事業や組織、仕事のやり方などを見直すことをいう。

用語の解説

ICT：Information and Communication Technologyの略であり「情報通信技術」の略。
IT (Information Technology) とほぼ同義の意味を持つ。国際的にICTが定着していることなどから、日本でもICTがITに代わる言葉として広まりつつある。

定数管理：事務事業を効果的に、しかも効率的に遂行するために、その遂行に必要とする適正な人員を過不足することなく配置することを目的とし、定数の設定、職員の増減員及び配置転換に伴う定数の変更等について、適正な統制を行うもの。

オンライン化：これまで書面で行われてきた申請や届出、施設予約などの各種行政手続きを、インターネットなどを利用して行うことができるようにすること。

第2節 財政運営の改革

町の現状と課題

厳しい財政状況のなかで、国から地方自治体への権限と税源の移譲が進みつつあります。今後も地方分権が進むなか、少子高齢化の進行により社会保障費が増加する一方で、地方交付税の縮小や町税収入の減少が予想されます。

令和元年度決算では、経常収支比率が86.2%と依然として、自主財源の確保に乏しく、地方交付税に大きく依存している状況にあります。

こうしたなか、限られた財源で持続可能な財政運営を行っていく必要があり、身の丈にあった予算編成と税収の安定的な確保に努めるなど、これまで以上に効率的・効果的な行財政運営に取り組んでいく必要があります。

基本方針

将来を見据えて負の遺産を残さないよう、身の丈にあった健全な財政運営を図ります。また、将来にわたり、自主財源の確保に努めます。

基本計画

(1) 計画的な財政運営

① 計画的な財政運営

長期的な視点に立ち、町財政が健全に運営されるよう、計画的な財政運営を図ります。

② 財源の有効活用

限られた財源を有効に活用するため、経常経費の削減に努めるとともに、費用対効果を考慮し、財源を重点的・効果的に配分します。

(2) 財源の確保

① 自主財源の確保

町税を中心とした自主財源を安定的に確保するため、賦課や受益者負担の更なる適正化を図ります。また、新たな財源を確保するため、ガバメントクラウドファンディングやふるさと納税制度を推進するとともに、公有財産の有効活用や補助金、使用料、手数料の適正化についても不断に検討します。

② 特定財源の活用

事業の実施の際には、国や北海道の支出金などを積極的かつ有効に活用するとともに、財政の健全化に十分配慮した上で起債の活用を図ります。

(3) 財政健全化の推進

① 財政健全化比率の公表

財政状況を判断する基準となる「健全化判断比率及び資金不足比率」を公表していきます。

② 財務書類の作成・公表

町の財務4表や財務指標等を公表するとともに、消防やごみ処理をはじめ、他町村と町が組織した組合等を含めた連結財務4表の公表に努めます。

用語の解説

地方分権：従来の中央集権に対し、国と地方自治体の関係を従来の主従の関係から対等・協力の関係に改め、地方自治体の自己決定と自己責任による行政運営を実現すること。

地方交付税：国税である所得税、法人税、酒税、消費税及び地方法人税の一定割合を、地方公共団体が等しく合理的かつ妥当な水準で自主的にその事務を遂行し財産を管理できるように地方に交付する制度。

経常収支比率：財政の健全性を判断することを目的に、税などの一般財源を、人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費にどれくらい充当しているのかを示した数値のこと。

自主財源：地方自治体の財源には、自らの権限で収入しうる財源と、国を経由する財源で自治体の裁量が制限されている財源とがあり、前者を自主財源と呼び、後者を依存財源という。

経常経費：人件費、扶助費、公債費などの義務的に支出する性格の強い経費、経常的に支出する経費のこと。

受益者負担：公共サービスによって直接の利益を受ける者に対して課せられる負担のこと。

ガバメントクラウドファンディング：自治体が抱える問題解決のため、ふるさと納税の寄附金の「使い道」をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した方から寄附を募る仕組み。

公有財産：地方公共団体の所有に属する財産。

財務4表：町の財務状況を示す4つの表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）から構成されるもの。

連結財務4表：本町及び本町が経費負担又は出資している一部事務組合や土地開発公社などの関係団体とあわせた財務書類。

第3節 広域行政の推進

町の現状と課題

地方分権が進められ、地方自治体の自立と責任が強く求められるなか、広域的な行政課題や環境問題など単独解決が難しい地域課題に対しては、共同で連携して取り組む広域的な行政運営がますます重要になっています。

現在、留萌地域電算共同化推進協議会を組織し、税などの電算システムの共同化による業務の平準化に加え、戸籍業務に関わる電算共同化に取り組むなど効率的な行政運営に努めてきました。

また、ごみ・じん芥処理や火葬業務に加え、消防管理活動業務など効率的な公共サービスの実現に向けても取り組んでいます。

基本方針

多様化、高度化する行政サービスの効率的・効果的な運営をめざし、広域的な視点から行政運営を進めます。

基本計画

(1) 近隣自治体との連携強化

①近隣市町村との連携

留萌地域総合開発期成会などにおける広域的な行政課題の調査研究や事業の共同開催などの取り組みに積極的に参加するとともに、国や北海道などに対する要請活動を行います。

②近隣市町村の住民との交流

近隣市町村のイベント情報などを提供することにより、住民の交流促進に努めます。

(2) 広域処理業務の充実

①広域処理業務の充実

本町だけで解決できない問題に対応し、広域で処理することが望ましい事務について、効率的な処理手法を検討します。

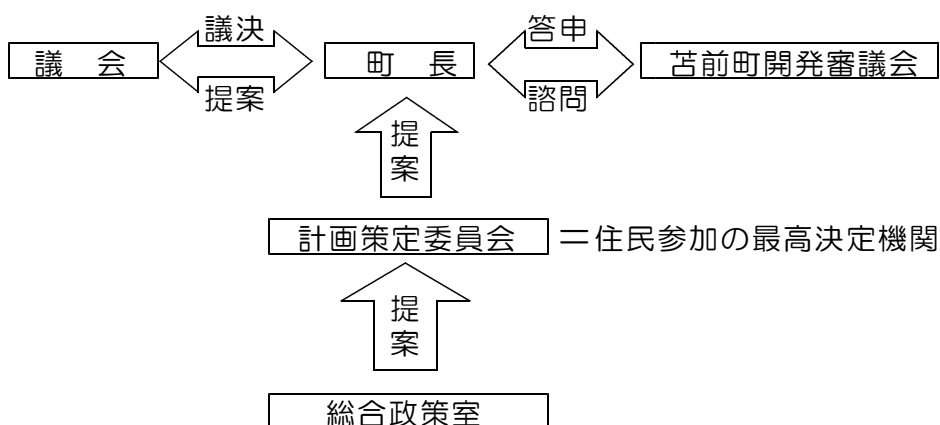
資 料

苫前町民憲章

1. 心と体をきたえ、元気ではたらき、活気あふれる豊かなまちをつくりま
す。
1. 教養をたかめ、視野を広げて、北方の風土に根ざした、心豊かなうるお
いのあるまちをつくります。
1. きまりを守り、たがいに助け合って、明るく住みよいまちをつくりま
す。
1. 未来をつくる若い芽を育て、希望にみちた力みなぎるまちをつくりま
す。
1. 自然を愛し、環境をととのえ、きれいなまちをつくります。

第5次苫前町総合振興計画・後期基本計画 策定の体制

第5次苫前町総合振興計画・後期基本計画の策定は、以下のような体制で進
められました。



苫前町総合振興計画策定委員会設置要綱

苫前町総合振興計画策定委員会設置要綱（平成27年苫前町訓令第13号）

（設置目的）

第1条 持続的発展可能な自主自立のまちづくりの推進を図るため、「第5次苫前町総合振興計画・後期基本計画」（以下「振興計画」という。）の策定にあたり、苫前町総合振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 委員会は、第5次苫前町総合振興計画・前期基本計画の課題等の分析により、5年度に向けてあるべき苫前町の将来像の展望について必要な事項を検討し、効果的かつ現実的な町政の課題解決のための政策展開とする振興計画を町長に提言する。

（組織）

第3条 委員会は、委員25名以内で組織し、委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1） 公募による町民
- （2） 各産業団体から選出された者
- （3） その他、町長が指名する者

2 委員の任期は、前条の規定による最終の提言がなされた日までとする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、総合政策室において行う。

（その他の事項）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年7月3日から施行する。

（この要綱の失効）

1 この要綱は、第2条の規定による最終の提言がなされた日に、その効力を

失う。

附 則
この訓令は、令和2年5月1日から施行する。

苫前町総合振興計画策定委員会 委員名簿

(敬称略、順不同)

団体名	職名	氏名
苫前町農業協同組合	参事	年代 博
苫前町農業協同組合青年部	監事	花井 望 睦
苫前町農業協同組合女性部	部長	佐武 敏 子
北るもい漁業協同組合苫前支所	支所長	坂下 秀 幸
北るもい漁業協同組合苫前青年部	部長	小笠原 宏 一
北るもい漁業協同組合苫前女性部	部長	米森 みゆき
苫前町商工会	会長 ◎	渡部 和 人
苫前町商工会青年部	部長	渡邊 育 史
苫前町商工会女性部	部長	木全 澄 子
苫前建設協会	会長	奥山 和 彦
苫前町町内会連合会苫前町内会	会長 ○	大井 一 弘
苫前町町内会連合会古丹別連合町内会	事務局長	加工 藤 隆 雄
苫前町老人クラブ連合会	会長	加工 藤 政 尚
苫前町教育委員会	教育委員	花井 秀 昭
苫前町体育協会	会長	古村 育 夫
苫前町文化協会	監事	伊藤 通 康
苫前町子ども会育成連絡協議会	会長	早川 日出 利
留萌信用金庫苫前支店	支店長	佐藤 奨
苫前町議会	副議長	田沢 收
苫前町議会総務産業常任委員会	委員長	磯崎 功
苫前町	副町長	小澤 哲 也
合 計		21名

◎：委員長 ○：副委員長

苫前町総合振興計画策定委員会 事務局名簿

所 属	氏 名
総合政策室長	平井 幸 喜
総合政策室総合政策係長	佐藤 隆 裕
総合政策室総合政策係	奥 塚 矩 史
合 計	3名

〒078-3792
北海道苫前郡苫前町字旭37番地の1
苫前町役場 総合政策室総合政策係
電話：0164-64-2211
FAX：0164-64-2142
Eメール：sogo@town.tomamae.lg.jp
苫前町ホームページ
：http://www.town.tomamae.lg.jp/